

令和8年度 文教委員会資料

【所管事務の調査（報告）】

川崎市外国人市民代表者会議年次報告＜2025年度＞について

資料1 川崎市外国人市民代表者会議について

資料2 川崎市外国人市民代表者会議年次報告＜2025年度＞ 一概要一

資料3 川崎市外国人市民代表者会議年次報告＜2025年度＞

市 民 文 化 局

(令和8年5月7日)

川崎市外国人市民代表者会議について

1 目的及び設置（川崎市外国人市民代表者会議条例 第1条）

本市の地域社会の構成員である外国人市民に自らに係る諸問題を調査審議する機会を保障することにより、外国人市民の市政参加を推進し、もって相互に理解しあい、ともに生きる地域社会の形成に寄与することを目的として、川崎市外国人市民代表者会議を設置する。

※ 平成8（1996）年10月「川崎市外国人市民代表者会議条例」により設置
令和7（2025）年度は第15期2年目

2 所掌事務（同条例 第2条）

代表者会議は、外国人市民に係る施策その他の外国人市民に関し前条の目的を達成するために必要と認められる事項について調査審議し、市長に対し、その結果を報告し、又は意見を申し出ることができる。ただし、外国に関する事項は、調査審議の対象としない。

3 市長等の責務（同条例 第3条）

市長その他の執行機関は、代表者会議の運営に関し協力及び援助に努め、並びに代表者会議から前条に規定する報告又は意見の申出があったときは、これを尊重するものとする。

4 組織等（同条例 第4条）

- ・ 代表者26名以内をもって組織
- ・ 外国人市民の中から公募により代表者を選考（条件：年齢満18歳以上・本市の住民基本台帳に1年以上記録されていること）
- ・ 任期は2年間

5 報告等（同条例 第11号）

- ・ 毎年、代表者会議の調査審議の結果をまとめ、市長に報告しなければならない。
- ・ 市長は、報告を受けたときは、議会に報告するとともに、これを公表する。

ねん がつ
2026年3月

かわさきしちょう ふくだ のりひこ さま
川崎市 市長 福田 紀彦 様

かわさきしがいくじんしみんだいひょうしゃかいぎ
川崎市外国人市民代表者会議

い いん ちょう いとう ゆりか きゃれん
委員長 イトウ ユリカ キャレン

ふくい いんちょう すりに ヴァさん すちえた
副委員長 スリニヴァサン スチエタ

ねん どのかわさきしがいくじんしみんだいひょうしゃかいぎ ほうこく
2025年度川崎市外国人市民代表者会議の報告

だい きかわさきしがいくじんしみんだいひょうしゃかいぎ ねん じ め ねん がつはつか ねん がつようか かい しようか
第15期川崎市外国人市民代表者会議の2年次目は、2025年4月20日から2026年2月8日まで4回(8日)
かいぎ りんじかいぎ おーぶんかいぎ くわ ごうけいこのか かいぎについて しゅうりよう ちょうさ
の会議と、臨時会議であるオープン会議を加えた合計9日の会議日程を終了しました。ここに調査
しんぎ けっか ほうこく
審議の結果をまとめ、報告いたします。

だい きだひょうしゃかいぎ ねん じ め さくねんど ひ つづ たぶんかしゃかいがかい じょうほうはっしん しゅうち こそだ
第15期代表者会議2年次目は、昨年度に引き続き、多文化社会部会では「情報発信・周知」「子育て・
きょういく べっせい かぞくしょうめい あんしんせいかつぶかい ぼうさい さいがい きょうせいこみゆにてい けいせい いりよう
教育」「別姓の家族証明」、安心生活部会では「防災・災害」「共生コミュニティの形成」「医療」に
ちょうさしんぎ おこな がつ かいさい おーぶんかいぎ だひょうしゃかいぎ しんぎ
ついて調査審議を行いました。また、11月に開催したオープン会議では、代表者会議で審議してい
ないよう ほうこく ていげん と む さんか かつ こめんてーたー きちよう ごいけん
る内容を報告し、提言の取りまとめに向けて、参加された方やコメンテーターから貴重な御意見をい
ただきました。さらに、調査審議以外にも、インターナショナル・フェスティバルinカワサキやかわ
しみんまつ とう いべんと さんか おお しみん みなさま こうりゅう ふか かつどう
さき市民祭り等のイベントに参加し、多くの市民の皆様と交流を深めるなどの活動をしてきました。

かわさきしがいくじんじゅうみんじんこう ねん がつまつじつげんざい こくせき ちいき にん ぜんしみん
川崎市の外国人住民人口は、2025年12月末日現在、151の国籍・地域の61,597人となり、全市民に
し わりあい やく だい きかわさきしがいくじんしみんだいひょうしゃかいぎ だひょうしゃ
占める割合は約3.95%となっています。第15期川崎市外国人市民代表者会議では、代表者それぞれ
しなない ぜんがいくじんしみん だひょう つね いしき かいぎ のぞ
が、市内の全外国人市民の代表であることを常に意識しながら会議に臨んできました。

かわさきし こくせき みんぞく ぶんか ちが ゆた い ひと たが みと あ じんけん
川崎市では、国籍や民族、文化の違いを豊かさとして生かし、すべての人が互いに認め合い、人権が
そんちよう じりつ しみん ともく たぶんかきょうせいしゃかい じつげん かわさきし
尊重され、自立した市民として共に暮らすことができる多文化共生社会を実現するため、「川崎市
たぶんかきょうせいしゃかいすいしんしん さくてい さまさま しさく おこな わたし がいくじんしみん ちいきしゃかい
多文化共生社会推進指針」を策定し、様々な施策を行っています。私たち外国人市民も地域社会を
こうせい いちいん たぶんかきょうせい こうけん おも
構成する一員として、多文化共生のまちづくりにさらに貢献していきたいと思ひます。

さいご にほんじん がいくじん あんしん せいかつ い ちいきしゃかい けいせい
最後になりましたが、日本人も外国人も安心して生活できる、ともに生きる地域社会の形成をめざ
ぜんこく さきが じょうれい がいくじんしみんだいひょうしゃかいぎ せっち しちようおよ しぎかいなら
して、全国に先駆けて条例による外国人市民代表者会議を設置して下さった市長及び市議会並び
しみん みなさま ところ かんしゃ もう あ かいぎ さぼーと かんけいしゃ
に市民の皆様へ心から感謝を申し上げます。さらに、会議をサポートして下さっている関係者の
みなさま あつ れい もう あ
皆様に厚くお礼を申し上げます。

かわさきしがいこくじんしみんだいひょうしゃかいぎ だい きだいひょうしゃめいぼ
川崎市外国人市民代表者会議 第15期代表者名簿

いいんちよう ふくいんちよう
委員長・副委員長

なまえ 名前	こくせき ちいき 国籍・地域	きょじゆうく 居住区	じつこういんとう 実行委員等
いいんちよう 委員長 いとウ ユリカ キヤレン (2025年9月 委員長に就任)	べいこく 米国	たかつく 高津区	あんしんせいかつぶかい 安心生活部会 りんじかい じつこういんちよう 臨時会 (実行委員長・2025年9月～) にゅーずれたー ニューズレター (～2025年8月)
いいんちよう 委員長 せね アイサトウ チンボ (～2025年7月)	せねがる セネガル	あきおく 麻生区	たぶんかしやかいぶかい りんじかい じつこういんちよう 多文化社会部会、臨時会 (実行委員長・～2025年7 がつ 月)
ふくいんちよう 副委員長 すりにヴアサン スチエタ	いんど インド	かわさきく 川崎区	たぶんかしやかいぶかい りんじかい ふくじつこういんちよう 多文化社会部会、臨時会 (副実行委員長)

たぶんかしやかいぶかい
多文化社会部会

ごじゆうおんじゆん
 (五十音順)

なまえ 名前	こくせき ちいき 国籍・地域	きょじゆうく 居住区	じつこういんとう 実行委員等
ぶかいちよう 部会長 おん 載勳 (2025年12月 部会長に就任)	かんこく 韓国	かわさきく 川崎区	にゅーずれたー ニューズレター
ぶかいちよう 部会長 あでい だや よざ (2025年11月 部会長を退任)	いんどねしあ インドネシア	みやまえく 宮前区	こうりゆういべんと 交流イベント
ういすー けつと	まれーしあ マレーシア	たかつく 高津区	こうりゆういべんと 交流イベント
ぎーぜつげ ふろりあん ギーゼツゲ フロリアン	どいつ ドイツ	なかはらく 中原区	りんじかい 臨時会
すん ちん グアン	しんがぽーる シンガポール	たまく 多摩区	こうりゆういべんと 交流イベント
だお てい はーい はん (～2025年11月)	べとなむ ベトナム	さいわい 幸区	こうりゆういべんと 交流イベント
ばく へじん 朴 慧珍	かんこく 韓国	なかはらく 中原区	りんじかい 臨時会
ひらの じょいみ ヒラノ ジョイミ	ふいりびん フィリピン	たかつく 高津区	こうりゆういべんと 交流イベント
ぶー ほん あん ブー ホン アン	べとなむ ベトナム	さいわい 幸区	にゅーずれたー ニューズレター
ふるや ふみこ 古谷 史子	ちゆうこく 中国	かわさきく 川崎区	りんじかい 臨時会
らはまん じあうる ラハマン ジャウル	ばんぐらでしゅ バングラデシュ	なかはらく 中原区	こうりゆういべんと 交流イベント
るいす じえーむす ルイス ジェームス	えいこく 英国	みやまえく 宮前区	りんじかい 臨時会

あんしんせいかつぶかい
安心生活部会

ごじゆうおんじゆん
 (五十音順)

なまえ 名前	こくせき ちいき 国籍・地域	きょじゆうく 居住区	じつこういんとう 実行委員等
ぶかいちよう 部会長 しやん ぼうじよ 単 望舒	ちゆうこく 中国	なかはらく 中原区	りんじかい 臨時会
かまた ふあちま 鎌田 ファチマ	ぶらじる ブラジル	なかはらく 中原区	にゅーずれたー ニューズレター
きむ すよん 金 寿瑛	かんこく 韓国	みやまえく 宮前区	りんじかい 臨時会
ちよう 遥 張 遥	ちゆうこく 中国	なかはらく 中原区	にゅーずれたー ニューズレター
ひりすとば がぶりえら ヒリストバ ガブリエラ	ぶるがりあ ブルガリア	たかつく 高津区	にゅーずれたー ニューズレター
ぶすとふすきーふ あなすたしあ プストフスキーフ アナスタシア	ろしあ ロシア	たまく 多摩区	にゅーずれたー ニューズレター
ほかれる ならやん ポカレル ナラヤン	ねばーる ネパール	さいわい 幸区	にゅーずれたー ニューズレター
ほそ みげる あんへる ポソ ミゲル アンヘル	ぼりびあ ボリビア	かわさきく 川崎区	りんじかい 臨時会
ほらにすき びよーとる ポラニスキ ビョートル	ぼーらんど ポーランド	たかつく 高津区	こうりゆういべんと 交流イベント
やん ついー 楊 子宜	たいわん 台湾	みやまえく 宮前区	りんじかい 臨時会
り 詞 李 詞	ちゆうこく 中国	たまく 多摩区	りんじかい 臨時会

I 会議の報告（1～14ページ）

1 会議開催概要（4・5ページ）

会期		開催日／場所	代表者／傍聴者
だい かい 第1回	だい にち つうさん 第1日（通算①）	2025年4月20日／国際交流センター	23人／4人
	だい にち つうさん 第2日（通算②）	2025年5月18日／国際交流センター	24人／8人
だい かい 第2回	だい にち つうさん 第1日（通算③）	2025年6月15日／国際交流センター	25人／5人
	だい にち つうさん 第2日（通算④）	2025年9月7日／国際交流センター	20人／21人
だい かい 第3回	だい にち つうさん 第1日（通算⑤）	2025年10月12日／国際交流センター	19人／28人
りんじかい 臨時会	つうさん （通算⑥）	2025年11月16日／国際交流センター	参加者 61人
だい かい 第3回	だい にち つうさん 第2日（通算⑦）	2025年12月14日／国際交流センター	21人／4人
だい かい 第4回	だい にち つうさん 第1日（通算⑧）	2026年1月18日／国際交流センター	20人／2人
	だい にち つうさん 第2日（通算⑨）	2026年2月8日／国際交流センター	21人／3人

*川崎市外国人市民代表者会議条例（平成8年川崎市条例第25号）

第9条 会議の開催は、1年に4回とし、1回当たり2日とする。

2 前項の規定にかかわらず、委員長が必要と認めるときは、臨時の会議を開催することができる。

2 調査審議の内容（6～13ページ）

【1】会議の運営（6・7ページ）

- (1) 年間日程の決定と実行委員会の設置
- (2) 正副委員長部会長会議の開催

【2】調査審議で出された意見（8・9ページ）

《多文化社会部会》

- (1) 情報発信・周知について

(2) ^{こそだ}子育て・^{きょういく}教育について

(3) ^{べつせい}別姓の^{かぞくしやうめい}家族証明について

^{あんしんせいかつぶかい}
《安心生活部会》

(1) ^{ぼうさい}防災・^{さいがい}災害について

(2) ^{きやうせい}共生コミュニティの^{けいせい}形成について

(3) ^{いりよう}医療について

【3】^{りんじかい}臨時会 (10^{ページ}ページ)

^{にちじ}日時 ^{がつ}11月^{にち}16日(日) ^{にち}14:00~17:00

^{ばしょ}場所 ^{かわさきしこくさいこうりゆうせんたーほーる}川崎市国際交流センターホール

^{さんかしゃ}参加者 ^{にん}61人

^{ぜんたいかい}全体会：^{だいひやうしゃかいぎ}代表者会議の^{しやうかいなど}紹介等

^{ぶんかかい}分科会：^{ぶんかかい}分科会A ^{こそだ}子育て・^{きょういく}教育、^{うえるかむせつと}ウエルカムセット (※)

^{ぶんかかい}分科会B ^{ぼうさい}防災・^{さいがい}災害

^{ぜんたいかい}全体会：^{ぶんかかいほうこく}分科会報告、^{こめんとう}コメント等

^{こめんてーたー}コメントーター ^{かど}門 ^{みゆき}美由紀さん(立^{りっきやうだいがく}教大学 ^{こみゆにていふくしがくぶ}コミュニティ福祉学部 ^{とくにんじゆんきやうじゆ}特任准教授)

※^{うえるかむせつと}ウエルカムセット

^{かくくやくしよてんにゆうまどぐち}各区役所転入口において^{はいふ}配布する、^{せいかつ}生活に^{ひつよう}必要な^{きほんてき}基本的な^{じやうほう}情報を^{せつと}まとめたセット

II 提言 (15～30ページ)

【1】外国人市民が安心して子育てや進学等ができるように、日本の教育に関する制度を分

りやすく情報提供する。

代表者会議が川崎市に住む外国人市民のために検討した、日本の教育制度に関する

リーフレットを活用する。

- 日本の教育は義務教育である小学校から始まり、中学校、高等学校や専門学校、大学等へと続き、それぞれの段階でパンフレットやホームページが準備されているが、発行元が数多くあり、外国人市民にとって、子育てや教育の制度全般に関する過程が分かりにくい場合がある。
- そこで、日本の教育制度を利用したことのない外国人市民にとっては、日本の義務教育から大学等までの流れを一つに集約した資料があればとても便利ではないかと考え、代表者が日本での教育や子育てで戸惑った経験や困った経験を元に、日本の教育制度を分かりやすく情報提供するリーフレット（別紙1）を検討、作成することとした。
- このリーフレットを活用し、子どもやその保護者に周知していただくと同時に、教育現場で働く方や支援者の方にも周知していただきたい。

【2】災害時における避難所での多文化共生と外国人支援のための仕組みづくりを推進する。

【2017年度提言の補足意見・再提言】

- 1 代表者会議が外国人市民のために検討した防災・災害に関するリーフレットを活用する。
- 2 長期避難となる地震を想定した避難所運営マニュアルに掲載している、一般財団法人自治体国際化協会（CLAIR）（以下、クレアという。）作成の多言語ツールを最新のものに更新する。
- 3 風水害を想定した避難所運営マニュアルに、クレア作成の多言語ツールを参考にした外国人市民支援に関する資料を掲載する。
- 4 避難所運営にかかわる市職員向けに外国人支援に関する研修を実施する。

- 1 外国人市民に防災・災害に関する大事な情報入手しやすくするために、外国人市民のための多言語の防災情報の一覧を検討、作成することとした。このリーフレットを外国人市民の防災に対する意識や知識を高める一助にしてほしい。（別紙2）
- 2 2017年度提言以降もクレアは災害時に役立つ新たな多言語ツールを公開しており、その中の「多言語指さしボード」（別紙3）は、避難所スタッフと被災外国人がスムーズに意思疎通するのに有効であるため、「多言語指さしボード」を地震時避難所運営マニュアルに導入し、活用してほしい。
- 3 風水害は天気予報等である程度予測できるため短時間の避難となることを想定しており、現在、「風水害時避難所運営マニュアル」に多言語ツールは掲載されていないが、短時間であっても、避難所に外国人市民が訪れる可能性があるなかでは、クレアが作成した多言語ツール等を参考に必要な資料をマニュアルに取り入れてほしい。
- 4 現在、川崎市の避難所を運営する市職員向けの研修には、外国人市民の支援について詳細に触れられていないことが分かったため、クレア作成の多言語ツールや災害時のやさしい日本語などについて学ぶ研修を実施し、外国人市民が避難所で孤立しないよう、外国人市民も避難所を利用するという意識づくりをお願いしたい。

※今回の提言【2】に付記している「補足意見・再提言」については、2017年度提言が未達成である

ことを示すものではなく、代表者が過去の提言を踏まえた検討・議論を行い、当該提言に補足や追加を加え、新たな提言として取りまとめたものであることを示しています。

III 各種活動状況 (31~44ページ)

- 1 市長・市議会への報告 (33ページ)
- 2 臨時会 (オープン会議) の企画・運営 (34・35ページ)
- 3 ニュースレターの編集 (35・36ページ)
- 4 行事への参加 (37~40ページ)
- 5 フィールドワーク (41ページ)
- 6 その他の活動 (42ページ)
- 7 代表者の活動状況 (43ページ)
- 8 専門調査員の活動状況 (44ページ)

IV 資料 (45~135ページ)

- 1 外国人住民人口統計 (47~50ページ)
- 2 提出資料一覧 (51~53ページ)
- 3 提言への市の取組状況 (54~126ページ)
- 4 外国人市民代表者会議のしくみ (126・127ページ)
- 5 条例・要綱・要領 (128~135ページ)

いろいろな相談窓口

かわさき し こく さいこうりゆうせん たー なかはらく
川崎市国際交流センター【中原区】

Consultation 相談できること

- 11言語で対応 (in 11 language)
- 申請書の書き方 (How to write applications)
- 在留資格 (Visa・Resident status)
- 相談料 無料 (free)
- 仕事について (Work・Employment)
- 税金について (Taxation)
- 結婚・離婚 (Marriage・Divorce)
- 住む家について (Housing)
- 日本語の勉強 (Japanese lesson)
- 教育・子育て (Education・Childcare)
- 親切なお対応 (kind & helpful)
- 9月～11月 対応 (availability: 9月～11月)
- ごみの出し方など生活一般 (How to take out garbage etc.)

詳しくは上のQRを読み取ってください
川崎市国際交流センター内
多文化共生総合相談ワンストップセンター

かわさき多文化共生プラザ【川崎区】

かわさき日本語学習ポータルサイト

見つけよう、学びの場。
日本語でつながる、地域で広がる

日本語教室 ことば学習支援 学習用教材 お役立ちサイト

日本語が上手になる、かわさき日本語学習ポータルサイト

地域の教室情報や支援活動の案内、学習に役立つ情報をひとつにまとめ、あなたの学習を応援します。

たぶんかきようせいすいしんか <<多文化共生推進課>>

作成協力：川崎市外国人市民代表者会議

Kawasaki City Representative Assembly for Foreign Residents

問い合わせ先 かわさき多文化共生プラザ TEL 044-200-1520

(川崎市市民文化局多文化共生推進課)



外国につながる子どもの進路に関するリーフレット

日本の教育制度

※ここでは、公立学校について紹介しています。

義務教育（授業料は無料）は小学校6年間と中学校3年間の合計9年間です。



がくねん 学年



やす 休み

4月2日～次の4月1日生まれが同じ学年です。

夏休み（7月～8月）

冬休み（12月）

春休み（3月）

長期休みがあります。



川崎市立の小学校・中学校は2学期制（前期・後期）です。

小学校生活の1日

※学校によって少し違います。

- 8:20 登校
- 8:50 授業開始
- 12:20 給食
- 13:10 掃除
- 15:20 授業終了
- 15:30 下校

小学校生活では・・・

- 児童が教室などを掃除します。
- 給食は児童が準備します。
- 集団生活なので、持ち物にはすべて自分の名前を書きます。
- ランドセルなどで登下校します。



幼稚園・認定こども園・保育所など
Age 0-6

義務教育ではない



かわさきの小学校へようこそ！
川崎市国際交流協会

日本の教育制度は外国とは違います。
母国と違うことが多くあります。
「違うこと」を認識して、分からないことは、学校の先生や周りの人に積極的に聞いてみてください！！
周りの人とつながることで情報がたくさん入ってくるようになります。

高等学校
Age 15-18

3年間など
義務教育ではない
入学試験あり



公立高校入学のためのガイドブック

認定NPO法人 多文化共生教育ネットワークかながわ



中学校
Age 12-15

3年間
義務教育



日本語サポートあり



ようこそかながわの中学校へ
NPO法人ABCジャパン

小学校
Age 6-12

6年間
義務教育



学校を充実させる10のポイント
かながわ国際交流財団

大学・専門学校等
Age 18+

義務教育ではない
入学試験あり



川崎市立図書館アプリ
川崎市教育委員会



《注意》実際の進学ルートは一つではありませんが、本イラストは、日本の教育制度に関する理解が十分でない外国人市民の方々に、分かりやすく情報提供することを目的とした「川崎市外国人市民代表者会議」の提言を踏まえ、シンプルな構成で作成しています。

Disaster Prevention and Emergency Information for Foreign Residents

別紙 2

1. “Preparedness Kawasaki”

Before a disaster

Multilingual support

An informational magazine covering disaster preparedness and related topics



Web ver.



Multilingual ver.

Web version: <https://portal.kikikanri.city.kawasaki.jp/static/sonaeru/>

Multilingual version: <https://www.city.kawasaki.jp/601/page/0000015861.html>

2. Official X Account of the Kawasaki City Crisis Management Headquarters

Before a disaster

During a disaster

After a disaster

Provides updates on disaster prevention, weather, and emergency-related information in Kawasaki City



https://x.com/kawasaki_bousai

3. Disaster Prevention Portal Site

Before

During

Website

Multilingual support

Kawasaki City disaster prevention information. During disasters, the portal posts emergency updates and evacuation shelter information in 5 languages



<https://portal.kikikanri.city.kawasaki.jp>

4. Kawasaki Disaster Prevention App

Before

During

App

Multilingual support

Check Kawasaki evacuation and disaster-related information and shelters via maps



App Store



Google Play

App Store: [link](#)

Google Play: [link](#)

5. Multilingual Disaster Support Information Site

During a disaster

Website

Multilingual support

In the event of a large-scale disaster, this site provides essential information in 11 languages



<https://www.kifjp.org/disaster/>

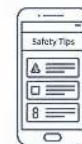
6. Safety Tips

During a disaster

App

Multilingual support

A multilingual app that provides links and essential information during disasters in Japan in 15 languages



App Store



Google Play

App Store: [link](#)

Google Play: [link](#)

外国人市民向けの防災・災害に関する情報

1. 備える。かわさき

災害前 多言語対応

災害に対する備えなど、災害が起きる前に読む情報誌



Web版: link
多言語版: link

2. 川崎市危機管理本部 公式X

災害前 災害時 災害後

川崎市の防災、気象、災害等に関する情報を発信



https://x.com/kawasaki_bousai

3. 川崎市防災ポータルサイト

災害前 災害時 ウェブサイト 多言語対応

川崎市の防災情報をまとめた5言語対応のサイト

災害時には、緊急情報や避難所の情報を掲載



<https://portal.kikikanri.city.kawasaki.jp>

4. かわさき防災アプリ

災害前 災害時 アプリ 多言語対応

川崎市の避難情報や避難所を地図で確認できたり、災害に関する情報を調べることができるアプリ



App Store: link
Google Play: link

5. 災害時の多言語支援情報サイト

災害時 ウェブサイト 多言語対応

大規模災害が発生した際に、

外国人に必要な情報を11言語で発信



<https://www.kifjp.org/disaster/>

6. Safety Tips

災害時 アプリ 多言語対応

日本の災害時に必要な情報にアクセスできるリンク集等を掲載している15言語対応のアプリ



App Store: link
Google Play: link

多言語指さしボードの使い方

全言語共通

避難所などで外国人対応をされる方へ

避難所で日本語が苦手な外国人と最低限の意思疎通を図るための多言語指さしボードの使い方を説明します。ボードは、この裏面を含めて3種類あります。また、自治体国際化協会が別途提供している多言語の『避難者登録カード』も一緒に使用しますので、以下4種類をご用意ください。

- ボード1『言語の確認』（このボードの裏面）
- ボード2『避難所スタッフ用』
- ボード3『被災外国人用』
- 同時に使用『避難者登録カード』

ボードの使い方

はじめに

ボード1『言語の確認』を外国人に見せ、「日本語がわかるか」を確認します。
日本語が分からない場合に、「どの言語がわかるか」を確認します。

【外国人が分かる言語が言語リストにない場合】

翻訳アプリを活用するか、避難所運営責任者から自治体や国際交流協会などに連絡してもらい、通訳や翻訳の対応について確認してください。

つぎに

ボード2『避難所スタッフ用』を使って、外国人の意思を確認します。

ボード2『避難所スタッフ用』の「③何か困っていることはありますか?」、「④欲しいものはありますか?」の質問に対する答えは、ボード3『被災外国人用』を使って外国人に指差してもらいます。

【外国人に持病がある場合や、外国人の体調が悪い場合】

ボード2『避難所スタッフ用』の「⑤避難者登録カードに記入してください」を指差して、『避難者登録カード』の裏面にある、体調や持病などの欄に記入してもらってください。

【外国人に食べられないものがある場合】

ボード2『避難所スタッフ用』の「⑥避難者登録カードに記入してください」を指差して、『避難者登録カード』の裏面にある、食べられないものの項目にチェックをしてもらってください。

※『避難者登録カード』は、言語リストの①～⑭の言語に対応しています。

同カードにチェックしてもらった内容は、避難所運営責任者に引き継いでください。

便利なアプリの紹介

すべてのアプリは、QRコードから無料でダウンロードできます。利用も無料です。

音声翻訳アプリ

<Voice Tra>

話しかけると翻訳してくれるアプリ
(日本語→外国語、外国語→日本語)



参考アプリ

<Safety Tips>

災害、外国人受入可能な医療機関、
交通等の多言語情報アプリ



<Google 翻訳>

話しかけると翻訳してくれるアプリ
(日本語→外国語、外国語→日本語)



<NHK WORLD-JAPAN>

最新の災害ニュースを英語、中国語、
その他の言語で提供するアプリ



1. 言語の確認

全言語共通

にほんご

日本語はわかりますか？

- | | |
|--|---------------------------------------|
| ① Do you understand Japanese? | ⑧ Comprenez-vous le japonais ? |
| ② 您懂日语吗？ | ⑨ Вы понимаете по-японски? |
| ③ 會日語嗎？ | ⑩ Bạn có hiểu tiếng Nhật không? |
| ④ 일본어를 할 줄 압니까? | ⑪ เข้าใจภาษาญี่ปุ่นหรือไม่ |
| ⑤ Nakakaintindi ba kayo ng wikang Hapon? | ⑫ ဂျပန်ဘာသာစကား နားလည်ပါသလား။ |
| ⑥ Você entende japonês? | ⑬ Apakah Anda memahami bahasa Jepang? |
| ⑦ ¿Entiende japonés? | ⑭ जापानी भाषा बुझ्नुहुन्छ? |

はい / YES

いいえ / NO



なにご

何語がわかりますか？

- | | |
|--|--|
| ① Which language(s) do you speak? | ⑧ Quelle(s) langue(s) comprenez-vous ? |
| ② 您懂什么语言？ | ⑨ Какой язык вы понимаете? |
| ③ 會什麼語言？ | ⑩ Bạn biết ngôn ngữ gì? |
| ④ 어떤 언어를 할 줄 압니까? | ⑪ เข้าใจภาษาอะไร ? |
| ⑤ Anong wika ang inyong naiintindihan? | ⑫ ဘယ်ဘာသာစကား နားလည်ပါလဲ။ |
| ⑥ Quais idiomas você entende? | ⑬ Anda memahami bahasa apa saja? |
| ⑦ ¿Qué idioma entiende? | ⑭ कुन भाषा बुझ्नुहुन्छ? |

英語
English

ポルトガル語
Português

タイ語
ภาษาไทย

中国語（簡体字）
中文（简体字）

スペイン語
Español

ミャンマー語
မြန်မာဘာသာ

中国語（繁体字）
中文（繁體字）

フランス語
Français

インドネシア語
Bahasa Indonesia

韓国・朝鮮語
한국・조선어

ロシア語
Русский язык

ネパール語
नेपाली भाषा

タガログ語
Tagalog

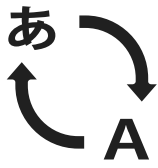
ベトナム語
Tiếng Việt

その他
Others

2. 避難所スタッフ用 | 表面

英語、中国語（簡体 / 繁体）、韓国語、タガログ語

① 翻訳アプリを使っていますか？



- ① Do you use a translation app?
- ② 您是否使用翻译软件 (或 APP) ?
- ③ 有使用翻译 APP 嗎?
- ④ 번역 앱을 사용하고 있습니까?
- ⑤ Gumagamit ba kayo ng translation app?

はい / YES

いいえ / NO



翻訳アプリ (参考)

- ① (Reference) Translation apps
- ② (参考) 翻译软件
- ③ (参考) 翻译 APP
- ④ (참고) 번역 앱
- ⑤ (Sanggunian) Translation App

<Voice Tra>



Download on the App Store



Google play

<Google 翻訳>



Download on the App Store



Google play

② 私は避難所のスタッフです



- ① I am staff at the evacuation shelter.
- ② 我是避难所的工作人员
- ③ 我是避难所的工作人员
- ④ 저는 대피소 직원입니다
- ⑤ Ako ay kawani ng shelter.

③ 何か困っていることはありますか？



- ① Do you have anything that troubles you?
- ② 您有什么需要帮助的吗?
- ③ 有什麼困擾嗎?
- ④ 도와드릴 일 없습니까?
- ⑤ May problema ba kayo?

④ 欲しいものはありますか？



- ① Is there anything you want?
- ② 您需要什么东西?
- ③ 有什麼想要的嗎?
- ④ 필요하신 거 없습니까?
- ⑤ May kailangan ba kayo?

⑤ 避難者登録カードに記入してください



- ① Please complete an Evacuee Registration Card.
- ② 请填写避难者登记卡
- ③ 請填寫避難者登記卡
- ④ 피난자 등록 카드를 작성해주시시오
- ⑤ Paki-sulatan lamang ang refugee registration card.

⑥ 手伝うことができますか？



- ① Can you help us at the evacuation shelter?
- ② 您能帮我们做些什么吗?
- ③ 您可以幫忙嗎?
- ④ 대피소 업무를 도와주실 수 있습니까?
- ⑤ Maaari ba kayong tumulong?

⑦ 困ったことがあれば受付に来てください



- ① When you need help, please come to the reception.
- ② 如果遇到困难请到登记处
- ③ 如果遇到困難，請到櫃檯來求助
- ④ 도움이 필요하면 접수 창구로 오십시오
- ⑤ Magtungo lamang po sa aming tanggapan kung may problema.

2. 避難所スタッフ用 | 裏面

英語、中国語（簡体 / 繁体）、韓国語、タガログ語

メモ
MEMO

れんらくさき
連絡先

3. 被災外国人用 | 表面

英語、中国語（簡体 / 繁体）、韓国語、タガログ語

① 食べられないものがあります



- ① I cannot eat certain food.
- ② 有不能吃的东西
- ③ 有不能吃的東西
- ④ 못 먹는 음식이 있습니다
- ⑤ May mga pagkain akong hindi nakakain.

② 長い間持っている病があります



- ① I have a chronic illness.
- ② 您患有慢性疾病吗
- ③ 病了很長一段時間了
- ④ 장기간 앓고 있는 지병이 있습니다
- ⑤ May sakit akong matagal nang dinaramdam.

③ 妊娠しています



- ① I am pregnant.
- ② 怀孕中
- ③ 正懷孕著
- ④ 임신 중입니다
- ⑤ Nagdadalang-tao ako.

④ 障害があります



- ① I have a disability.
- ② 残障人士
- ③ 有身（心）障礙
- ④ 장애를 가지고 있습니다
- ⑤ May kapansanan ako.

⑤ 体の調子が悪いです



- ① I am not well.
- ② 身体不适
- ③ 身體不舒服
- ④ 몸 컨디션이 좋지 않습니다
- ⑤ Hindi maganda ang pakiramdam ko.

⑥ お祈りをしたいです



- ① I would like to pray.
- ② 想做祷告
- ③ 想祈禱
- ④ 기도를 하고 싶습니다
- ⑤ Gusto ko sanang manalangin.

⑦ 授乳をしたいです



- ① I would like to breastfeed/ bottle feed my baby.
- ② 想给孩子喂奶
- ③ 想餵奶
- ④ 수유를 하고 싶습니다
- ⑤ Gusto ko sanang magpasuso.

⑧ 短い間個室を使いたいです



- ① I would like to use a private room for a short time.
- ② 想用一下单间
- ③ 想短時間使用私人房間
- ④ 잠깐 독실을 이용하고 싶습니다
- ⑤ Gusto kong sanang gamitin ang pribadong silid sa loob lamang ng maikling panahon.

⑨ ペットを連れてきたいです



- ① I would like to bring my pet(s).
- ② 允许带宠物吗
- ③ 想帶寵物一起來
- ④ 애완동물을 데려오고 싶습니다
- ⑤ Gusto ko sanang dalhin ang aking pet.

⑩ Wi-Fiを使いたいです



- ① I would like to use wifi.
- ② 想使用 WiFi
- ③ 想用W i - F i
- ④ Wi-Fi를 이용하고 싶습니다
- ⑤ Gusto ko sanang gumamit ng Wi-Fi.

⑪ 携帯電話を充電したいです



- ① I would like to charge my mobile phone.
- ② 想给手机充电
- ③ 想給手機充電
- ④ 휴대폰을 충전하고 싶습니다
- ⑤ Gusto ko sanang i-charge ang aking mobile phone.

⑫ 家族に連絡したいです



- ① I would like to contact my family.
- ② 想跟家里人联系
- ③ 想和家人聯絡
- ④ 가족에게 연락하고 싶습니다
- ⑤ Gusto ko sanang kontakin ang aking pamilya.

3. 被災外国人用 | 裏面

英語、中国語（簡体 / 繁体）、韓国語、タガログ語

13 大使館に 連絡したいです



- ① I would like to contact the embassy.
- ② 想跟大使馆联系
- ③ 想和大使馆聯絡
- ④ 대사관에 연락하고 싶습니다
- ⑤ Gusto ko sanang kontakin ang aking embahada.

14 すぐに 帰国 したいです



- ① I would like to go back to my country immediately.
- ② 想马上回国
- ③ 想立刻回自己的國家
- ④ 바로 귀국하고 싶습니다
- ⑤ Gusto ko sanang umuwi kaagad sa sarili kong bansa.

15 移動方法を 知りたいです



- ① I would like to know which transportation to use.
- ② 想知道目前可以使用的交通方式
- ③ 想知道交通方式
- ④ 이동방법을 알고 싶습니다
- ⑤ Gusto ko sanang malaman kung paano lumpat.

16 ○○○が 欲しいです



- ① I want ○○○.
- ② 需要○○○
- ③ 想要○○○
- ④ ○○○가 필요합니다
- ⑤ Gusto ko ng ○○○.

欲しいものリスト (無料 / 0YEN)

- ① List of items that I need (Free of charge). ② 所需物品清單 (免費) ③ 想要的物品清單 (免費)
④ 필요한 물품 목록 (무료) ⑤ Listahan ng mga nais na bagay (Libre).

<p>みず 水</p>  <ol style="list-style-type: none"> ① Water ② 水 ③ 水 ④ 물 ⑤ Tubig 	<p>た 食べもの</p>  <ol style="list-style-type: none"> ① Food ② 食品 ③ 食物 ④ 먹을 것 ⑤ Pagkain
<p>もうふ 毛布</p>  <ol style="list-style-type: none"> ① Blanket ② 毯子 ③ 毯子 ④ 담요 ⑤ Kumot 	<p>しょくひん ハラール食品</p>  <ol style="list-style-type: none"> ① Halal food ② 清真食品 ③ 清真食品 ④ 할랄 식품 ⑤ Halal na Pagkain
<p>おむつ</p>  <ol style="list-style-type: none"> ① Diapers ② 尿不湿 ③ 尿布 ④ 기저귀 ⑤ Diaper 	<p>くすり</p>  <ol style="list-style-type: none"> ① Medicine ② 药 ③ 藥 ④ 약 ⑤ Gamot
<p>せいりょうひん 生理用品</p>  <ol style="list-style-type: none"> ① Sanitary pads ② 卫生巾 ③ 生理用品 ④ 생리용품 ⑤ Gamit para sa Regla 	<p>ミルク</p>  <ol style="list-style-type: none"> ① Baby formula milk ② 嬰兒奶粉 ③ 奶粉、液體奶 ④ 분유, 액상분유 ⑤ Gatas ng Sanggol

かわさき し がいこくじん し みんだいひょうしゃかい ぎ
川崎市外国人市民代表者会議

ねん じ ほう こく
年 次 報 告

< 2025^{ねんど}年度 >

かわさき し がいこくじん し みんだいひょうしゃかい ぎ
川崎市外国人市民代表者会議

2026 (令和^{れいわ}8) 年^{ねん}3月^{がつ}

かわさきしちょう ふくだ のりひこ さま
川崎市市長 福田 紀彦 様

かわさきしがいくじんしみんだいひょうしゃかいぎ
川崎市外国人市民代表者会議
い いん ちょう いとう ゆりか きゃれん
委員長 イトウ ユリカ キャレン
ふくい いんちょう すりに ヴァさん すちえた
副委員長 スリニヴァサン スチエタ

ねん どのかわさきしがいくじんしみんだいひょうしゃかいぎ ほうこく
2025年度川崎市外国人市民代表者会議の報告

だい きかわさきしがいくじんしみんだいひょうしゃかいぎ ねん じめ ねん がつはつか ねん がつようか かい しようか
第15期川崎市外国人市民代表者会議の2年次目は、2025年4月20日から2026年2月8日まで4回(8日)
かいぎ りんじかいぎ おーぶんかいぎ くわ ごうけいこのか かいぎについて しゅうりよう ちょうさ
の会議と、臨時会議であるオープン会議を加えた合計9日の会議日程を終了しました。ここに調査
しんぎ けっか ほうこく
審議の結果をまとめ、報告いたします。

だい きだひょうしゃかいぎ ねん じめ さくねんど ひ つづ たぶんかしゃかいがかい じょうほうはっしん しゅうち こそだ
第15期代表者会議2年次目は、昨年度に引き続き、多文化社会部会では「情報発信・周知」「子育て・
きょういく べっせい かぞくしょうめい あんしんせいかつぶかい ぼうさい さいがい きょうせいこみゆにてい けいせい いりよう
教育」「別姓の家族証明」、安心生活部会では「防災・災害」「共生コミュニティの形成」「医療」に
ちょうさしんぎ おこな がつ かいさい おーぶんかいぎ だひょうしゃかいぎ しんぎ
ついて調査審議を行いました。また、11月に開催したオープン会議では、代表者会議で審議してい
ないよう ほうこく ていげん と む さんか かた こめんてーたー きしょう ごいけん
る内容を報告し、提言の取りまとめに向けて、参加された方やコメンテーターから貴重な御意見をい
ただきました。さらに、調査審議以外にも、インターナショナル・フェスティバルinカワサキやかわ
しみんまつ どう い べん と さんか おお しみん みなさま こうりゅう ふか かつどう
さき市民祭り等のイベントに参加し、多くの市民の皆様と交流を深めるなどの活動をしてきました。

かわさきしがいくじんじゅうみんじんこう ねん がつまつじつげんざい こくせき ちいき にん ぜんしみん
川崎市の外国人住民人口は、2025年12月末日現在、151の国籍・地域の61,597人となり、全市民に
し わりあい やく だい きかわさきしがいくじんしみんだいひょうしゃかいぎ だひょうしゃ
占める割合は約3.95%となっています。第15期川崎市外国人市民代表者会議では、代表者それぞれ
しな い ぜんがいくじんしみん だひょう つね いしき かいぎ のぞ
が、市内の全外国人市民の代表であることを常に意識しながら会議に臨んできました。

かわさきし こくせき みんぞく ぶんか ちが ゆた い ひと たが みと あ じんけん
川崎市では、国籍や民族、文化の違いを豊かさとして生かし、すべての人が互いに認め合い、人権が
そんちよう じりつ しみん とも く たぶんかきょうせいしゃかい じつげん かわさきし
尊重され、自立した市民として共に暮らすことができる多文化共生社会を実現するため、「川崎市
たぶんかきょうせいしゃかいすいしんしん さくてい さまさま しさく おこな わたし がいくじんしみん ちいきしゃかい
多文化共生社会推進指針」を策定し、様々な施策を行っています。私たち外国人市民も地域社会を
こうせい いちいん たぶんかきょうせい こうけん おも
構成する一員として、多文化共生のまちづくりにさらに貢献していきたいと思ひます。

さいご にほんじん がいくじん あんしん せいかつ い ちいきしゃかい けいせい
最後になりましたが、日本人も外国人も安心して生活できる、ともに生きる地域社会の形成をめざ
ぜんこく さきが じょうれい がいくじんしみんだいひょうしゃかいぎ せっち しちようおよ しぎかいなら
して、全国に先駆けて条例による外国人市民代表者会議を設置して下さった市長及び市議会並び
しみん みなさま ところ かんしゃ もう あ かいぎ さぼーと かんけいしゃ
に市民の皆様にご心から感謝を申し上げます。さらに、会議をサポートして下さっている関係者の
みなさま あつ れい もう あ
皆様に厚くお礼を申し上げます。

目次

I 会議の報告

	だい きだいひょうしゃ 第15期代表者	3
1	かいぎかいさいがいよう 会議開催概要	4
2	ちょうさしんぎ ないよう 調査審議の内容	6
	【1】かいぎ うんえい 会議の運営	6
	【2】ちょうさしんぎ だ いけん 調査審議で出された意見	8
	【3】りんじかい おーぶんかいぎ 臨時会(オープン会議)	10

II 提言

	だい きかわさしがいこくじんしみんだいひょうしゃかいぎ ていげん 第15期川崎市外国人市民代表者会議の提言について	17
	ていげん 提言	18

III 各種活動状況

1	しちょう しぎかい ほうこく 市長・市議会への報告	33
2	りんじかい おーぶんかいぎ きかく うんえい 臨時会(オープン会議)の企画・運営	34
3	にゅーず れたー へんしゅう ニューズレターの編集	35
4	ぎょうじ さんか 行事への参加	37
5	ふいーるどわーく フィールドワーク	41
6	た かつどう その他の活動	42
7	だいひょうしゃ かつどうじょうきょう 代表者の活動状況	43
8	せんもんちょうさいいん かつどうじょうきょう 専門調査員の活動状況	44

IV ^{しりょう}資料

1	^{がいこくじんじゅうみんじんこうとうけい} 外国人住民人口統計	47
2	^{ていしゅつしりょういちらん} 提出資料一覧	51
3	^{ていげん し とりくみじょうきょう} 提言への市の取組状況	54
4	^{がいこくじんしみんだいひょうしゃかいぎ} 外国人市民代表者会議のしくみ	126
5	^{じょうれい ようこう ようりょう} 条例・要綱・要領	128

かわさきしがいこくじんしみんだいひょうしゃかいぎ だい きだいひょうしゃめいぼ
川崎市外国人市民代表者会議 第15期代表者名簿

いいんちよう ふくいんちよう
委員長・副委員長

なまえ 名前	こくせき ちいき 国籍・地域	きょじゆうく 居住区	じつこういんとう 実行委員等
いいんちよう 委員長 いとウ ユリカ キヤレン (2025年9月 委員長に就任)	べいこく 米国	たかつく 高津区	あんしんせいかつぶかい 安心生活部会 りんじかい じつこういんちよう 臨時会 (実行委員長・2025年9月～) にゅーずれたー ニューズレター (～2025年8月)
いいんちよう 委員長 せね アイサトウ チンボ (～2025年7月)	せねがる セネガル	あきおく 麻生区	たぶんかしやかいぶかい りんじかい じつこういんちよう 多文化社会部会、臨時会 (実行委員長・～2025年7月)
ふくいんちよう 副委員長 すりにぢあきん すちえた	いんど インド	かわさきく 川崎区	たぶんかしやかいぶかい りんじかい ふくじつこういんちよう 多文化社会部会、臨時会 (副実行委員長)

たぶんかしやかいぶかい
多文化社会部会

ごじゆうおんじゆん
 (五十音順)

なまえ 名前	こくせき ちいき 国籍・地域	きょじゆうく 居住区	じつこういんとう 実行委員等
ぶかいちよう 部会長 おん 載勳 (2025年12月 部会長に就任)	かんこく 韓国	かわさきく 川崎区	にゅーずれたー ニューズレター
ぶかいちよう 部会長 あでいだよ よざ (2025年11月 部会長を退任)	いんどねしあ インドネシア	みやまえく 宮前区	こうりゆういべんと 交流イベント
ういすーけつと ウイスキー	まれーしあ マレーシア	たかつく 高津区	こうりゆういべんと 交流イベント
ぎーぜつて ふろりあん ギーゼツテ フロリアン	どいつ ドイツ	なかはらく 中原区	りんじかい 臨時会
すん ちん グアン スン チン グアン	しんがぽーる シンガポール	たまく 多摩区	こうりゆういべんと 交流イベント
だおてい はーい はん (～2025年11月) ダオ ティ ハーイ ハン	べとなむ ベトナム	さいわい 幸区	こうりゆういべんと 交流イベント
ばく へじん 朴 慧珍	かんこく 韓国	なかはらく 中原区	りんじかい 臨時会
ひらの じょいみ ヒラノ ジョイミ	ふいりびん フィリピン	たかつく 高津区	こうりゆういべんと 交流イベント
ぶーほん あん ブーホン アン	べとなむ ベトナム	さいわい 幸区	にゅーずれたー ニューズレター
ふるや ふみこ 古谷 史子	ちゆうこく 中国	かわさきく 川崎区	りんじかい 臨時会
らはまん じあうる ラハマン ジャウル	ばんぐらでしゅ バングラデシュ	なかはらく 中原区	こうりゆういべんと 交流イベント
るいす じえーむす ルイス ジェームス	えいこく 英国	みやまえく 宮前区	りんじかい 臨時会

あんしんせいかつぶかい
安心生活部会

ごじゆうおんじゆん
 (五十音順)

なまえ 名前	こくせき ちいき 国籍・地域	きょじゆうく 居住区	じつこういんとう 実行委員等
ぶかいちよう 部会長 しやんぼうじよ 単 望舒	ちゆうこく 中国	なかはらく 中原区	りんじかい 臨時会
かまた ふあちま 鎌田 ファチマ	ぶらじる ブラジル	なかはらく 中原区	にゅーずれたー ニューズレター
きむ すよん 金 寿瑛	かんこく 韓国	みやまえく 宮前区	りんじかい 臨時会
ちよう 遥 張 遥	ちゆうこく 中国	なかはらく 中原区	にゅーずれたー ニューズレター
ひりすとば がぶりえら ヒリストバ ガブリエラ	ぶるがりあ ブルガリア	たかつく 高津区	にゅーずれたー ニューズレター
ぶすとふすきーふ あなすたしあ プストフスキーフ アナスタシア	ろしあ ロシア	たまく 多摩区	にゅーずれたー ニューズレター
ほかれる ならやん ポカレル ナラヤン	ねばーる ネパール	さいわい 幸区	にゅーずれたー ニューズレター
ほそ みげる あんへる ポソ ミゲル アンヘル	ぼりびあ ボリビア	かわさきく 川崎区	りんじかい 臨時会
ほらにすき びよーとる ポラニスキ ビョートル	ぼーらんど ポーランド	たかつく 高津区	こうりゆういべんと 交流イベント
やん ついー 楊 子宜	たいわん 台湾	みやまえく 宮前区	りんじかい 臨時会
り 詞 李 詞	ちゆうこく 中国	たまく 多摩区	りんじかい 臨時会

I かい ぎ 会議ほう こくの報告

だい き だいひょうしゃ
 ＊ ＊ ＊ ＊ ＊ 第15期代表者 ＊ ＊ ＊ ＊ ＊



ねん がつようか にち だい き がいこくじんしみんだいひょうしゃかいぎ ねんどだい かいだい にち しゅうこうしゃしん
 2026年2月8日 (日) 第15期外国人市民代表者会議2025年度第4回第2日 集合写真

だいひょうしゃかいぎ みつ きーわーど
 ＊ ＊ ＊ 代表者会議の3つのキーワード ＊ ＊ ＊

ようきゅう さんか
要求から参加へ

ようきゅう
 要求するだけではなく
 せっきよくてき しせい さんか
積極的に市政参加・
 しゃかい さんか
 社会参加をしていく。

こべつ ぷへん
個別と普遍

こべつ ちが なか
 個別の違いの中から
 だれ なっとく
誰をも納得させる
 ぷへんてき さが
 普遍的なものを探す。

そうごりかい きょうせい
相互理解と共生

がいこくじん にほんじん
 外国人も日本人も
 たが りかい つと
お互いの理解に努め、
 きょうせい はか
 共生を図る。

がいこくじん す にほんじん す
「外国人の住みやすいまちは、日本人も住みやすい」

1 会議開催概要

会期	開催日 ／場所	議事概要	代表者	傍聴者
第1 回	第1日 通算① 2025年 4月20日 14:00～17:00 国際交流 センター	<ul style="list-style-type: none"> 臨時会について 市の審議会等委員について イベントへの参加について 部会審議 多文化社会部会: 追加審議について 安心生活部会: メンタルヘルスについて 実行委員会報告 	23人	4人
	第2日 通算② 2025年 5月18日 14:00～17:00 国際交流 センター	<ul style="list-style-type: none"> オープン会議について 部会審議 多文化社会部会: 振り返りについて 安心生活部会: 振り返りについて 実行委員会報告 	24人	8人
第2 回	第1日 通算③ 2025年 6月15日 14:00～17:00 国際交流 センター	<ul style="list-style-type: none"> ポッチャ大会への参加について イベントへの参加について 部会審議 多文化社会部会: 提言候補の絞り込み 安心生活部会: 提言候補の絞り込み 実行委員会報告 	25人	5人
	第2日 通算④ 2025年 9月7日 14:00～17:00 国際交流 センター	<ul style="list-style-type: none"> 委員長の再選出について 代表者の欠員と補充について オープン会議について イベントへの参加について 部会審議 多文化社会部会: 提言内容の整理 安心生活部会: 提言内容の整理 実行委員会報告 	20人	21人

かいき	かいさいび 開催日 ／場所	ぎじり 議事概要	だいひよしや 代表者	ほうちよしや 傍聴者
だい 3 かい	だい いち にち つうさん 通算⑤ 2025年 がつ にち 10月12日 14:00～17:00 こくさいこうりゆう 国際交流 せんたー センター	おーぶんかいぎ ・オープン会議について いべんと ・イベントへの参加について ねんどねんじほうこくしよ ・2025年度年次報告書について ぶかいしんぎ ・部会審議 たぶんかしやかいぶかい ていげんあん 多文化社会部会: 提言案について あんしんせいかつぶかい ていげんあん かくにん 安心生活部会: 提言案の確認 じっこういんかいほうこく ・実行委員会報告	にん 19人	にん 28人
りんじ 臨時 かい 会	つうさん 通算⑥ 2025年 がつ にち 11月16日 14:00～17:00 こくさいこうりゆう 国際交流 せんたー センター	おーぶんかいぎ ・オープン会議 ぜんたいかい かいかい だいひよしや じこしやうかい ぶんかかい せつめい ・全体会 開会、代表者の自己紹介、分科会の説明 ぶんかかい ぶんかかい こそだ きょういく うえるかむせつと 分科会 分科会A: 子育て・教育、ウェルカムセット ぶんかかい ぼうさい さいがい 分科会B: 防災・災害 ぜんたいかい ぶんかかい ほうこく こめんと へいかい 全体会 分科会の報告、コメント、閉会	さんかしき 参加者 にん 61人	
だい 3 かい	だい にち つうさん 通算⑦ 2025年 がつ にち 12月14日 14:00～17:00 こくさいこうりゆう 国際交流 せんたー センター	だいひよしや けつていん ほじゆう ・代表者の欠員と補充について ねんどねんじほうこくしよ ・2025年度年次報告書について いべんと ・イベントへの参加について おーぶんかいぎ ふかえ ・オープン会議の振り返りについて ぶかいしんぎ ・部会審議 たぶんかしやかいぶかい ていげん あん かくにん 多文化社会部会: 提言(案)の確認 あんしんせいかつぶかい ていげん あん かくにん 安心生活部会: 提言(案)の確認 じっこういんかいほうこく ・実行委員会報告	にん 21人	にん 4人
だい 4 かい	だい いち にち つうさん 通算⑧ 2026年 がつ にち 1月18日 14:00～17:00 こくさいこうりゆう 国際交流 せんたー センター	いべんと ・イベントへの参加について ねんどねんじほうこくしよ ・2025年度年次報告書について ぶかいしんぎ ・部会審議 たぶんかしやかいぶかい ていげん あん かくにん 多文化社会部会: 提言(案)の確認 あんしんせいかつぶかい ていげん あん かくにん 安心生活部会: 提言(案)の確認 じっこういんかいほうこく ・実行委員会報告	にん 20人	にん 2人
	だい にち つうさん 通算⑨ 2026年 がつ にち 2月8日 14:00～17:00 こくさいこうりゆう 国際交流 せんたー センター	ていげん とりくみじやうきやう ・提言の取組状況について ねんどねんじほうこくしよ ・2025年度年次報告書について ぶかいしんぎ ・部会審議 たぶんかしやかいぶかい ていげん さいしゆうかくにん 多文化社会部会: 提言の最終確認 あんしんせいかつぶかい ていげん さいしゆうかくにん 安心生活部会: 提言の最終確認 だい き ていげん ・第15期の提言について ふかえ ・振り返り	にん 21人	にん 3人

2 ちょうさしんぎ ないよう 調査審議の内容

【1】かいぎ うんえい 会議の運営

1 ねんかんについて けってい じっこういいんかい せっち 年間日程の決定と実行委員会の設置

かいぎ こうりつてき うんえい かんが ねんど ねんかんについて ねんどだい かいだい にかいぎ けってい
会議の効率的な運営を考え、2025年度の年間日程は2024年度第2回第2日の会議で決定し、
じっこういいんかい せっち ねんどだい かいだい にかいぎ けってい
実行委員会の設置については、2024年度第4回第2日の会議で決定しました。

じっこういいんかい りんじかい かくしゅさんかぎようじ きかく じゅんぴ だいひょうしゃ じしゆてき おこな
実行委員会については、臨時会や各種参加行事への企画・準備を代表者が自主的に行う
ため、りんじかい ぎようじ じっこういいんかい せっち かいぎ こうほう もくてき しみん
臨時会と行事のそれぞれに実行委員会を設置しました。また、会議の広報を目的に市民
ぶんかきよく ほっこう にゅーずれたー へんしゅう きょうりよく へんしゅういいんかい もう
文化局が発行するニューズレターの編集に協力するための編集委員会を設けました。
だいひょうしゃ ぜんいん いいんかい さんか
代表者は全員がいずれかの委員会に参加するようにしました。

かくいいんかい だいひょうしゃかいぎ かいさい まえ じかんたい りよう かいさい きょうぎ ないよう
各委員会は、代表者会議が開催される前の時間帯を利用して開催し、そこで協議した内容
かいぎ ほうこく だいひょうしゃかいぎぜんたい しんぎ けってい
を会議で報告し、代表者会議全体で審議・決定しました。

かくいいんかい かつどう かくしゅかつどうじょうきょう さんしやう
(各委員会の活動については、Ⅲ 各種活動状況 2 3 4 を参照)



ぜんたいかい ようす
全体会の様子

2 正副委員長部会長会議の開催

代表者会議の円滑な運営を図るため、事前に正副委員長部会長会議を開催し、次回会議の進行、部会の審議内容・資料等について確認しました。

<開催経過と主な議題>

かい 回	かいさい び 開催日	ぎ だい 議題
1	ねん 2025年 がつとおか 4月10日 (木)	だい かいだい にちかいぎしだい ぶかいしんぎ 第1回第1日会議次第、部会審議について
2	がつようか 5月8日 (木)	だい かいだい にちかいぎしだい ぶかいしんぎ 第1回第2日会議次第、部会審議について
3	がついつか 6月5日 (木)	だい かいだい にちかいぎしだい ぶかいしんぎ 第2回第1日会議次第、部会審議について
4	がつ にち 8月28日 (木)	だい かいだい にちかいぎしだい ぶかいしんぎ 第2回第2日会議次第、部会審議について
5	がつふつか 10月2日 (木)	だい かいだい にちかいぎしだい ぶかいしんぎ 第3回第1日会議次第、部会審議について
6	がつ にち 11月27日 (木)	だい かいだい にちかいぎしだい ぶかいしんぎ 第3回第2日会議次第、部会審議について
7	ねん 2026年 がつようか 1月8日 (木)	だい かいだい にちかいぎしだい ぶかいしんぎ 第4回第1日会議次第、部会審議について
8	がつ にち 1月29日 (木)	だい かいだい にちかいぎしだい ぶかいしんぎ 第4回第2日会議次第、部会審議について



たぶんかしゃかいぶかい
多文化社会部会



あんしんせいかつぶかい
安心生活部会

【2】 調査審議で出された意見

1 多文化社会部会

(1) 情報発信・周知について

- ① 外国人転入者向けのウェルカムセットの各区共通の標準例を定めてはどうか。
- ② 各区で配布されているウェルカムセットの各内容物の電子版を一覧にした二次元コードリストを作成して配布してはどうか。

(2) 子育て・教育について

- ① 外国人市民は日本の学校制度に不慣れで困っている。
- ② 特に進路については、いろいろな選択肢の中から自分で進路を決定する必要があるが、その情報集めに課題がある。
- ③ 小学校、中学校、高校の各段階の、学校の仕組み、家庭で準備するものなどに関する情報が、時系列で一つにまとまっているとよい。

(3) 別姓の家族証明について

- ① 通称を登録することができる場合について分かりやすく整理されたものがあつた方がよいのではないか。

2 安心生活部会

(1) 防災・災害について

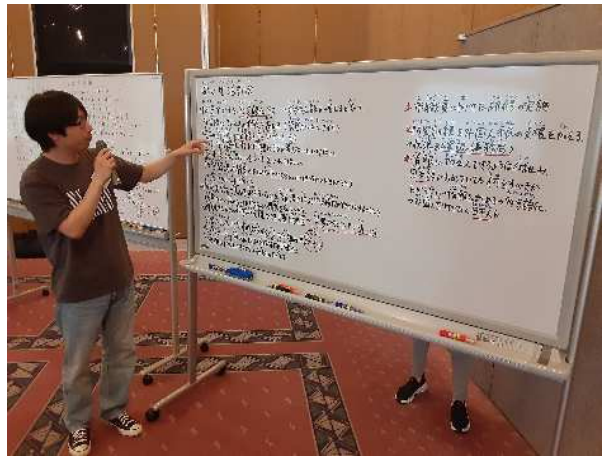
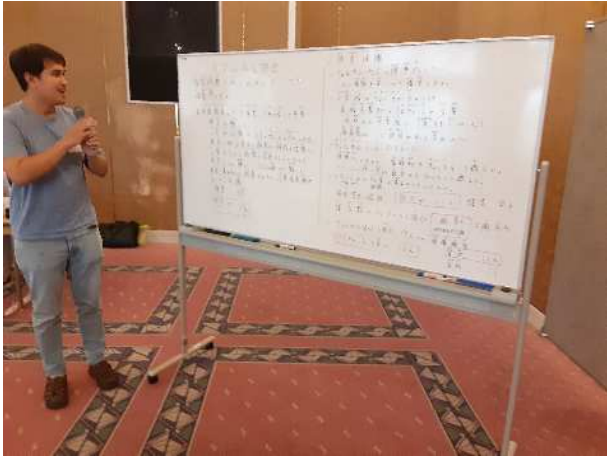
- ① 外国人市民の防災への認識が低いと感じるが、どうやって高めることができるか。
- ② 災害時に向けて必要な準備などをもっと啓発できるとよい。
- ③ 防災訓練に外国人市民が参加しやすくなるよう案内を多言語化する。

(2) 共生コミュニティの形成について

- ① 防災においても、地域の顔の見える関係づくりは重要に思う。
- ② 町内会・自治会がどのようなものかを外国人市民に説明する案内を多言語で作成し、各町内会・自治会において、必要があれば活用してもらえるようなひな形を作る。

(3) 医療について

- ① 心の健康のための支援は外国人市民にとり重要なテーマではあるが、医療機関が専門とする分野であり、行政が意見をいうことができる範囲が限られている。



ぶかいほうこく ようす
部会報告の様子

【3】臨時会（オープン会議）

日 時 2025年11月16日（日）14:00～17:00

場 所 川崎市国際交流センター ホール

参加者 61人

コメンテーター

門 美由紀（立教大学 コミュニティ福祉学部 福祉学科 特任准教授）

全体会：代表者会議の紹介等

分科会：分科会A 子育て・教育、ウェルカムセット（※）

分科会B 防災・災害

全体会：分科会報告、コメント等

※ウェルカムセット

各区役所転入窓口において配布する、生活に必要な基本的な情報をまとめたセット

1 趣旨・目的

- (1) 第15期代表者会議で審議しているテーマについて、代表者以外の人の意見や専門家の話を聞き、審議の参考にする。
- (2) 外国人をめぐる状況について、広く現状を把握する機会とする。
- (3) 代表者会議のPR、外国人市民同士及び外国人市民と日本人市民の交流と出会いの場とする。

2 開催概要

第15期代表者会議の3つの提言案（①子育て・教育 ②ウェルカムセット ③防災・災害）を紹介し、2つの分科会に分かれ、代表者と参加者が意見交換をした。その後、各分科会の発表を行い、コメンテーターからコメントをいただいた。

- (1) 開会、主催者及び川崎市あいさつ、代表者の自己紹介、代表者会議の説明、分科会の説明
- (2) 分科会

(3) 分科会報告、コメント

(4) 交流会

会議終了後、代表者と参加者が自由に懇談するための時間を設けた。

3 分科会

(1) 分科会A でいただいた意見の要旨

【子育て・教育】

日本の教育についてまとまった資料がないため、どのような情報が外国人市民には必要なのか意見を出し合いました。

① 学校以外にお金がかかることが多いこと（制服、体操着、部活など）

② 学校には公立と私立があること

③ 神奈川県公立高校には、外国人生徒のための入学の特別枠があること

④ 川崎市教育委員会がまとめている「外国人保護者用就学ハンドブック」を活用できるのではないかと。

⑤ 日本の義務教育である小学校・中学校に入るとき、日本語が分からない子どものケアやサポートがどのくらい用意されているのか知りたい。例えば、補助教員はいるのかなど。

⑥ 教育の制度は複雑なので、1枚にまとめてあるとよい。

⑦ 学校の行事についてフローチャートに載せてほしい。

【ウェルカムセット】

① ウェルカムセットの中にたくさんの情報があるのだが、実際は読んでいない人が多いのではないかと。

② 様々な情報が一つにまとまっている方がよいと思う。

③ 情報を無理の一つにまとめる必要はない。

④ 各種情報のリンク先の二次元コードを集めて1枚にまとめるとのことだが、そういった機能を利用できない世代についても考えてほしい。

⑤ 宮前区ではボランティアが情報を集めてウェルカムセットを作成している。

⑥ ウェルカムセットは紙で配布する必要はない。

⑦ ウェルカムセットは絶対に必要だと思う。

(2) 分科会B でいただいた意見の要旨

【防災・災害】

- ① やさしい日本語や多言語での発信が必要だと思ふ。
- ② 地域の看板が多言語表現であればよい。
- ③ 出身の国・地域が多様化しているので全ての外国語の母語に対応する多言語表示は難しいのではないかと。
- ④ デザインを工夫してほしい
- ⑤ 日本人も防災訓練に参加していない現実もある。
- ⑥ たくさんある情報をどう伝えていくか、見つけるかが課題だと思ふ。
- ⑦ 文字の多い資料は難しいと感じるのではないかと。
- ⑧ 地域活動への外国人市民の参加を促す必要がある。
- ⑨ 在宅避難への対応方法についても案内してほしい。
- ⑩ アプリは手間がかかるので、ダウンロードまで進められない。

4 コメントーターからのコメント

(1) 共通コメント

- ・ 提言案のなかで、時間軸を「見える化」するとよい。
- ・ 提言をするにあたって念頭に置いてほしいことは、外国人市民が不安に思ふこと、分かりづらいことは、地域で暮らす誰にとっても不安なこと、分かりづらいことである。

(2) ウェルカムセット

- ・ 情報発信・周知としてのウェルカムセットについては、改善サイクルをどのように生み出していくか課題である。
- ・ 提供した情報が埋もれないようにする工夫としては、住民登録時にウェルカムセットを渡すのと、国際交流センター等を案内するなど、他のアクションとセットにするとよい。その際のヒアリングにより、関係構築も可能になるだろう。

(3) 子育て・教育

- ・ リーフレットを作成する場合は、目にとまる、手にとる、読む、リンク先に飛ぶことをしてもらうためにデザインを工夫するとよい。

(4) 防災・災害

- 外国人市民と市の職員が一緒に学ぶことで市が今後外国人市民に関する取組を行おうと参考になるだろう。
- 防災訓練に参加したキーパーソンから仲間に情報が拡散していく。

5 臨時会（オープン会議）参加者アンケート

(1) 分科会について

- 分科会Bに参加し、外国人に限らず日本人にも同じ課題があると感じた。
- 何を聞きたいのか何を解決したいのか、また事前情報などが明確にあるとよりよくなると思った。
- 分科会での提言案の背景を理解せず、外国人への支援状況を知らないまま発言する参加者が多いように思った。
- 子ども・教育について：来日した子どもたちの困っていること、戸惑いについて知らないことばかりだった。知り合いに海外からの友人もいますが、このような話を聞いたことがなかった。役に立たなくても、共感できるように心をオープンにしていきたいと思った。

(2) あなたの声を聞かせてください

- いろいろな国から来られた方々が積極的に地域に参加されていることを知ってうれしく感じた。また参加したいと思う。
- 初めて参加した。有意義な意見が聞けた。
- 海外からの人達だけで決めていくのではなく日本人の意見もしっかり聞いてくれてうれしく思った。同時に様々な国の出身の方が、これからの子どもたちに何ができるのか、どうしたらもっとよくなるのか考えていらっしやる姿がとても印象的だった。とてもすてきな時間だった。
- 交流会があつてよかった。
- 多文化共生に貢献するような、行政と地域コミュニティの交流や協力する機会があるとよい。



Kawasaki City Representative Assembly for Foreign Residents

かわさきしがいこくじんしみんだいひょうしゃかいぎ
川崎市外国人市民代表者会議

おーぷんかいぎ オープン会議

*** 2025年11月16日(日) 14:00 - 17:00 ***

*** 川崎市国際交流センター ***

し かい
司 会

るいす じゅえーむす / ぶすとふすきーふ あなすたしあ
ルイス ジェームス / プストフスキーフ アナスタシア

- **開会** 14:00 - 14:05
主催者 / 川崎市あいさつ
- **第15期代表者の自己紹介 / 代表者会議の説明** 14:05 - 14:25
- **分科会の説明** 14:25 - 14:35
- << 移動・休憩 (10分) >>
- **分科会** 14:45 - 16:00
- << 移動・休憩 (10分) >>
- **全体会** 16:10 - 16:55
 - 分科会の報告
 - コメント
- 分科会A・B 門 美由紀 (立教大学 コミュニティ福祉学部 特任准教授)
- **閉会** 16:55

交流会 (- 17:30)

Ⅱ ^{てい}提 ^{げん}言

かわさきしちょう ふくだ のりひこ さま
川崎市長 福田 紀彦 様

かわさきしがいがいこくじんしみんだいひょうしゃかいぎ
川崎市外国人市民代表者会議
い いん ちよう いとう ゆりか きゃれん
委員長 イトウ ユリカ キャレン
ふくい いんちよう すりに ヴァ あさん すちえ た
副委員長 スリニヴァサン スチエタ

だいい き かわさき し がいがいこくじんしみんだいひょうしゃかいぎ ていげん
第15期川崎市外国人市民代表者会議の提言について

だいい き かわさきしがいがいこくじんしみんだいひょうしゃかいぎ ねんかん ちょうさしんぎ もと こそだ きょういく
第15期川崎市外国人市民代表者会議は、2年間にわたる調査審議に基づき、「子育て・教育」
ぼうさい さいがいはい ふた てーま ていげん
「防災・災害」の2つのテーマについて提言をまとめました。

わたし だいいひょうしゃ たぶん かしゃかいぶかい あんしんせいかつぶかい わ さまざま もんだい しんぎ
私たちが代表者は、多文化社会部会と安心生活部会に分かれて様々な問題について審議を
おこな ないよう ぜんたいかい かくにん おーぶんかいぎ せんもんか はなし き
行い、その内容を全体会で確認してきました。また、オープン会議で専門家の話を聞いた
さんかしゃ おお いけん しんぎ ふか こんかい ていげん
り、参加者からお多くの意見をいただいたりしながら審議を深め、今回の提言となりました。

たぶん かしゃかいぶかい ていげん こそだ きょういく がいがいこくじんしミン にほん
多文化社会部会が提言としてまとめた「子育て・教育」については、外国人市民が日本の
がっこうきょういくせいど じょうほう しんろ せんたくし ほごしゃ こ え はいりよ ひつよう
学校教育制度の情報や進路の選択肢などを保護者や子どもが得られるよう配慮が必要であ
るといふ かんてん ていげん
るという観点から、提言をまとめました。

あんしんせいかつぶかい ていげん ぼうさい さいがいはい ぼうさい さいがいはい
安心生活部会が提言としてまとめた「防災・災害」については、防災・災害についてなじ
みがたい がいこくじんしミン はっさいじ こま さらに こうほう けいはつ おこな ひつよう
みのない外国人市民が、発災時に困らないようにするためには、更なる広報・啓発を行う必要
があるといふ かんてん ていげん
があるという観点から、提言をまとめました。

しちょう かんけいきかん みなさま ていげん しゅし りかい しせい
市長をはじめ関係機関の皆様には、それぞれの提言の趣旨についてご理解いただき、市政に
はんえい ねが
反映していただきますようお願いいたします。

わたし だいい き だいいひょうしゃ こんご しせい みまも がいがいこくじんしミン みづか ちから はつき ちいき
私たちが第15期代表者も今後の市政を見守りつつ、外国人市民が自らの力を発揮し地域
しゃかい こうけん せっきよくてき ちいき かつどう と く
社会に貢献できるように、これからも積極的に地域での活動に取り組んでいきます。

【1】外国人市民が安心して子育てや進学等ができるように、日本の教育に関する制度を分かりやすく情報提供する。

代表者会議が川崎市に住む外国人市民のために検討した、日本の教育制度に関するリーフレットを活用する。

【背景・理由】

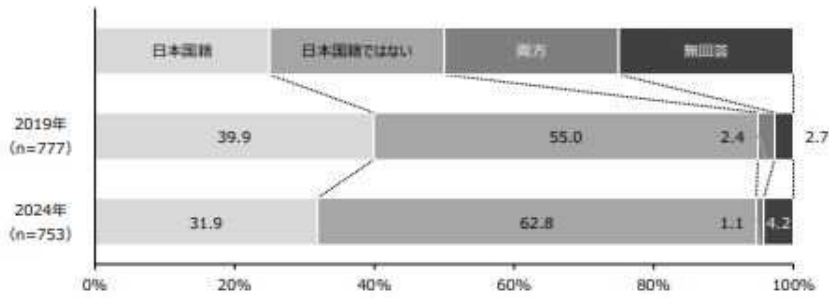
これまで代表者会議では、2017年度と2021年度に保育に関する手続の多言語支援、2019年に乳幼児健康診査のための多言語支援について提言してきました。これらの提言については、現場のニーズが高いことを背景に、どれも迅速に取り組んでいただき、提言が実現されたことに感謝しています。

それから数年がたちました。今回、私たちは乳幼児健診や保育所利用申請などの手続を行う乳幼児期の後の日本の教育制度についての情報提供や支援も非常に重要であると考えました。

川崎市では、外国人市民の増加に伴い日本の教育制度をよく理解できていない子育て世代の外国人市民や外国につながる子どもが増加しています。そのため、日本の学校教育制度の情報や進路の選択肢を子育ての早い段階で保護者や子どもが得られるよう配慮が必要であると私たちは考えています。

川崎市が2024年度に実施した「外国人市民意識実態調査」(以下、調査という。)で、配偶者・パートナーの国籍についてたずねたところ、「日本国籍ではない」が、前回の2019年度の調査から7.8ポイント増加して62.8%、「日本国籍」が、前回調査から8.0ポイント減少して31.9%となっており、外国籍同士の配偶者・パートナーの割合が増加しています。

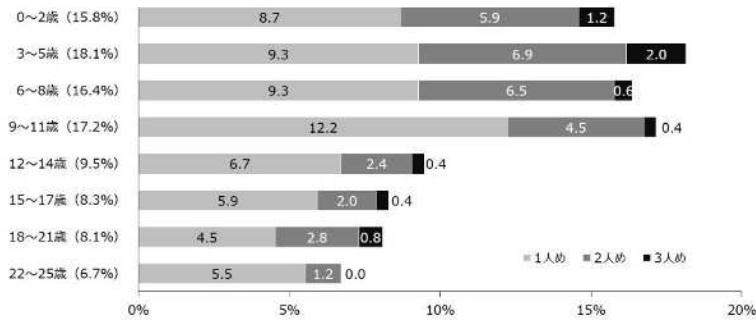
配偶者・パートナーの国籍 2019年調査との比較



出所：川崎市外国人市民実態調査（2024）

また、同居している子どもの年齢を見ると、0～17歳が全体の約8割以上を占めています。

同居している子どもの年齢 (MA、n=507)

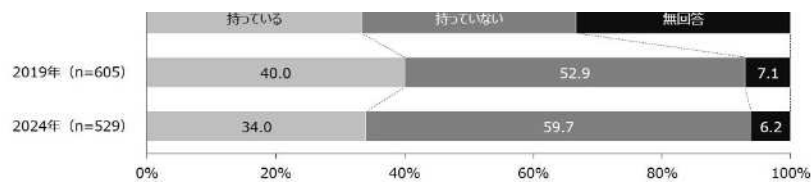


出所：川崎市外国人市民実態調査（2024）

さらに、子どもの国籍についてたずねたところ、日本国籍を「持っている」は、前回調査から6.0ポイント低下し34.0%、「持っていない」は前回調査から6.8ポイント増加し59.7%でした。

これらのことから、両親・子どもともに外国籍の家族が増えている状況が伺えます。

同居している子どもの日本国籍の有無 2019年調査との比較

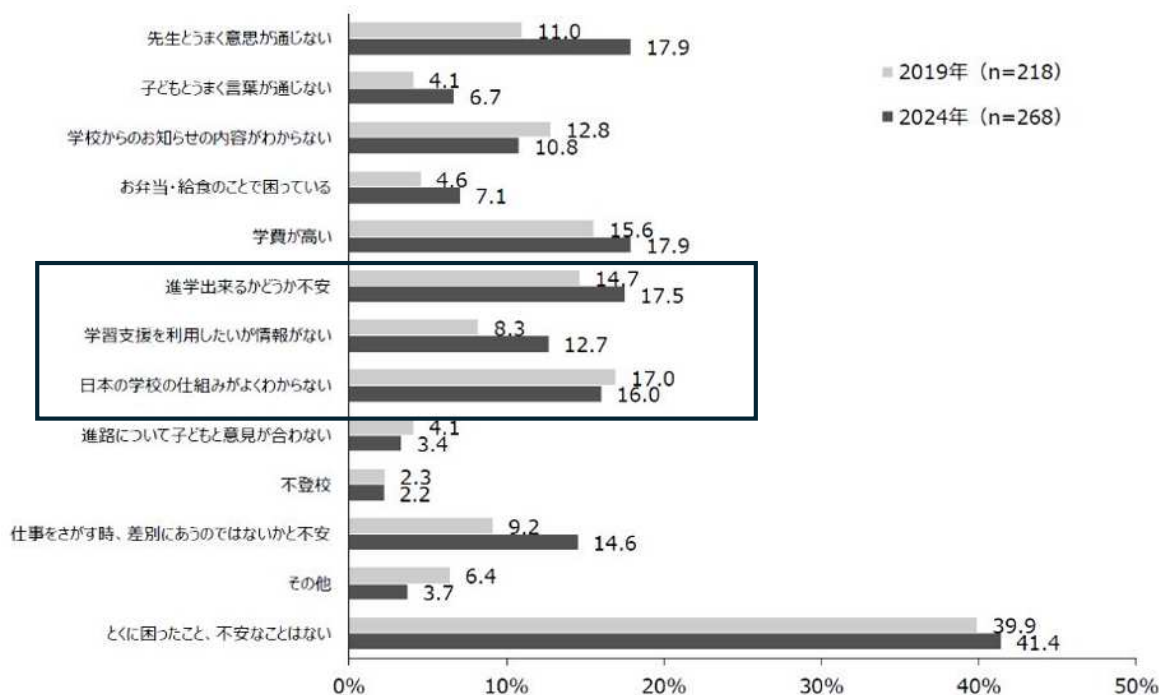


出所：川崎市外国人市民実態調査（2024）

日本に長期滞在している保護者の子どもの場合は、進学を経験した保護者からの体験やアドバイスを聞くことができます。また、進学に関する知人・友人の話に子どものときから自然と触れられる環境にあるため、ある程度、日本の学校や進路についてのイメージを持つことができます。しかし、日本での滞在期間が短い外国につながる子どもなどの場合、そういった環境にないことで、進路をイメージすることが難しい状況にある可能性があります。例えば、学齢期に海外から転入してきた場合では、母国の教育制度は知っていますが、日本の教育制度にはなじみがなく、そこに大きな違いがあると戸惑ってしまうことがあります。私たち代表者にも、子どもを日本の学校に入学させている保護者がいますが、母国との学校制度の違いに大きな戸惑いと不安を感じた経験が多くあります。

調査では、「保護者として学校と進路について困っていること」をたずねたところ、41.4%は「困ったことはない」との回答でした。しかしながら今回、私たちは「進学できるかどうか不安」が17.5%、「学習支援を利用したいが、情報がない」が12.7%で、「日本の学校の仕組みがよくわからない」が16.0%、合わせて46.2%の保護者が子育てや教育について困っていると感じていることに注目しました。

■保護者として学校と進路について困っていること 2019年調査との比較



出所：川崎市外国人市民実態調査（2024）

日本の教育は小学校と中学校の義務教育から始まり、高等学校や専門学校、大学等へと続きます。私たちは、それぞれの段階でパンフレットやホームページが準備されていることは確認しています。ただ、発行元が数多くあり、それぞれが異なる視点で作成されていたり、日本人には当たり前の情報は省略されていたりするため、外国人市民にとって、子育てや教育の制度全般に関する過程が分かりにくい場合があります。

以上から、私たちは次のことを市長に提言します。

リーフレットの活用

今回、私たちは外国人市民に日本の教育制度に関する情報をわかりやすく届けるために自分たちでリーフレットについて検討し、作成することにしました。これは代表者会議が設立当初から大切にしてきた3つのキーワードの1つである「要求から参加へ」を意識したものです。このキーワードには、市に対して要求するだけでなく、代表者も積極的に市政参加・社会参加していこう、という意味が込められています。

日本の教育制度を利用したことがない外国人市民にとっては、義務教育から大学等までの流れを一つに集約した資料があればとても便利ではないかと考えて、リーフレットの内容を検討、作成することにしました。

川崎市、神奈川県や各種団体などで提供されている教育に関する情報は多くありますが、それぞれを探すことは、日本語が不自由で、日本の教育になじみがない外国人市民にとっては、簡単なことではありません。

私たち代表者会議のメンバーのうち、自分の子どもを日本の学校に入学させた人が経験した、戸惑ったり困ったりしたこととしては、次のような事例が挙げられます。

- ・4月2日生まれから4月1日生まれまでが同学年であることを知らなかった。
- ※ 世界的にみると、4月に新学期が始まり4月2日で学年が変わる制度は必ずしも広く採用されているものではありません。例えば、イギリスは9月から新学期が始まります。韓国では新学期は3月から始まります。ベトナム、シンガポールでは1月1日が学年区分の基準日です。
- ・夏休み、冬休み、春休みがあることやその時期を知らなかった。

・義務教育が小学校と中学校であることを知らなかった。

※ 義務教育の期間や義務教育の内容も国によって様々です。また、小学校や中学校という区分さえも国によって違います。例えば、イギリスでは、義務教育は5歳から16歳までの11年間です。小学校・中学校という区分はありません。シンガポールでは、義務教育は6歳から12歳までの6年間です。

・高校に入学するために、受験があることを知らなかった。

・小学校入学前に準備する物品が多く戸惑った。

・義務教育から高等教育までの一連の流れがわからず、十分な事前準備ができなかった。

このようなことは「調べれば分かる」と思われがちですが、「違うことを知らない」ということは、事前に情報を調べたり集めたりする必要があること自体に気づくことができないのです。実際、私たち代表者も、子どもの成長や教育課程が進む中で、新たに知ることはたくさんありますが、もっと早く知りたかったという意見が会議の中で多く出ました。また、外国人市民も自ら調べて情報を取りにいく姿勢は必要ですが、保護者の日本語レベルも様々でその一歩を踏み出せない人も多くいます。

このような私たちの経験を踏まえて、次のような着眼点でリーフレットを作成しました。

・日本の教育制度を簡潔に説明することで、日本語に不慣れな外国人でも時間をかけずに短時間で読み切れるようにしました。

・小学校入学から大学卒業までの流れをフロー図で案内しました。視覚に訴えることで、日本の教育制度についてイメージが残るようにしました。

・外国人向けに日本の教育制度を分かりやすく解説したリーフレット等を、二次元コード等にて案内しました。これにより詳しく制度を知りたい時に、インターネットで情報について探す手間を省略できるようにしました。

・義務教育の期間や4月入学であること、長期休みの時期など、外国人市民が特に戸惑う情報を記載することで、日本と母国の教育制度の大きな違いに気づけるようにしました。

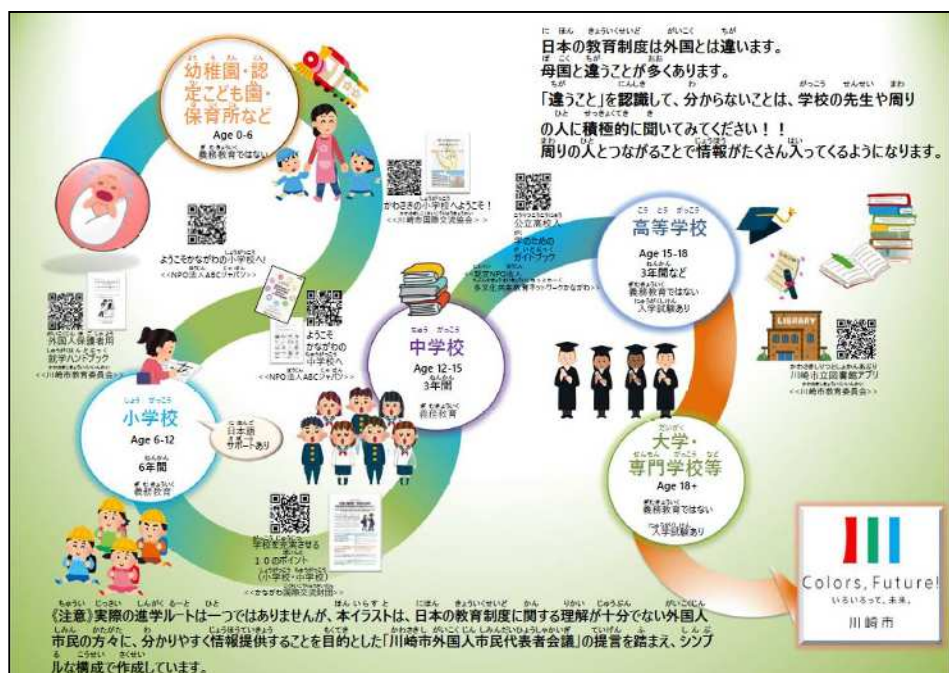
・外国人市民の目を引き、手に取りたいと思うレイアウトやデザインにこだわりました。

・「入学式」、「小学校」や「夏休み」など、日本語での名称を知ってもらうために、あえて多言語化せずにやさしい日本語で作成しました。

・やさしい日本語にすることで、子どもと保護者と一緒に日本語で学べるようにしました。

このリーフレットを多くの外国人市民の保護者やその子どもたちに確実に届くように様々な場所で広報・周知を進めていただきたいと思います。そのためにも、ホームページやSNSなど周知方法や配布機会を工夫して活用していただきたいと思います。また、このリーフレットを教育現場で働く方や外国につながる子どもたちを支援している方々にも周知してほしいです。私たち代表者が経験した困ったことを周囲の皆様にも理解していただくことで、外国人市民の保護者やその子どもたちへの支援がより一層充実したものになるよう願っています。

提言を踏まえて作成されたリーフレット



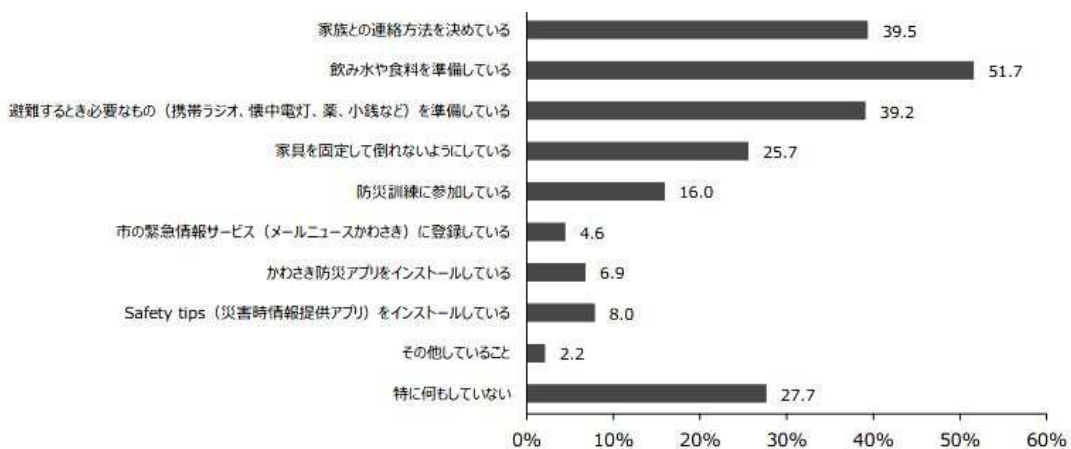
【2】災害時における避難所での多文化共生と外国人支援のための仕組みづくりを推進する。【2017年度提言の補足意見・再提言】

- 1 代表者会議が外国人市民のために検討した防災・災害に関するリーフレットを活用する。
- 2 長期避難となる地震を想定した避難所運営マニュアルに掲載している、一般財団法人自治体国際化協会（CLAIR）（以下、クレアという。）作成の多言語ツールを最新のものに更新する。
- 3 風水害を想定した避難所運営マニュアルに、クレア作成の多言語ツールを参考にした外国人市民支援に関する資料を掲載する。
- 4 避難所運営にかかわる市職員向けに外国人支援に関する研修を実施する。

【背景・理由】

2024年度に市が実施した「川崎市外国人市民意識実態調査」（以下、調査という。）によると、災害に備えてしていることについてたずねたところ、「防災訓練に参加している」が16.0%、「市の緊急情報サービスに登録している」が4.6%、「特に何もしていない」が27.7%という回答でした。さらに「かわさき防災アプリをインストールしている」が6.9%という回答から、川崎市が作成している防災啓発のツールが、残念ながらあまり外国人市民に活用されていないことが伺えます。また、3割近くの外国人市民が「何もしていない」と答えています。

■ 災害への備え（MA、n=1,031）

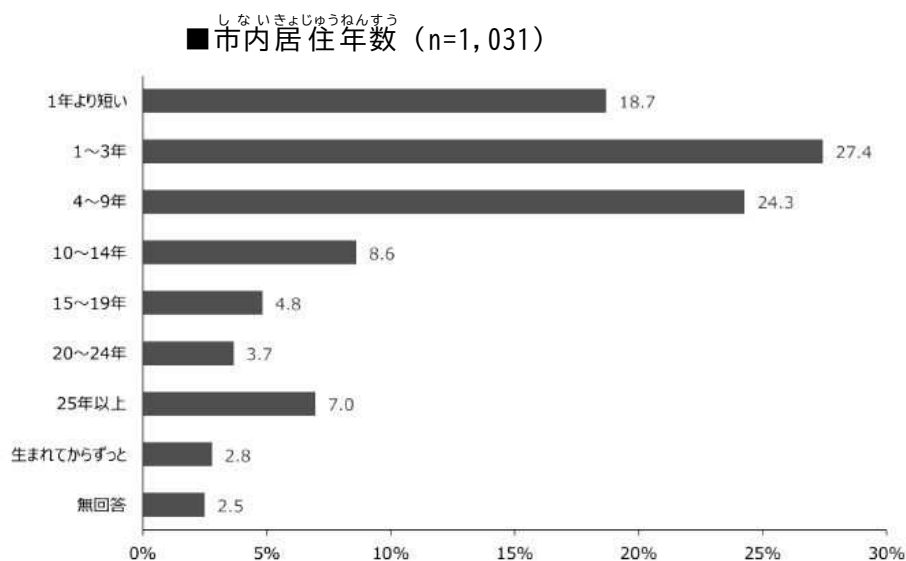


出所：川崎市外国人市民意識実態調査（2024）

私たちは、中原区総合防災訓練に参加してきました。災害時には避難所に行って、支援を受けるものとおもっていましたが、実際には在宅避難が推奨されるケースも多く、いかに自宅に日頃から備蓄を行うことが重要かが分かりました。防災訓練に実際に参加することで災害への備えが必要なことなど大変多くの学びを得ました。そして、外国人市民もこのことについて知っておく必要があると感じます。

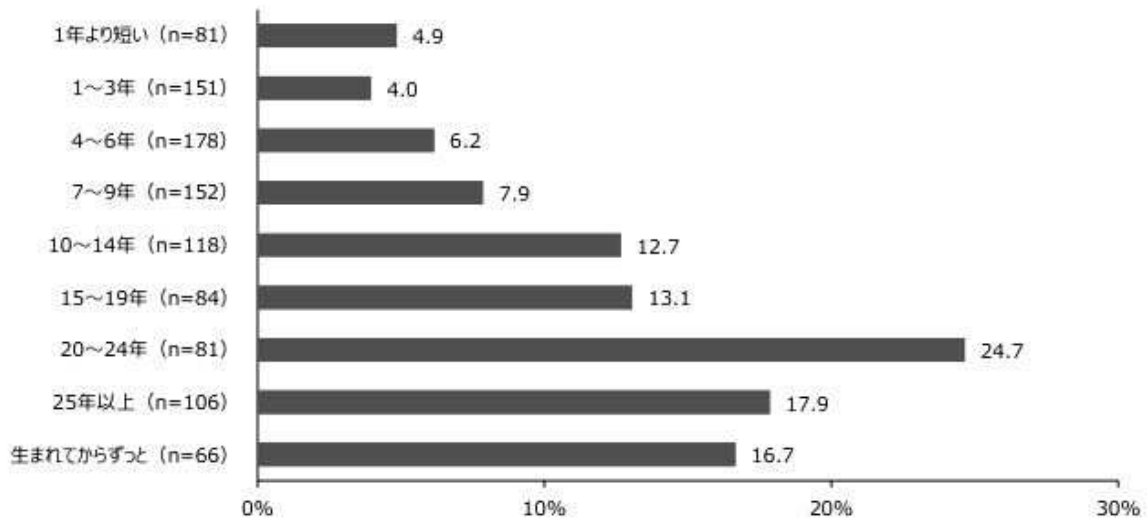
また、川崎市は『効率的・効果的な防災情報発信に関する基本方針』を公表しています。この中で、やさしい日本語や多言語での発信の促進に努めることが明記されています。川崎市が防災・災害について、外国人市民も意識したたくさんの取組を実施していることは感謝していますが、外国人市民の防災に対する認識を深めていくことが必要だと感じます。日本は自然災害の多い国です。調査の結果から、防災や災害についてなじみのない外国人市民が発災時に困らないようにするためには、更なる広報・啓発を行う必要があると思います。

加えて、調査では「市内居住年数」について、「1年より短い」が18.7%、「1-3年」が27.4%という回答でした。これは外国人市民の半数近くが3年以内の居住年数ということがわかります。また滞在年数と町内会・自治会活動への参加との関係を見ると、滞在年数が「1年より短い」人が町内会・自治会活動へ参加している割合は4.9%、「1-3年」は4.0%という結果となっており、居住年数が短い人は町内会や自治会活動への参加が少ないことがわかります。



出所：川崎市外国人市民意識実態調査 (2024)

滞在年数と町内会・自治会活動への参加との関係



出所：川崎市外国人市民意識実態調査（2024）

地域との関係が十分に構築されていないと外国人市民は避難所がどのようなものなのか分からず、日本人市民も外国人市民が避難所に来る意識がなかなか芽生えないと考えます。熊本地震の避難所運営では、外国人市民と日本人市民の意思疎通が十分にできず、孤立や苦情等の課題が発生したと聞いています。そのため、外国人市民が発災時に避難所へ避難した際、日本人市民も外国人市民も戸惑わないかと懸念しており、それを未然に防ぐための取組が必要ではないかと考えます。

以上のことから、私たちは次のことを市長に提言します。

1 防災・災害のリーフレット

今回、私たちは外国人市民に防災・災害に関する大事な情報を入手しやすくするために、自分たちで多言語の防災情報の一覧を作成することにしました。これは代表者会議が設立当初から大切にしてきた3つのキーワードの一つである「要求から参加へ」を意識したものです。このキーワードには、市に対して要求するだけでなく、代表者も積極的に市政参加・社会参加していこう、という意味が込められています。

川崎市では防災に関する情報発信を多く行っていますが、情報が散在しているため必要

な内容にアクセスすることが難しく、あまり情報が行き届いていないと感じました。そこで私たちは、やさしい日本語と外国語で併記されていて、一目で外国人市民がそれぞれ必要とする情報にアクセスできるような資料があることで、情報にたどり着くことが容易になるのではと考えました。川崎市が2024年12月に発行している「備えるかわさきマガジン特別号」には災害や防災に関する情報が一覧になっています。外国人市民にとっても、二次元コードは分かりやすく、一つのシートにまとめているため、防災関係の情報を得るきっかけになる資料としてとても分かりやすいと思います。ただ、外国人市民が必要とする情報によりアクセスしやすくするためにこの資料を参考に、今回私たちは啓発資料としてリーフレットを作成しました。

リーフレットは、①備える。かわさき②危機管理本部公式X③防災ポータルサイト④かわさき防災アプリ⑤災害時の多言語支援情報サイト⑥Safety Tips(注)の紹介を掲載しています。また、災害が起こる前と後で情報を分けることで情報にたどり着くことが容易になり、外国人市民の意識がより高まると思います。作成したリーフレットをHP、SNSでの掲載や外国人市民が集まる場所などで配布することで外国人市民の防災に対する意識や知識を高めるための一助にしてほしいと思います。

(注 観光庁監修のもと開発された、日本国内における災害情報等を通知するアプリ)

2 地震時避難所運営マニュアル

2017年度提言により、川崎市では避難所運営マニュアルの様式の一部に代表者が作成した「受付シート」やクレアが発行している「避難者登録カード」を活用すること等を提言し、既に取組を実施いただいているところですが、前回の提言から8年が経過したため、私たちは改めて最新の情報について調べました。2025年現在、クレアは、災害時に役立つ新たな多言語ツールを公開しています。在住外国人や訪日外国人観光客が増えていることを受け、日本語による意思疎通が困難な外国人も増加していることが想定されますが、災害時にはそのような外国人も地域の避難所を使用することになります。クレアは、避難所運営者と被災外国人の意思疎通を円滑化し、自治体における災害時の外国人支援に向けた取組の一助とするために、全国の避難所で避難所運営者と被災外国人のそれぞれが使える「多言語

「指さしボード」を作成しています。

このツールでは、避難所で起こりうる会話を想定し、やさしい日本語、英語、中国語(簡体字・繁体字)、韓国・朝鮮語等14言語版があり、多言語の文字だけでなく、ピクトグラムと併記するかたちで外国人の避難者と避難所スタッフの意思疎通を助けるものです。ボードは3つのつくりになっていて、ボード1は全言語共通、ボード2は避難所スタッフ用、ボード3は、被災外国人用になっています。さらに、質問項目は利用する実態に合わせて編集できるになっているので、各避難所の状況に合わせて、必要な内容とピクトグラムを多言語で生成し活用することができます。外国人市民が避難所に来て、避難所スタッフと被災外国人がスムーズに意思疎通できるように、川崎市の避難所運営マニュアルにおいてもぜひ活用いただきたいと思います。

ボード1

ボード2

ボード3



3 ふうすいがいじ ひなんじょうんえいまに ゆ ある 風水害時避難所運営マニュアル

「2 じしんじひなんじょうんえいまに ゆ ある 地震時避難所運営マニュアル」に関連し、現在、川崎市地震時避難所運営マニュアルには避難者登録カードや災害時多言語表示シート等の多言語ツールが追加されていますが、

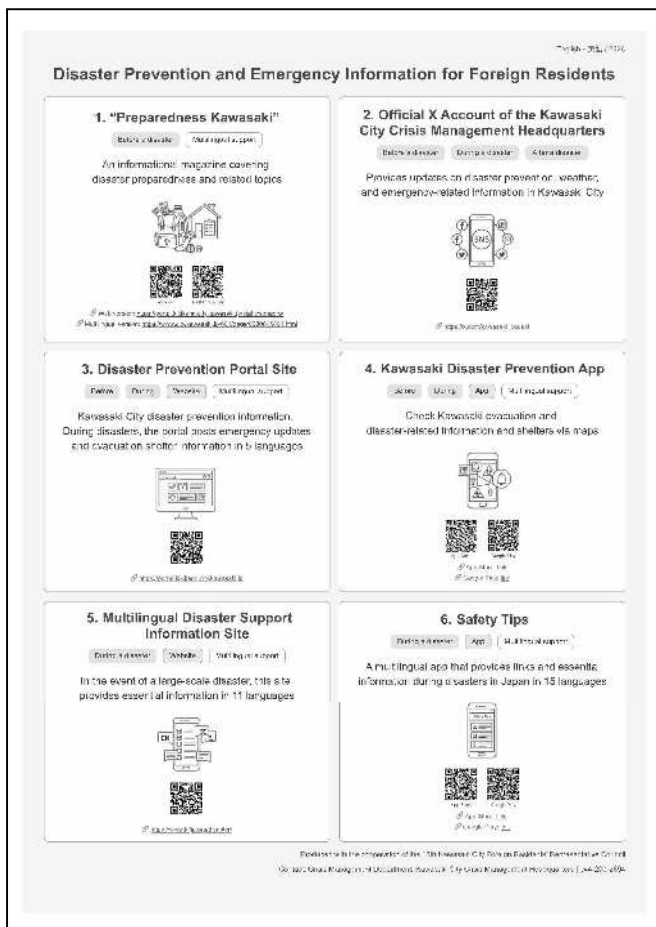
ふうすいがい ひなんじょうんえい まにゅある たげんごつーる けいさい
風水害時避難所運営マニュアルには多言語ツールが掲載されていません。これは、風水害に
おいてはこうう たいふう じょうほう てんきよほう ていどよそく どしゃさいがい ほっせいりすく
降雨や台風の情報が天気予報などである程度予測でき、土砂災害の発生リスクの
ていか みず ひ たんき ひなん そうてい たんじかん
低下や水が引くまでの短期の避難となることを想定しているためです。しかし、短時間で
あっても、ひなんじょ がいこくじんしめん おとず かのおせい じしん じ ひなんじょうんえい
避難所に外国人市民が訪れる可能性のあるなかでは、地震時避難所運営
まにゅある どうよう がいこくじんしめん ひなん そうてい しりょうなど と い
マニュアルと同様に外国人市民の避難を想定した資料等を取り入れていただくほうがよい
かんが くれあ たげんごつーる など さんこう がいこくじんしめん ひなんじょ こま ひつよう
と考えます。クリアの多言語ツール等を参考に外国人市民が避難所で困らないよう必要な
しりょう まにゅある と い おも
資料をマニュアルに取り入れていただきたいと思います。

4 ひなんじょうんえい ししよくいんむ けんしゅう 避難所運営にかかわる市職員向けの研修

かわさきし ひなんじょ うんえい ししよくいんむ けんしゅう じっし
川崎市では、避難所を運営する職員向けに研修を実施しています。その研修の内容を
しらべたところ、がいこくじんしめん しえん しょうさい ふ わ
調べたところ、外国人市民への支援について詳細に触れられていないことが分かりました。
まにゅある よ つた わたし ひなんじょ うんえい
マニュアルを読むだけでは伝わらないこともあるので、私たちは避難所を運営する
ししよくいんむ じょうき じしん じ ひなんじょうんえい まにゅある ふうすいがい じ ひなんじょうんえい まにゅある
職員向けに上記「2 地震時避難所運営マニュアル」、「3 風水害時避難所運営マニュアル」
で触れたたげんごつーる さいがい じ にほんご まな けんしゅう ねん かいおこな
で触れた多言語ツール、災害時のやさしい日本語などについて学ぶ研修を年1回行って
ただきたいと考えています。がいこくじんしめん ぎょうせい ほっしん じょうほう わ にほん
外国人市民は行政が発信する情報が分からなかったり、日本
ご いしそつう じゅうぶん おお さいがい じ じょうはいりよしゃ いちづ
語での意思疎通が十分にできないことが多いため、災害時要配慮者として位置付けられて
おり、さいがい ほっせい とし せいかく じょうほう え ひじょう じゅうよう ちいき かんけい
災害が発生した時は正確な情報を得ることが非常に重要です。また、地域との関係
が十分に構築されていないとがいこくじんしめん ひなんじょ す かた わ にほんじんしめん
外国人市民は、避難所での過ごし方が分からず、日本人市民
とともにひなんじょ たいざい さい こりつなど けねん がいこくじんしめん ひなんじょ
避難所に滞在する際、孤立等しないのか懸念しています。がいこくじんしめん ひなんじょ
外国人市民が避難所で
こりつ ひなんじょうんえい ししよくいんむ がいこくじんしめん ひなんじょ りょう
孤立しないよう、避難所運営にかかわる職員に向けた、外国人市民も避難所を利用すると
いういしき ねが おも
意識づくりをぜひお願いしたいと思います。

がいこくじんしめん こんご ぞうか みこ
外国人市民は今後ますます増加していくことが見込まれます。そのため、がいこくじんしめん
外国人市民が
いしそつう じゅうぶん ほか しえん ひなんじょうんえいがわ いしき こうじょう
意思疎通を十分に図れるよう支援したり、避難所運営側の意識を向上させたりすることな
どにより、がいこくじんしめん ようはいりよしゃ がいこくじんしめん さいがい じ がいこくじんしえん しゅたい
外国人市民が要配慮者ではなく、外国人市民が災害時の外国人支援の主体とな
ることも期待できます。がいこくじんしめん にほんじんしめん そうほう ひなんじょ りょうこう せいかつかんきょう
外国人市民と日本人市民双方にとって避難所での良好な生活環境
かくほ ひなんじょ うんえい ししよくいんむ いしき ねが
を確保するためにも、避難所を運営する職員への意識づけをお願いします。

ぼうさい さいがい かん りーふれっと
防災・災害に関するリーフレット



※以下の言語を作成した。ただし、更新時は市の「外国人市民への広報のあり方に関する
かんが かん さいごん かんご かんご かんご かんご かんご かんご かんご かんご
考え方」で基準としている7言語（英語、中国語、ポルトガル語、スペイン語、韓国・朝鮮語、
ふいりびのご ベトナムご ほんやく おこな
フィリピン語、ベトナム語）で翻訳を行う。

【作成言語】

えいご ちゅうごくご かん ほんたいじ かんこく ちゅうせんご すぺいんご ふいりびのご ベトナムご
英語、中国語（簡・繁体字）、韓国・朝鮮語、スペイン語、フィリピン語、ベトナム語、
ほーらんどご いんどねしあご ねぱーるご ぶるがりあご まれーご ほるとがるご
ポーランド語、インドネシア語、ネパール語、ブルガリア語、マレー語、ポルトガル語、
ろしあご どいつご ベンがるご ひんでいーご
ロシア語、ドイツ語、ベンガル語、ヒンディー語

かくしゅ かつどうじょうきょう
Ⅲ 各種活動状況

1 市長・市議会への報告

川崎市外国人市民代表者会議条例第11条第1項「委員長は、毎年、代表者会議の調査審議の結果をまとめ、市長に報告しなければならない」及び第2項「市長は、前項の規定による報告を受けたときは、議会に報告するとともに、これを公表するものとする」に基づき、市長、市議会に2024年度の代表者会議の報告をしました。

1 市長への報告

2025年4月18日に第15期のセネ アイサトウ チンボ委員長、スリニヴァサン スチュエタ副委員長、アディダヤ ヨザ多文化社会部会会長、単 望舒安心生活部会会長が福田紀彦市長へ2024年度年次報告書を提出し、1年間の活動の内容について報告しました。

市長からは、「今や日本全体で外国人の方が増えており、古くから外国人市民代表者会議などの取組をしている川崎市は、非常に先進的だということでもいろいろとところから注目されています。これからも代表者の皆さんの力を貸していただきたいと思っています。」とのコメントがありました。



2 市議会への報告

2025年4月18日に市民文化局が市議会正副議長へ2024年度の年次報告書を提出し、5月8日には市議会文教委員会において市民文化局市民生活部多文化共生推進課が年次報告の概要を説明しました。

また、5月22日には、セネ アイサトウ チンボ委員長とスリニヴァサン スチュエタ副委員長が文教委員会に参考人として出席し、年次報告書をもとに、2024年度の活動について説明しました。この参考人招致は、文教委員会が代表者会議からの意見を聞き、審議等の参考とするために毎年行われているものです。

文教委員会委員長から、「今後も、本市の多文化共生の推進のため、地域などでの御尽力を賜りますようお願い申し上げます。」とのコメントをいただきました。

2 臨時会（オープン会議）の企画・運営

オープン会議は、代表者会議の臨時会議として、代表者以外の外国人市民や日本人市民の方々からのいろいろな意見や専門家の話を聞いて、審議に生かすことを目的に開催されました。会議の開催方法や当日の進行、交流会の内容などは、実行委員会で話し合ったあと、全体会議に諮り、代表者全員が役割を分担して実施しました。

1 実行委員

イトウ ユリカ キヤレン（実行委員長 9月～）、セネ アイサトウ チンボ（実行委員長 7月） スリニヴァサン スチエタ（副実行委員長）、ギーゼツケ フロリアン、金 寿瑛、単望舒、朴 慧珍、古谷 史子、ボソ ミゲル アンヘル、楊 子宜、李 詞、ルイス ジェームス

2 実行委員会の開催

開催日 2025年 4月20日、5月18日、6月15日、9月7日、10月12日
各回の会議の前に行いました。オープン会議の内容や開催方法、目的、当日のプログラム、役割分担、交流会などについて話し合いました。

3 会議の広報

市民館の識字・日本語学級を訪問し、日本語を勉強している学習者やボランティアの方に案内をしました。11月には、インターナショナル・フェスティバル、かわさき市民祭りに参加して来場者へチラシを配布し、会議への参加を呼びかけました。また、市内施設へのチラシ配架のほか、市ホームページや市政だよりでの広報を行いました。

4 当日の主な役割分担

全体責任者	イトウ ユリカ キヤレン、スリニヴァサン スチエタ
全体会司会	プストフスキーフ アナスタシア、ルイス ジェームズ
受付担当	ウイ スー ケット、鎌田 ファチマ、ヒラノ ジョイミ、古谷 史子、ポラニス キピョートル、楊 子宜、ラハマン ジアウル、李 詞
会場案内	アディダヤ ヨザ、ギーゼツケ フロリアン、金 寿瑛、単望舒、鄭 載勳、スン チン グアン、張 遥、ヒリストバ ガブリエラ、ブー ホン アン、ボソ ミゲル アンヘル

5 代表者の感想

- ① 様々な方々から意見を聞くことができるとても有意義だった。
- ② 参加者について、会議に毎回傍聴に来てくださる方々だけでなく、より多くの方をひ

きつけることが今後の課題のひとつであると感じた。

- ③ 来場者から新しいアイデアや指摘をいただき、大変勉強になった。

3 ニューズレターの編集

ニューズレターは、代表者会議をより広く外国人市民及び日本人市民に知ってもらうこと、代表者会議を接点として外国人市民と日本人市民の交流の機会とすることを基本方針として、編集委員会で毎号の編集内容を話し合い、市が発行しています。

1 編集委員

ブーホンアン(委員長)、イトウユリカキャレン(~8月)、鎌田ファチマ、張遥、ヒリストバガブリエラ、プストフスキーアナスタシア、ポカレルナラヤン

2 編集委員会の開催

開催日 2025年 4月20日、5月18日、6月15日、9月7日
2026年 1月18日

各回の会議の前に行いました。4月20日は編集委員長の選出、5月18日と6月15日はNo. 83の記事とレイアウトについて、9月7日と1月18日はNo. 84とNo. 85の記事、レイアウトの検討と2025年度の振り返りをしました。

3 今年度発行のニューズレターと主な内容

No.83 9月1日発行

- 1ページ：2024年度の活動内容を市長・市議会に報告
- 2ページ：代表者会議の日程、オープン会議のお知らせ、第16期代表者の募集案内
- 3ページ：代表者の母国の文化紹介
- 4ページ：フィールドワークの報告、国勢調査協力のおねが

No.84 2月27日発行

- 1ページ：2025インターナショナル・フェスティバルinカワサキ、かわさき市民祭り
- 2ページ：オープン会議
- 3ページ：第15期の調査審議の報告
- 4ページ：母国の文化の紹介

- 1ページ： **第4回川崎市長杯ボッチャ大会に参加しました**
- 2ページ： **第15期外国人市民代表者会議〈提言〉**
- 3ページ： **代表者会議を振り返って**
- 4ページ： **委員長からのあいさつ**

発行部数：日本語 1,500部、韓国・朝鮮語、中国語、英語、スペイン語、ポルトガル語、フィリピン語、ベトナム語 各400部

配布先：区役所・支所、市民館、図書館、行政サービスコーナー、国際交流センター、市立保育園、市立小・中・高等学校、市内県立高等学校・大学・朝鮮学校等、日本語教室等外国人に関わる団体、他都市の外国人市民施策担当部局など。

なお、代表者会議のホームページにも掲載

4 まとめ

今年度のニューズレターは、代表者26人の母国を多くの人に知ってもらいたいという思いから、それぞれの文化や食事について記事にしました。No.83ではアメリカの「レイバー・デー (Labor Day)」、ベトナムの「ホイアン ランタン祭り」やブルガリアの「ネームデー (Name Day)」をとりあげました。No.84では、「ネパールの伝統」、「ブラジルの迷信」や「中国の人気ラーメン：蘭州牛肉麺」をとりあげました。

また、ニューズレターは多言語に翻訳され、多くの外国人に読んでもらえるメリットを活かして、外国人になじみの薄い「国勢調査」をNo.83で紹介することにしました。



4 行事への参加

代表者会議では、会議での審議にとどまらず、各種行事に参加することにより、積極的に市民との交流を深めました。

1 参加行事

- ① インターナショナル・フェスティバルinカワサキ
- ② かわさき市民祭り
- ③ 多文化フェスタさいわい

2 実行委員

上記3つの行事の参加・実施について、交流イベント実行委員会を設置して準備をしました。
ウィスケット（委員長）、アディダヤヨザ、鄭載勳、スンチングアン、
ダオテイハーイハン（～11月）、ヒラノジョイミ、ポラニスキピョートル、
ラハマンジアウル

3 実行委員会の開催

開催日 2025年4月20日、5月18日、6月15日、9月7日、10月12日
2026年1月18日

各回の会議の前に開催しました。

4 インターナショナル・フェスティバルinカワサキ

「インターナショナル・フェスティバルinカワサキ」は、川崎市内の国際交流に取り組んでいる団体等が、日頃の活動の成果を発表し、各種イベント等の開催を通じて、地球市民として様々な立場の人がふれあいを深めることにより、相互理解と多文化共生を促進するために、開催されたものです。代表者会議も活動の広報をするため、実行委員会で企画を立てて参加しました。

(1) インターナショナル・フェスティバルinカワサキ 参加概要

日時 2025年11月9日（日）10：00～16：00

場所 川崎市国際交流センター

内容 レセプションステージでのクイズ、代表者会議の活動広報

(2) 代表者の感想

- ① インターナショナル・フェスティバルでお話しした方が、オープン会議にも参加してくれた。
- ② クイズや風船のおかげで、いろいろな人と話すことができた。
- ③ 代表者会議の広報や異文化交流、相互理解につなげることができたと思う。



5 かわさき市民祭り

外国人市民と日本人市民の交流を深め、各国の紹介と代表者会議の広報を行うことを目的に、今年度もかわさき市民祭りに参加しました。

(1) 第46回 かわさき市民祭り 参加概要

日時 2025年11月1日（日）10：00～16：00

場所 川崎区富士見公園一帯

内容 テントでのイベント（代表者会議のパネル展示、国旗描き、クイズ、代表者会議資料の配布等）

(2) 代表者の感想

- ① 地域の温かい雰囲気と活気を肌で感じた。様々な文化体験や美味しい料理を楽しみ、多くの人と交流できた素晴らしい1日だった。
- ② 好きな国の国旗をつくることは、市民が外国とつながるきっかけになり、価値のある活動だと思う。
- ③ 異なるジェネレーションの方々とは触れ合い、代表者会議のことを紹介できとても有意義な活動だった。



6 多文化フェスタさいわい

「多文化フェスタさいわい」は、地域の人的資源を生かしながら、異なる文化的、歴史的背景を持つ市民の人権が守られる感性豊かな地域、国際的な視点を持ったまちづくりをすすめるための事業で、代表者会議も市民との交流や相互理解を深めるとともに代表者会議の広報を行うことを目的に実行委員会で企画を立てて参加しました。

(1) 多文化フェスタさいわい 参加概要

日時 2026年2月14日（土）10：00～16：00

場所 幸 市民館

内容 代表者会議の活動広報、世界の国旗書き、世界のクイズ・じゃんけん、外国語ではなそう！！のコーナー

(2) 代表者の感想

- ① 日本人市民の皆さまが代表者会議について関心を示され、様々な質問をしてくださいました。また、子どもたちがゲームを楽しみながら外国人市民代表者会議を身近に感じてくれていたことも大きな喜びでした。川崎市をさらに素晴らしい、誰もが暮らしやすいまちにしていくためには、日本人と外国人市民が互いの困りごとを共有し、対話を通して理解を深め、協力し合うことが重要だと感じました。
- ② いろいろな国のブースもあって、それぞれが自分の国の文化や衣装、そして料理を提供して、「多文化」という言葉に相応しいフェスタだと思った。このようなフェスタを通して、自分の周りに多くの国籍の方々がいることを再認識でき、これからも皆とここで共生していくことのその大切さを改めて感じさせるようになった。
- ③ クイズや国旗作りを通じ、多くの市民と交流することができた。外国人市民も同じ川崎市民として身近に感じていただける機会となるようお願いしながら参加した。



5 フィールドワーク

あんしんせいかつぶかい しんぎてーま ぼうさい さいがい について、しんぎ ふか 審議を深めるためフィールドワークを
じっし とうじつ たぶん かしゃかいぶかい めんぼー さんか 実施しました。当日は多文化社会部会のメンバーも参加し、こうしゅう しょうか きくねん きしんしゃ
の体験をしました。

1 日 時 2025年5月11日（日）

2 参加人数 11人

3 主な内容

(1) 中原区防災訓練

(2) 川崎市市民活動センター（施設見学）

4 代表者の感想

(1) 体験型の訓練が多く、日本語を勉強中の方が参加しても意味があると感じた。

(2) 避難経路の確認や消火器の使い方などを実際に体験し「自分たちの命は自分たち
で守る」という意識がより一層強まった。

(3) 国籍関係なく丁寧に説明してくれた。また、ボランティア募集の声掛けがありよか
った。



6 その他の活動

1 川崎市市長杯ポッチャ大会への参加

2024年度の市長への報告の際に市長からお誘いいただいたことをきっかけに「ポッチャ」という競技を知り、大会前に市民文化局市民スポーツ室の担当から説明を受けました。

大会を通じて市民と交流し、代表者会議を知ってもらうことを目的に、会議として参加することを決めました。抽選の結果、代表者からは1チーム、3人のメンバーが大会に出場することができました。当日は3回試合を行って2勝1敗でした。また、くじではイトウユリカ キャレン委員長が次の大会の優先出場権を引き当てました。

(1) 実施概要

日程 2026年1月17日(土)

場所 カルッツかわさき

参加した代表者 イトウ ユリカ キャレン、ウイスー ケット、張 遥

(2) 代表者の感想

①初めてだったので、ルールを調べながら参加しました。

②ポッチャを体験し奥深さと楽しさを実感しました。事前練習と作戦を考えて参加するとさらに面白くなりそうです。この感想が参考になれば幸いです。



【説明を受ける代表者】



7 代表者の活動状況

「要求から参加へ」をキーワードに、代表者は会議での調査審議のほか、代表者会議の代表者という立場で行政の各種委員等の活動を行っています。

委員会等	事務局・主催者	代表者名
川崎市青少年問題協議会	子ども未来局 青少年支援室	鄭 載勳
川崎市「二十歳（はたち）を祝うつどい」企画実施委員会	子ども未来局 青少年支援室	スリニヴァサン スチエタ
第46回かわさき市民祭り実行委員会	経済労働局 観光・地域活力推進部	スン チン グアン
川崎市国際交流センター活用推進検討委員会	(公財)川崎市国際交流協会	ルイス ジェームズ
川崎市市制100周年記念事業・全国都市緑化かわさきフェア実行委員会	総務企画局 シティブロモーション推進室	セネ アイサトウ チンボ
外国人市民による日本語スピーチコンテスト審査員	(公財)川崎市国際交流協会	スリニヴァサン スチエタ

代表者としてではなく、個人としても学校、市民館等の講師をするなど、積極的に社会参加をしています。

1 地域などでの活動

代表者名	活動内容	実施団体・主催者・事務局
スリニヴァサン スチエタ	識字学級での災害対応講座 通訳ボランティア	川崎区役所まちづくり推進部 生涯学習支援課
アディダヤ ヨザ	翻訳・通訳ボランティア	(公財)川崎市国際交流協会
プストフスキーフ アナスタシア	絵本の読み聞かせ	川崎小学校
ヒリストバ ガブリエラ	イベント企画サポート、 運営ボランティア、 翻訳・通訳ボランティアなど	国際共創コミュニティ団体 EnGlobe

*この報告は本人の申し出により作成しました。

8

せんもんちょうさいん かつどうじょうきょう 専門調査員の活動状況

かわさきしがいこくじんしみんしきくせんもんちょうさいん だいひょうしゃかいぎ せいふくいんちょうぶかいちょうかいぎ しゅつせき
川崎市外国人市民施策専門調査員として代表者会議、正副委員長部会長会議に出席し
たほか、つぎ かつどう おこな
たほか、次のような活動を行いました。

1 じょうほうしゅうしゅう ちょうさ 情報収集、調査

- ① しちょうほうこくどうせき ねん がつ にち
市長報告同席（2025年4月18日）

2 こうほう けいはつ こうしとう こうりゅうかつどう 広報・啓発・講師等・交流活動

- ① かわさきしがいこくじんしみんだいひょうしゃかいぎ に ゆー ず れ た - へんしゅう
川崎市外国人市民代表者会議ニューズレター No. 83 編集
- ② かわさきしがいこくじんしみんだいひょうしゃかいぎ ほー む ペー じ ずいじじょうほうこうしん
川崎市外国人市民代表者会議ホームページ 随時情報更新
- ③ かわさきしほー む ペー じ がいこくじんしみんしきくたんどう ペー じ ずいじじょうほうこうしん
川崎市ホームページ 外国人市民施策担当のページ 随時情報更新
- ④ かわさき しみんまつ さんか ねん がついつち
かわさき市民祭り参加（2025年11月1日）

3 しりょう ほうこくしよさくせい 資料・報告書作成

- ① かわさきしがいこくじんしみんだいひょうしゃかいぎじろく
川崎市外国人市民代表者会議議事録
- ② りんじかい ねん がつはつか
臨時会について（2025年4月20日）
- ③ いんちょう さいせんしゅつ ねん がつなのか
委員長の再選出について（2025年9月7日）
- ④ だいひょうしゃ けついん ほじゅう ねん がつなのか
代表者の欠員と補充について（2025年9月7日）
- ⑤ おー ぶ ん かいぎ ねん がつ にち がつ にち
オープン会議について（2025年5月18日、10月12日）
- ⑥ りんじかいじっこういんかいしりょう ずいじ
臨時会実行委員会資料 随時
- ⑦ に ゆー ず れ た - へんしゅういんかいしりょう ずいじ
ニューズレター編集委員会資料 随時

4 ちょうないかいぎとう しゅつせき 庁内会議等への出席

- ① かわさきしたぶんかきょうせいしゃかいすいしんきょうぎかい ねん がつじゅうよつか がつ にち がつとおか がつ
川崎市多文化共生社会推進協議会（2025年5月14日、7月28日、10月10日、11月21
にち
日）

IV 資^し料^{りょう}

1 外国人住民人口統計

川崎市の国籍・地域別外国人住民人口の推移 (各月末日現在・人)

	2015.3 (H27)	2016.3 (H28)	2017.3 (H29)	2018.3 (H30)	2019.3 (H31)	2020.3 (R2)	2021.3 (R3)	2022.3 (R4)	2023.3 (R5)	2024.3 (R6)	2025.3 (R7)	2025.12 (R7)
1	10,787 ちゅうごく (中国)	11,527 ちゅうごく (中国)	12,905 ちゅうごく (中国)	14,182 ちゅうごく (中国)	15,410 ちゅうごく (中国)	16,606 ちゅうごく (中国)	15,807 ちゅうごく (中国)	15,072 ちゅうごく (中国)	15,779 ちゅうごく (中国)	16,833 ちゅうごく (中国)	18,008 ちゅうごく (中国)	18,972 ちゅうごく (中国)
2	7,812 かんごく ちようせん (韓国・朝鮮)	7,842 かんごく ちようせん (韓国・朝鮮)	7,979 かんごく ちようせん (韓国・朝鮮)	7,558 かんごく (韓国)	7,621 かんごく (韓国)	7,663 かんごく (韓国)	7,355 かんごく (韓国)	7,089 かんごく (韓国)	7,297 かんごく (韓国)	7,227 かんごく (韓国)	7,345 かんごく (韓国)	7,705 (ベトナム)
3	3,771 ふいりびん (フィリピン)	3,898 ふいりびん (フィリピン)	4,037 ふいりびん (フィリピン)	4,226 ふいりびん (フィリピン)	4,441 ふいりびん (フィリピン)	4,700 ふいりびん (フィリピン)	4,651 ふいりびん (フィリピン)	4,713 ふいりびん (フィリピン)	5,062 ふいりびん (フィリピン)	5,887 べとなむ (ベトナム)	6,946 (ベトナム)	7,359 かんごく (韓国)
4	1,294 べとなむ (ベトナム)	1,868 べとなむ (ベトナム)	2,309 べとなむ (ベトナム)	2,857 べとなむ (ベトナム)	3,448 べとなむ (ベトナム)	4,398 べとなむ (ベトナム)	4,625 べとなむ (ベトナム)	4,312 べとなむ (ベトナム)	4,970 べとなむ (ベトナム)	5,382 ふいりびん (フィリピン)	5,665 ふいりびん (フィリピン)	5,892 ふいりびん (フィリピン)
5	774 いんど (インド)	841 たいわん (台湾)	938 ねばーる (ネパール)	1,129 ねばーる (ネパール)	1,295 ねばーる (ネパール)	1,541 ねばーる (ネパール)	1,556 ねばーる (ネパール)	1,607 ねばーる (ネパール)	1,920 ねばーる (ネパール)	2,452 ねばーる (ネパール)	3,140 ねばーる (ネパール)	3,724 ねばーる (ネパール)
6	745 たいわん (台湾)	826 いんど (インド)	937 たいわん (台湾)	1,069 いんど (インド)	1,208 いんど (インド)	1,431 いんど (インド)	1,323 いんど (インド)	1,293 いんど (インド)	1,522 いんど (インド)	1,641 いんど (インド)	1,733 いんどねしあ (インドネシア)	2,268 いんどねしあ (インドネシア)
7	733 べいこく (米国)	779 べいこく (米国)	915 いんど (インド)	1,033 たいわん (台湾)	1,115 たいわん (台湾)	1,237 たいわん (台湾)	1,127 たいわん (台湾)	1,107 たいわん (台湾)	1,281 べいこく (米国)	1,415 べいこく (米国)	1,651 いんど (インド)	1,975 みゃんまー (ミャンマー)
8	712 ぶらじる (ブラジル)	740 ねばーる (ネパール)	828 べいこく (米国)	959 べいこく (米国)	1,018 べいこく (米国)	1,078 べいこく (米国)	1,098 べいこく (米国)	1,081 べいこく (米国)	1,231 たいわん (台湾)	1,360 いんどねしあ (インドネシア)	1,471 べいこく (米国)	1,779 いんど (インド)
9	542 たい (タイ)	733 ぶらじる (ブラジル)	749 ぶらじる (ブラジル)	783 ぶらじる (ブラジル)	816 ぶらじる (ブラジル)	877 ぶらじる (ブラジル)	876 ぶらじる (ブラジル)	845 ぶらじる (ブラジル)	923 いんどねしあ (インドネシア)	1,335 たいわん (台湾)	1,466 みゃんまー (ミャンマー)	1,528 たいわん (台湾)
10	531 ねばーる (ネパール)	579 たい (タイ)	616 たい (タイ)	644 たい (タイ)	679 たい (タイ)	682 たい (タイ)	669 いんどねしあ (インドネシア)	640 いんどねしあ (インドネシア)	867 ぶらじる (ブラジル)	893 みゃんまー (ミャンマー)	1,449 たいわん (台湾)	1,417 べいこく (米国)
た その他	3,629	3,944	4,205	5,147	5,584	6,195	6,081	6,001	6,940	7,816	8,481	8,978
がいこくじん そうすう 外国人総数	31,330	33,577	36,418	39,587	42,635	46,408	45,168	43,760	47,792	52,241	57,355	61,597
がいこくじん ひりつ 外国人比率	2.13%	2.26%	2.43%	2.62%	2.80%	3.06%	2.93%	2.84%	3.10%	3.37%	3.69%	3.95%

かわさきし がいこくじんじゅうみんじんこう こくせき ちいきべつ
川崎市の外国人住民人口 (国籍・地域別)

ねん がつまつじつげんざい
2025年12月末日現在

No.	国籍・地域	にん 人	No.	国籍・地域	にん 人	No.	国籍・地域	にん 人
1	中国	18,972	52	エチオピア	27	103	ハイチ	4
2	ベトナム	7,705	53	エジプト	26	104	ザンビア	4
3	韓国	7,359	54	スイス	25	105	シエラレオネ	4
4	フィリピン	5,892	55	ハンガリー	24	106	リトアニア	4
5	ネパール	3,724	56	キルギス	23	107	レバノン	4
6	インドネシア	2,268	57	チリ	23	108	エストニア	3
7	ミャンマー	1,975	58	ケニア	23	109	ラトビア	3
8	インド	1,779	59	フィンランド	23	110	ボスニア・ヘルツェゴビナ	3
9	台湾	1,528	60	コンゴ民主共和国	22	111	モルドバ	3
10	米国	1,417	61	オーストリア	22	112	リベリア	3
11	ブラジル	934	62	ラオス	22	113	コンゴ共和国	3
12	タイ	794	63	ノルウェー	21	114	クロアチア	3
13	スリランカ	689	64	モロッコ	21	115	エルサルバドル	3
14	バングラデシュ	600	65	ボルトガル	20	116	マダガスカル	3
15	ペルー	508	66	シリア	19	117	アルバニア	2
16	英国	439	67	カメルーン	18	118	コンゴ	2
17	モンゴル	383	68	パラグアイ	17	119	スロベニア	2
18	朝鮮	373	69	ギニア	16	120	パラオ	2
19	フランス	364	70	ジャマイカ	16	121	バヌアツ	2
20	マレーシア	347	71	イスラエル	14	122	アルメニア	2
21	ロシア	282	72	ジンバブエ	14	123	ジョージア	2
22	カナダ	244	73	ギリシャ	14	124	中央アフリカ	2
23	ドイツ	216	74	コートジボワール	13	125	ドミニカ共和国	2
24	カンボジア	194	75	ブルキナファソ	12	126	ガンビア	2
25	オーストラリア	171	76	デンマーク	11	127	タジキスタン	1
26	パキスタン	136	77	コスタリカ	11	128	ウルグアイ	1
27	イタリア	127	78	ベナン	11	129	ペリウ	1
28	ウズベキスタン	103	79	アルジェリア	11	130	バハマ	1
29	イラン	103	80	マラウイ	10	131	ボツワナ	1
30	スペイン	93	81	ベネズエラ	10	132	バルバドス	1
31	アルゼンチン	80	82	ウガンダ	10	133	バーレーン	1
32	トルコ	78	83	イエメン	10	134	カーボベルデ	1
33	メキシコ	74	84	エクアドル	9	135	キプロス	1
34	シンガポール	73	85	ブルガリア	8	136	ブルネイ	1
35	ナイジェリア	72	86	セルビア	8	137	南スーダン共和国	1
36	ガーナ	65	87	マリ	8	138	パレスチナ	1
37	ポリビア	62	88	ルワンダ	8	139	サモア	1
38	スウェーデン	54	89	チェコ	8	140	アラブ首長国連邦	1
39	コロンビア	53	90	ブータン	8	141	クウェート	1
40	ニュージーランド	53	91	ヨルダン	8	142	アイスランド	1
41	チュニジア	52	92	トリニダード・トバゴ	7	143	ガイアナ	1
42	ウクライナ	49	93	スーダン	6	144	北マケドニア	1
43	ポーランド	42	94	サウジアラビア	6	145	ニカラグア	1
44	南アフリカ共和国	39	95	フィジー	6	146	セントクリストファー・ネイビ	1
45	ルーマニア	38	96	ベラルーシ	6	147	ルクセンブルク	1
46	オランダ	35	97	トンガ	6	148	レソト	1
47	カザフスタン	34	98	スロバキア	6	149	モーリシャス	1
48	アフガニスタン	33	99	アゼルバイジャン	5	150	モザンビーク	1
49	ベルギー	32	100	グアテマラ	5	151	ミクロネシア	1
50	アイルランド	31	101	イラク	5		無国籍	6
51	セネガル	29	102	キューバ	5		(空欄)※	15

※出生による経過滞在者

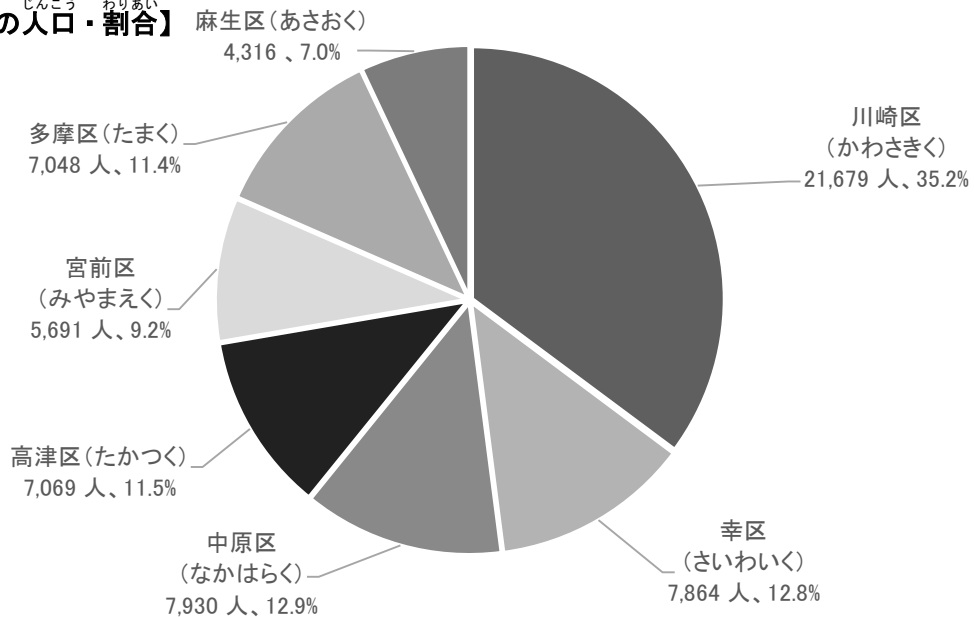
合計 61,597人

くべつ おも こくせき ちいきべつ がいこくじんじゅうみんじんこう
区別・主な国籍・地域別 外国人住民人口

ねん がつまつじつげんざい
2025年12月末日現在

	かわさきく 川崎区	さいわいく 幸区	なかはらく 中原区	たかつく 高津区	みやまえく 宮前区	たまく 多摩区	あさおく 麻生区	しぜんたい 市全体
1	7,476 ちゅうごく (中国)	2,805 ちゅうごく (中国)	2,402 ちゅうごく (中国)	1,779 ちゅうごく (中国)	1,247 ちゅうごく (中国)	1,908 ちゅうごく (中国)	1,355 ちゅうごく (中国)	18,972 ちゅうごく (中国)
2	3,354 べとなむ (ベトナム)	988 ねばーる (ネパール)	1,118 かんこく (韓国)	837 かんこく (韓国)	698 べとなむ (ベトナム)	1,019 べとなむ (ベトナム)	424 かんこく (韓国)	7,705 べとなむ (ベトナム)
3	2,783 かんこく (韓国)	853 かんこく (韓国)	684 べとなむ (ベトナム)	798 べとなむ (ベトナム)	677 ふいりびん (フィリピン)	680 かんこく (韓国)	339 べとなむ (ベトナム)	7,359 かんこく (韓国)
4	2,270 ふいりびん (フィリピン)	813 べとなむ (ベトナム)	621 ふいりびん (フィリピン)	786 ふいりびん (フィリピン)	644 かんこく (韓国)	650 ふいりびん (フィリピン)	279 いんど (インド)	5,892 ふいりびん (フィリピン)
5	1,243 ねばーる (ネパール)	649 ふいりびん (フィリピン)	480 ねばーる (ネパール)	358 ねばーる (ネパール)	356 いんどねしあ (インドネシア)	392 ねばーる (ネパール)	239 ふいりびん (フィリピン)	3,724 ねばーる (ネパール)
6	651 いんど (インド)	282 みやんまー (ミャンマー)	338 たいわん (台湾)	328 いんどねしあ (インドネシア)	243 べいこく (米国)	321 みやんまー (ミャンマー)	222 いんどねしあ (インドネシア)	2,268 いんどねしあ (インドネシア)
7	613 いんどねしあ (インドネシア)	228 たいわん (台湾)	316 べいこく (米国)	295 べいこく (米国)	240 みやんまー (ミャンマー)	316 いんどねしあ (インドネシア)	159 べいこく (米国)	1,975 みやんまー (ミャンマー)
8	563 みやんまー (ミャンマー)	207 いんどねしあ (インドネシア)	226 いんどねしあ (インドネシア)	219 たいわん (台湾)	168 ねばーる (ネパール)	217 べいこく (米国)	146 みやんまー (ミャンマー)	1,779 いんど (インド)
9	501 ぶらじる (ブラジル)	192 いんど (インド)	208 みやんまー (ミャンマー)	215 みやんまー (ミャンマー)	148 たいわん (台湾)	146 いんど (インド)	146 ばんぐらでしゅ (バングラデシュ)	1,528 たいわん (台湾)
10	352 たいわん (台湾)	81 べいこく (米国)	179 いんど (インド)	204 いんど (インド)	128 いんど (インド)	140 たいわん (台湾)	103 たいわん (台湾)	1,417 べいこく (米国)

かくく がいこくじんじゅうみん じんこう わりあい
【各区の外国人住民の人口・割合】



くべつ ねんれいべつ がいこくじんじゅうみんじんこう
 区別・年齢別 外国人住民人口

ねん がつまつじつけんさい
 2025年12月末日現在

		かわさきく 川崎区	さいわいく 幸区	なかはらく 中原区	たかつく 高津区	みやまえく 宮前区	たまく 多摩区	あさおく 麻生区	しぜんたい 市全体
0～4歳	人	772	354	192	161	155	200	144	1,978
	%	3.6%	4.5%	2.4%	2.3%	2.7%	2.8%	3.3%	3.2%
5～9歳	人	829	306	169	172	156	155	117	1,904
	%	3.8%	3.9%	2.1%	2.4%	2.7%	2.2%	2.7%	3.1%
10～14歳	人	756	277	140	167	121	122	98	1,681
	%	3.5%	3.5%	1.8%	2.4%	2.1%	1.7%	2.3%	2.7%
15～19歳	人	650	261	226	171	160	222	102	1,792
	%	3.0%	3.3%	2.8%	2.4%	2.8%	3.1%	2.4%	2.9%
20～24歳	人	2,156	649	801	855	709	1,055	633	6,858
	%	9.9%	8.3%	10.1%	12.1%	12.5%	15.0%	14.7%	11.1%
25～29歳	人	3,393	1,063	1,519	1,329	959	1,522	772	10,557
	%	15.7%	13.5%	19.2%	18.8%	16.9%	21.6%	17.9%	17.1%
30～34歳	人	3,031	1,215	1,434	1,191	859	1,198	700	9,628
	%	14.0%	15.5%	18.1%	16.8%	15.1%	17.0%	16.2%	15.6%
35～39歳	人	2,601	990	1,009	816	666	789	449	7,320
	%	12.0%	12.6%	12.7%	11.5%	11.7%	11.2%	10.4%	11.9%
40～44歳	人	1,854	741	692	545	486	485	356	5,159
	%	8.6%	9.4%	8.7%	7.7%	8.5%	6.9%	8.2%	8.4%
45～49歳	人	1,307	551	501	434	344	331	238	3,706
	%	6.0%	7.0%	6.3%	6.1%	6.0%	4.7%	5.5%	6.0%
50～54歳	人	1,053	413	357	332	301	272	229	2,957
	%	4.9%	5.3%	4.5%	4.7%	5.3%	3.9%	5.3%	4.8%
55～59歳	人	1,045	339	273	304	262	269	167	2,659
	%	4.8%	4.3%	3.4%	4.3%	4.6%	3.8%	3.9%	4.3%
60～64歳	人	820	287	257	222	200	199	123	2,108
	%	3.8%	3.6%	3.2%	3.1%	3.5%	2.8%	2.8%	3.4%
65歳～	人	1,412	418	360	370	313	229	188	3,290
	%	6.5%	5.3%	4.5%	5.2%	5.5%	3.2%	4.4%	5.3%

ごうけい
 合計 61,597人

2 ていしゅつしりょういちらん 提出資料一覧

かいぎ はいふ しりょう おも ちょうさしんぎ かんれん あ ていしゅつび
会議で配布した資料のうち、主に調査審議に関連するものを挙げます。()は提出日
です。

【1】じょうほう とうけい 情報・統計

1 たぶんかしゃかいがかい 多文化社会部会

- ① かわさきし にほんご べんきょう ねん がつはつか
川崎市で日本語を勉強できる場所 (2025年4月20日)
- ② ねんどていげん にほんごがくしゅう ねん がつはつか
2023年度提言：日本語学習について (2025年4月20日)
- ③ はいくしやう ようちえん にんてい えんりようあんない ぼっすい ねん がつはつか
保育所等、幼稚園、認定こども園利用案内 (抜粋) (2025年4月20日)
- ④ うえるかむせつと ないよういちらん ねん がつ にち
ウェルカムセットの内容一覧 (2025年6月15日)
- ⑤ ねんどていげん くやくしよ がいこくじんしみん たいしやう きーびす じゅうじつ ねん
2013年度提言：区役所における外国人市民を対象としたサービスの充実 (2025年6
がつ にち がつじゅうよつか
月15日、12月14日)
- ⑥ ねんどていげん がいこくじんしみん かん ちょうさ じっし ねん がつ にち
2011年度提言：外国人市民に関する調査の実施 (2025年6月15日)
- ⑦ がいこく つながる こ 子どもの進路に関するリーフレット (小学校～高校) (案1) (2025
ねん がつ にち
年9月7日)
- ⑧ せいかつ しごとが いどぶっく しゅつにゆうこくざいりゆうかんりちやうかんしゅう ねん がつ にち
生活・仕事ガイドブック (出入国在留管理庁監修) (2025年10月12日)
- ⑨ くやくしよ うえるかむせつと しきつ ねん がつじゅうよつか
区役所へのウェルカムセットの視察 (2025年12月14日)
- ⑩ がいこく つながる こ 子どもの進路に関するリーフレット (小学校～高校) (案2) (2026
ねん がつ にち
年1月18日)

2 あんしんせいかつがかい 安心生活部会

- ① めんたるへるす ねん がつはつか
メンタルヘルスについて (2025年4月20日)
- ② あなたに知ってほしい (相談窓口に関するリーフレット) (2025年4月20日)
- ③ みやまえくちやうないかい じちかいたげんごちやうさあんない ねん がつ にち がつ にち
宮前区町内会・自治会多言語調査案内 (2025年5月18日、6月15日)
- ④ ねんどていげん がいこくじんしみん きんきゆうじ こま たいせい ねん がつ にち
2007年度提言：外国人市民が緊急時に困らないための体制づくり (2025年6月15日)
- ⑤ ねんどていげん さいがいじ ひなんじよ たぶんかきやうせい がいこくじんしえん しく
2017年度提言：災害時における避難所での多文化共生と外国人支援のための仕組
みづくり (2025年6月15日)
- ⑥ たげんごゆび ぼーど ねん がつ にち
多言語指さしボード (2025年6月15日)
- ⑦ けいばつえほん ちやうかいちやう ねん がつ にち
啓発絵本こども町会長 (2025年6月15日)
- ⑧ ねんどていげん たぶんかきやうせいらうんじ かり ねん がつ にち
2015年度提言：多文化共生ラウンジ (仮) (2025年6月15日)

- ⑨ 2021年度提言：多文化共生ラウンジ（仮）（2025年6月15日）
- ⑩ 備える。かわさき マガジン 特別号2024年12月発行（2025年12月14日）
- ⑪ 二次元コード集の作成について（2026年1月18日）

【2】話し合いのまとめ等

- ① 前回会議のまとめ（随時）
- ② 各部会の審議のまとめ（随時）

【3】議事録

- ① 2025年度川崎市外国人市民代表者会議第1～4回議事録（随時）

【4】年次報告・ニューズレター等

- ① 2025年度年次報告書について（2025年10月12日）
- ② 川崎市外国人市民代表者会議年次報告＜2025年度＞（案）（2025年12月14日、2026年1月18日、2月8日）
- ③ ニューズレターNo. 83、No. 84、No. 85

【5】実行委員会

- ① 臨時会実行委員会（2025年4月20日、5月18日、6月15日、9月7日、10月12日）
- ② 交流イベント実行委員会（2025年4月20日、5月18日、6月15日、9月7日、10月12日、2026年1月18日）
- ③ ニューズレター編集委員会（2025年4月20日、5月18日、2026年1月18日）

【6】その他

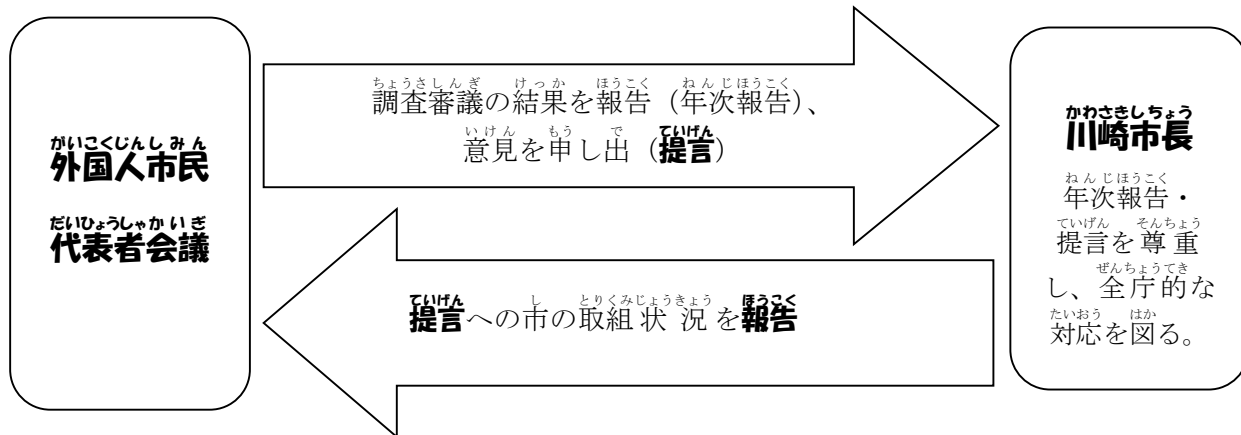
- 1 臨時会について（2025年4月20日）
- 2 市の審議会等委員について（2025年4月20日）
- 3 イベントへの参加について（2025年4月20日、9月7日、10月12日、12月14日、2026年1月18日）
- 4 オープン会議について（2025年5月18日、9月7日、10月12日）
- 5 川崎市長杯ポッチャ大会への参加について（2025年6月15日）

- 6 委員長の再選出について (2025年9月7日)
- 7 代表者の欠員と補充について (2025年9月7日、12月14日)
- 8 オープン会議の振り返りについて (2025年12月14日)
- 9 オープン会議コメンテーター資料 (2025年12月14日)
- 10 2025年度にAになった提言のポイント (2026年2月8日)

3

提言への市の取組状況

【1】提言への市の取組状況の調査及び調査結果の報告について



代表者会議は1996年の第1期から、調査審議の結果を市長に報告するとともに、意見を申し出ています（提言）。市は条例により、代表者会議からの意見の申出を尊重されており、各提言について担当局を決めて取組を行っています。

提言への市の取組がどのように進んだのか、毎年10月1日時点の状況を調査し、代表者会議に報告しています。

今年度、調査し、報告をするのは、2024年度調査で取組状況が「B（＝取組中・検討中）」だった提言についてです。

取組状況

A : 担当局が「一定の成果を得た」としたものの

→ その提言に対して現時点で可能な取組を実行し、提言された時点と比べて状況が改善されたなど、ある程度の成果が得られたと担当局が判断したもの

※取組状況報告は、「A」となった年度で終了します。

B : 担当局が「取組中・検討中」としているものの

→ まだ十分に成果が得られていないので、取組が継続中のもの。また、どのように取り組むか検討中のもの（現時点で取り組んでいないものも含む）

※今年度の取組状況を報告するとともに、来年度も取組状況を調査し、報告します。

【2】これまでの^{ていげんいちらん}提言一覧

ねんど 年度	ばんごう 番号	ない 内	よう 容	たんとうきょく 担当局	とりくみじょうきょう 取組状況		
1996	①～1	がいこくじん にほんじん こ	そうご りかい きょういく すいしん	きょういくいいんかい 教育委員会	ねんど 2002年度 A		
	①～2	がいこくじんきょういくけんきゅうきょうぎかいとう	せいび	きょういくいいんかい 教育委員会	ねんど 2004年度 A		
	①～3	①～1のための	がいどらいんさくせいとう	きょういくいいんかい 教育委員会	ねんど 2004年度 A		
	①～4	きょういん にほんじん がいこくじんほごしゃ	こんだん ぼとうせつち	きょういくいいんかい 教育委員会	ねんど 2006年度 A		
	②～1	じゅうたくじょうれい	せいてい	まちづくり局	ねんど 2002年度 A		
	②～2	じゅうたくじょうれい こうか	ほうほう けんとう	まちづくり局	ねんど 2002年度 A		
	③～1	がいこくじんしみん む	じょうほう こーなー	せつち	しみんきょく 市民局	ねんど 2002年度 A	
	③～2	がいこくご	しりょう	りすとはいふ	しみんきょく 市民局	ねんど 2003年度 A	
	③～3	がいこくご	しりょう	たい しみんいけん	き と	しみんきょく 市民局	ねんど 2007年度 A
1997	①～1	りゅうがくせいしゅうがくしょうれいきんせいど	じゅうじつ	しみんきょく 市民局	ねんど 2002年度 A		
	①～2	りゅうがくせい	じゅうたく	かくほ	しみんきょく 市民局	ねんど 2005年度 A	
	①～3	りゅうがくせい	がくせいかいかん	けんせつ けんとう	しみんきょく 市民局	ねんど 2005年度 A	
	②	しゅつにゆうこくかんりぎょうせい	かいぜん ほうむだいじん	ようぼう	しみんきょく 市民局	ねんど 2002年度 A	
	③～1	がいこくじんしみんとう	じゅうたくにゆうきょしえん		まちづくり局	ねんど 2002年度 A	
	③～2	にゆうきょさべつ	けいほつ けんちじ	ようぼう	まちづくり局	ねんど 2003年度 A	
	③～3	にゆうきょ	こうてきほしょうにんき	こう	せつりつ	まちづくり局	ねんど 2002年度 A
	④～1	こくさいこうりゅうきょうかい	きかくうんえい	がいこくじんしみん	さんかく	そうむきょく 総務局	ねんど 2002年度 A
	④～2	こくさいこうりゅうきょうかい	とうろく ぼらんていあ	じゅうじつ		そうむきょく 総務局	ねんど 2002年度 A
④～3	がいこくじんしみん む	がいど	はいふかつよう		そうむきょく 総務局	ねんど 2002年度 A	
1998	①～1	あすくる	こうほう		そうむきょく 総務局	ねんど 2002年度 A	
	①～2	こども	ぶんかせんたー	しよくいん	こくさいりかいけんしゅう	そうむきょく 総務局	ねんど 2002年度 A

	①～3	がっこうしせつ かつよう じぎょう 学校施設を活用した事業	しみんきょく 市民局	ねんど 2002年度 A
	②	がいこくじんがっこう じゅけんしかく じょせい もんぶだいじん ようぼう 外国人学校の受験資格・助成を文部大臣に要望	しみんきょく 市民局	ねんど 2002年度 A
	③～1	がいこくじんこうれいしや ねんきんしきゅう くに ようぼう 外国人高齢者への年金支給を国へ要望	けんこうふくしきょく 健康福祉局	ねんど 2020年度 A
	③～2	がいこくじんこうれいしやふくしてあて ぞうがく 外国人高齢者福祉手当の増額	けんこうふくしきょく 健康福祉局	ねんど 2002年度 A
	④～1	ぼらんていあねつとわーく こうちく ボランティアネットワークの構築	そうむきょく 総務局	ねんど 2002年度 A
	④～2	ぼらんていあだんたいとう じょうほうかんり ボランティア団体等の情報管理	そうむきょく 総務局	ねんど 2002年度 A
	④～3	こくさいこうりゅうきょうかい きかくうんえい がいこくじんしみん さんかく 国際交流協会の企画運営への外国人市民の参画	そうむきょく 総務局	ねんど 2002年度 A
1999	①～1	がいこくじんきょういくきほんほうしん すいしん 外国人教育基本方針の推進	きょういくいんかい 教育委員会	ねんど 2005年度 A
	①～2	だんたい たぶんかりかい すいしん PTA団体の多文化理解の推進	きょういくいんかい 教育委員会	ねんど 2003年度 A
	①～3	ちいきじゅうみん こくさいりかいきょういく 地域住民の国際理解教育	きょういくいんかい 教育委員会	ねんど 2002年度 A
	②	がいこくじんそうだんまどぐち ぼすた ーさくせい 外国人相談窓口のポスター作成	しみんきょく 市民局	ねんど 2002年度 A
	③～1	ししよくいんにんよう こくせきじょうこう かんぜんてつぱい 市職員任用の国籍条項の完全撤廃	そうむきかくきょく 総務企画局	B
	③～2	みんかんきぎょう しゅうろうさべつかいしやうとう けいはつ 民間企業の就労差別解消等の啓発	しみんきょく 市民局	ねんど 2002年度 A
	④	しゆつにゆうこくかんりぎやうせい かいぜん ほうむだいじん ようぼう 出入国管理行政の改善を法務大臣に要望	しみん きょく 市民・子ども局	ねんど 2009年度 A
2000	①～1	ぼご じゅうようせい にんしき ふか 母語の重要性の認識を深める	きょういくいんかい 教育委員会	ねんど 2005年度 A
	①～2	ぼご おし ぼらんていあかつどう しえん 母語を教えるボランティア活動の支援	きょういくいんかい 教育委員会	ねんど 2005年度 A
	①～3	こうてきしせつ かつよう ぼらんていあかつどう しえんたいせいせいび 公的施設の活用などボランティア活動の支援体制整備	きょういくいんかい 教育委員会	ねんど 2005年度 A
	②～1	がいこくじんほ ーむ へる ば ー ようせいとう 外国人ホームヘルパーの養成等	けんこうふくしきょく 健康福祉局	ねんど 2002年度 A
	②～2	かいごほけんせいど こうほう じゅうじつ 介護保険制度の広報の充実	けんこうふくしきょく 健康福祉局	ねんど 2002年度 A
	②～3	がいこくじんこうれいしやふくしてあて ぞうがく 外国人高齢者福祉手当の増額	けんこうふくしきょく 健康福祉局	ねんど 2002年度 A
2001	①～1	ほごしゃ じょうきょう はいりよ しえん 保護者の状況に配慮した支援	きょういくいんかい 教育委員会	ねんど 2006年度 A
	①～2	じどう がくしゅうげんご にほんごのうりよく たか しえん 児童へ学習言語としての日本語能力を高める支援	きょういくいんかい 教育委員会	ねんど 2005年度 A
	②～1	てんにゆうご ひと じょうほうていきやう 転入後まもない人への情報提供	しみんきょく 市民局	ねんど 2005年度 A
	②～2	ちいきせいかつ ひつやう じょうほうしすてむ こうちく 地域生活に必要な情報システムの構築	しみんきょく 市民局	ねんど 2005年度 A

2003	①～1	しりつがっこう こくさいりかいきょういっく すいしん 市立学校における国際理解教育の推進	きょういくいいんかい 教育委員会	ねんど 2008年度 A
	①～2	たぶんかりかいきょうしつ たぶんかりかいこーなー せっち 多文化理解教室・多文化理解コーナーなどの設置	きょういくいいんかい 教育委員会	ねんど 2006年度 A
	②～1	がいこくじんほごしや ていきてき じょうほう そうだんきかい ていきょう 外国人保護者への定期的な情報と相談機会の提供	きょういくいいんかい 教育委員会	ねんど 2018年度 A
	②～2	がいこくじんほごしや そうだんまどぐちたんどうしや せっちどう 外国人保護者の相談窓口担当者の設置等	きょういくいいんかい 教育委員会	ねんど 2018年度 A
	③～1	じゅうみんとうひょうせいど がいこくじんしみん きんか 住民投票制度への外国人市民の参加	そうごうきかくきょく 総合企画局	ねんど 2008年度 A
	③～2	じぜんしんせい ひつよう とうひょうしかくせいど 事前申請を必要としない投票資格制度	そうごうきかくきょく 総合企画局	ねんど 2008年度 A
	④～1	しえいじゅうたく かん がいこくじんしみんむ こうほう じゅうじつ 市営住宅に関する外国人市民向け広報の充実	まちづくり局 きょく	ねんど 2008年度 A
	④～2	けんえいじゅうたく かん こうほう じゅうじつ けん ようぼう 県営住宅に関する広報の充実を県に要望	まちづくり局 きょく	ねんど 2005年度 A
	④～3	しえいじゅうたく おうぼそうだんまどぐち じゅうじつ 市営住宅の応募相談窓口の充実	まちづくり局 きょく	ねんど 2008年度 A
⑤	こうてきねんきん だつたいいちじきんせいど かいぜん くに ようぼう 公的年金の脱退一時金制度の改善を国に要望	けんこうふくしきょく 健康福祉局	ねんど 2018年度 A	
2005	①～1	がくしゅうげんご まな たいせい 学習言語を学べる体制づくり	きょういくいいんかい 教育委員会	ねんど 2020年度 A
	①～2	みじか ちいき おこな がくしゅうしえん 身近な地域で行う学習支援	きょういくいいんかい 教育委員会	ねんど 2020年度 A
	②～1	いけんひょうめい かんきょうせいび 意見表明をしやすい環境整備	しみんぶんかきょく 市民文化局	B
	②～2	ちほうさんせいけん くに はたら 地方参政権を国に働きかける	しみんぶんかきょく 市民文化局	B
	③～1	がいこくじんしみんじょうほうこーなー かいぜん 外国人市民情報コーナーの改善	しみんぶんかきょく 市民文化局	B
	③～2	がいこくじんしみんむ たげんごしりょう はいふ 外国人市民向け多言語資料の配布	しみん きょく 市民・子ども局	ねんど 2015年度 A
	③～3	みおか ぼしよ たげんごそうだんまどぐち かいせつ 身近な場所での多言語相談窓口の開設	そうむきょく 総務局	ねんど 2007年度 A
2007	①～1	こうこうしんがく ひつよう きそてきがくりょく さぼーと 高校進学に必要な基礎的学力のサポート	きょういくいいんかい 教育委員会	ねんど 2020年度 A
	①～2	こうこうしんがくじょうほう しゅうち 高校進学情報の周知	きょういくいいんかい 教育委員会	ねんど 2018年度 A
	①～3	こうこうにゆうがくご しえん 高校入学後の支援	きょういくいいんかい 教育委員会	ねんど 2018年度 A
	②～1	がいこくじんしみんむ ぼうさいけいほつしりょう さくせい はいふ 外国人市民向け防災啓発資料の作成・配布	そうむきょく 総務局	ねんど 2008年度 A
	②～2	さいがいじ じょうほうでんたつたいせい せいび 災害時の情報伝達体制の整備	そうむきょく 総務局	ねんど 2008年度 A
	③～1	がいこくじんしみんむ くやくしよていきょうじょうほう どういつ 外国人市民向け区役所提供情報の統一	しみん きょく 市民・子ども局	ねんど 2015年度 A
	③～2	くやくしよちやうしやない あんないひょうじ 区役所庁舎内の案内表示	しみん きょく 市民・子ども局	ねんど 2008年度 A

	③～3	いらすと え も し かつよう じょうほう さくせい ていきょう イラストや絵文字を活用した情報の作成・提供	しみん きども きょく 市民・子ども局	ねんど 2008年度 A
2009	①～1	こうとうがっこうにゆうし てきおう がくしゅうしえん し く 高等学校入試に適應するための学習支援の仕組みの せいび 整備	きょういくいいんかい 教育委員会	ねんど 2016年度 A
	①～2	とくべつ こうとうがっこうにゆうしせいど どうにゆう ぼしゅうていいん かくだい 特別な高等学校入試制度の導入と募集定員の拡大	きょういくいいんかい 教育委員会	ねんど 2022年度 A
	②～1	みんぞくぶんかこうし じぎょう じっせんしゅう さくせい 民族文化講師ふれあい事業の実践集の作成	きょういくいいんかい 教育委員会	ねんど 2014年度 A
	②～2	がいこく つながる こ どもたちの文化等を多文化理解教育 と に取り入れる	きょういくいいんかい 教育委員会	ねんど 2014年度 A
	③～1	いりょうそうだん つ そ しゃはけん しえん 医療相談や付き添い者派遣などの支援	しみん ぶんかきょく 市民文化局	ねんど 2020年度 A
	③～2	し ほーむぺーじ いりょうじょうほう りんくしゅう つく 市のホームページに医療情報のリンク集を作る	しみん きども きょく 市民・子ども局	ねんど 2011年度 A
	③～3	がいこくじん じゅしん かんきょうせいび 外国人が受診しやすい環境整備	けんこうふくしきょく 健康福祉局 びょういんきょく 病院局	ねんど 2011年度 A ねんど 2012年度 A
	④～1	しよくいんどう せんもんてき けんしゅう じっし 職員等への専門的な研修の実施	そうむきかくきょく 総務企画局 しみん ぶんかきょく 市民文化局	B
④～2	がいこくじんそうだんまどぐちとう せんもんてき じんざい かつよう 外国人相談窓口等での専門的な人材の活用	しみん ぶんかきょく 市民文化局	ねんど 2020年度 A	
2011	①～1	がいこくじんしみん じったい ほあく ちょうさき じっし 外国人市民の実態を把握する調査の実施	しみん ぶんかきょく 市民文化局	ねんど 2020年度 A
	①～2	ちょうさけつか こうひょう だいいひょうしゃ かいぎ ほうこく しさく 調査結果の公表、代表者会議への報告、施策での かつよう 活用	しみん きども きょく 市民・子ども局	ねんど 2015年度 A
	②～1	しゃかいほししょうきょうてい かくじゅう くに ようぼう 社会保障協定の拡充を国に要望	けんこうふくしきょく 健康福祉局	ねんど 2020年度 A
	②～2	ねんきん だつたいいちじきんせいど かいぜん くに ようぼう 年金の脱退一時金制度の改善を国に要望	けんこうふくしきょく 健康福祉局	ねんど 2018年度 A
	②～3	ねんきんせいど わ かりやすい しりょうさくせい くに ようぼう 年金制度の分かりやすい資料作成を国に要望	けんこうふくしきょく 健康福祉局	ねんど 2020年度 A
	③～1	すべ じどうせいと ねん かいじょうたぶん かりかいきょういく すいしん 全ての児童生徒に年1回以上多文化理解教育を推進	きょういくいいんかい 教育委員会	ねんど 2022年度 A
	③～2	たぶん かりかいきょういく たよう くに ぶんか と い 多文化理解教育に多様な国・文化を取り入れる	きょういくいいんかい 教育委員会	ねんど 2020年度 A
	④～1	いじめ問題の手引き作成	きょういくいいんかい 教育委員会	ねんど 2018年度 A
	④～2	ぼ ご そうだん かんきょうせいび こうほう 母語で相談できる環境整備とその広報	きょういくいいんかい 教育委員会	ねんど 2020年度 A
2013	①～1 ～(1)	うえる かむせつと かしょう さくせい くやくしょまどぐち ていきょう 「ウェルカムセット(仮称)」作成、区役所窓口での提供	かくくやくしょ 各区役所	ねんど 2015年度 A

	①～1 ～(2)	「ウエルカムセット(仮称)」に英語版の情報を加える 外国人市民情報コーナーの案内	各区役所 市民文化局	2016年度 A
	①～1 ～(3)	重要な情報について中長期的に多言語化を推進する	市民文化局	2020年度 A
	①～2 ～(1)	区役所を訪れた外国人市民への窓口案内	各区役所	2024年度 A
	①～2 ～(2)	市が英語で発行できる証明書の周知	市民文化局	B
	②～1	日本の学校や教育の仕組み・制度についての多言語資料の提供や説明	教育委員会	2015年度 A
	②～2	外国人保護者が地域の保護者等と交流できる場所や機会の提供	教育委員会	2015年度 A
	③	出入国管理行政の改善を国に働きかける	市民文化局	B
2015	①～1	「多文化共生ラウンジ(仮)」を市内の複数か所に設置	市民文化局	B
	①～2	ラウンジ同士の相互連携やネットワークづくり	市民文化局	B
	②～1	外国語版母子健康手帳の窓口での提供、広報・周知の促進	子ども未来局	2018年度 A
	②～2	子育てガイドブックの多言語化の推進	各区役所	2023年度 A
	③～1	川崎市立高校における特別な入試制度の導入	教育委員会	2022年度 A
	③～2	在県枠の拡充と改善	教育委員会	2021年度 A
	③～3	受け入れ体制の整備と充実	教育委員会	2023年度 A
	④～1	入居差別解消のための相談窓口の設置	まちづくり局	2019年度 A
	④～2	川崎市住宅基本条例の周知	まちづくり局	2019年度 A
	④～3	川崎市居住支援制度の利用促進	まちづくり局	2019年度 A
	⑤～1	「やさしい日本語」に関するガイドラインの作成	市民文化局	2021年度 A
	⑤～2	市ホームページ内「やさしい日本語」ページの改善	市民文化局 総務企画局	2024年度 A
2017	①	外国人市民向けオリエンテーションの開催	市民文化局	B

	②～1	代表者会議が作成した多言語版の「受付シート」の活用	総務企画局	2018年度 A
	②～2	CLAIR が作成した「多言語避難者登録カード」の活用	総務企画局	2018年度 A
	②～3	CLAIR が作成したツールを避難所運営マニュアルに記載	総務企画局	2018年度 A
	②～4	代表者会議が作成した多言語版の「り災証明書交付願〈記入ガイド〉」の活用	総務企画局	2018年度 A
	③～1	代表者会議が作成した多言語版の「保育案内【概要】」と「保育申請チェックリスト」の活用	こども未来局	2018年度 A
	③～2	多言語に対応した相談の機会を設ける	各区役所	2019年度 A
2019	①～1	問診票の「多言語記入ガイド」の活用	こども未来局	2020年度 A
	①～2	母子保健事業に関わる情報の多言語化の推進	こども未来局	2021年度 A
	②	日本語指導が必要な子どもへの支援体制の整備	教育委員会	2020年度 A
	③～1	外国人労働者の就労について国に働きかける	経済労働局	B
	③～2	外国人を雇用する事業主等への啓発等の充実	経済労働局	B
	③～3	外国人労働者への啓発や情報提供の充実	経済労働局	B
2021	①～1	代表者会議が作成した「教育・保育給付認定(変更)申請書」と「保育所等利用(変更)申込書兼児童台帳」の多言語記入ガイドの活用	こども未来局	2022年度 A
	②～1	外国人市民向けオリエンテーションの開催	市民文化局	B
	③～1	「多文化共生ラウンジ(仮)」の設置	市民文化局	2024年度 A
2023	①～1	代表者会議が作成した多言語版の産前・産後支援に関するリーフレットの活用	こども未来局	B
	①～2	産前・産後支援に関する情報の〈やさしい日本語〉化の推進	こども未来局	B
	①～3	各区が作成する子育てガイドブックの外国人向けページにおける産前・産後支援に関する情報の掲載	各区役所	2025年度 A
	①～4	多文化医療サービス研究会が作成した「ママと赤ちゃんサポートシリーズ」の広報・周知	こども未来局	B
	②～1	介護・福祉事業者向け多文化理解に関する研修の実施	健康福祉局	2025年度 A

②～2	介護・福祉事業者向け〈やさしい日本語〉に関する 研修の実施	健康福祉局	2025年度 A
②～3	「こんにちは介護保険です」〈やさしい日本語〉版の 作成	健康福祉局	2025年度 A
②～4	「こんにちは介護保険です」多言語版及び〈やさしい 日本語〉版の活用に向けた広報・周知の推進	健康福祉局	B
③～1	日本語学習のための体制及び環境の整備の推進	市民文化局	B
③～2	日本語学習の学習機会の充実のための ICT活用の 推進	市民文化局	B
③～3	日本語学習に関するニーズを把握するための調査の 実施	市民文化局	B

※担当局名称について

取組状況【A】: Aとなった年度当時の名称

取組状況【B】: 2025年10月1日現在の担当局の名称

【3】^{ていげん} 提言への^{とりくみじょうきょう} 取組状況

これまでに^だ 出されたすべての^{ていげんおよ} 提言及びそれに対する^{たい} 市の^し 取組状況^{とりくみじょうきょうほうこく} 報告^{けいさい} を掲載しました。

^{とりくみじょうきょう} 取組状況が「A (^{いってい} 一定の^{せい} 成果^え を得た)」の^{ていげん} 提言については、Aとなった^{ねん} 年度の^{とりくみじょうきょう} 取組状況^{ほうこく} 報告、^{とりくみじょうきょう} 取組状況が「B (^{とりくみちゅう} 取組中・^{けんとうちゅう} 検討中)」の^{ていげん} 提言については、2025年^{ねん} 10月^{がつ} 1日^{いつ} 現在の^{とりくみじょうきょうほうこく} 取組状況^{けいさい} 報告を掲載しています。

〔 *^{ていげん} 提言への^{とりくみじょうきょう} 取組状況のうち、^{しろ} 白い^{わく} 枠の中に^{なか} 記載^{きさい} されているのは2025年度^{ねん} に^{ちょう} 調査^さ した^{こう} 項目^{もく}、^ぐ グレー^{れー} の^{わく} 枠の中に^{なか} 記載^{きさい} されているのは2024年度^{ねん} 以前^{いぜん} にAになった^{こう} 項目^{もく} です。 〕

ねんど ていげん
1996年度・提言①

きょういくいんかい がいこくじん にほんじん こ そうごりかい ふか きょういく そう
教育委員会に、外国人と日本人の子どもとの相互理解を深める教育を総
ごうてき すいしん たいせい せいび
合的に推進する体制を整備する。

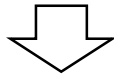
1 しないこうりつがっこう ざいせき がいこくじん こ へんけん さべつ こと ぶんか しゅうかん りかい
市内公立学校に在籍する外国人の子どもたちへの偏見と差別をなくし、その異なる文化や習慣を理解
し、アイデンティティの形成と人権を尊重することは、外国人の子どもだけではなく、日本人の子ども
せいちょう ゆた にんしき きょういくいんかい がいこくじん にほんじん こ そうごりかい ふか
成長を豊かにするものであることを認識し、教育委員会に、外国人と日本人の子どもとの相互理解を深め
る教育を総合的に推進する体制を整備する。

2 あわせて、おおさかふ ふか かくし がいこくじんきょういけんきょうきょうざい かい ちゅう すいしんたいせい せいび
あわせて、大阪府や府下の各市にある外国人教育研究協議会(注)のような推進体制を整備する。

3 がいこくじんきょういく たんとうぶしよ がいこくじんほごしゃ こ たい にほん がっこうきょういくせいど
外国人教育の担当部署は、外国人保護者・子どもに対する、日本の学校教育制度についての
おりえんてーしょん がいこくじん にほんじん こ そうごりかい すいしん がいどらいん さくせいとう おこな
オリエンテーションや、外国人と日本人の子どもとの相互理解を推進するためのガイドラインの作成等を行
う。そのときは、がいこくじんほごしゃ いけん ほんえい さんか ほしょう
う。そのときは、外国人保護者の意見が反映できるよう、その参加を保障する。

4 また、かがっこう かいこくじんほごしゃ がいこくじんほごしゃ こんだん ぼとう ひらき そうご りかい
また、各学校においても、教員、日本人保護者と外国人保護者との懇談の場等を開き、相互の理解と
こうりゅう ふか つと
交流が深まるように努める。

ちゅう がいこくじんきょういけんきょうきょうざい きょういくいんかい いたくけんきょうきかん がいこくじんきょういく けんきゅう すいしん もくてき
(注) 外国人教育研究協議会は、教育委員会の委託研究機関として、外国人教育の研究、推進を目的と
している。かいん ぜんし きょうしよくいん たいしやう かがっこう ひとり がいこくじんきょういくたんとうしや お きょうざい さくせい せいび
している。会員は全市の教職員が対象で、各学校に1人の外国人教育担当者を置き、教材の作成・整備、
きょうしよくいんけんしゅう けんきゅう こうりゅうしゅうかい かいさいとう おこな
教職員研修、研究・交流集会の開催等を行っている。



1 ねんど 2002年度 A

1997年度から教育委員会内部に関係各課の協議機関として、「外国人教育を推進するための調
査研究会議」を設置し、外国人教育の総合的な推進を図ってきた。

「川崎市外国人教育基本方針—多文化共生の社会をめざして—」(1998年4月28日改定)に基づく
教育の推進に努めてきた。

がいこくせきじどうせいと しゅうがくじょうきやう はあく きほんちやうさ しんろちやうさ じっし がいこくじんきょういく
外国籍児童生徒の就学状況を把握するため、基本調査、進路調査を実施しており、外国人教育
を総合的に推進する窓口として、1998年度に人権・共生教育担当を拡充した。

こんご かわさしががいこくじんきょういくきほんほうしん いっそう ていちゃく はか
今後も「川崎市外国人教育基本方針」のより一層の定着を図っていく。

2、3 ねんど 2004年度 A

2 かくしりつがっこう こくさいりかいきょういくたんとうしや お かいがいきこく がいこくじんじどうせいときょういく こくさいきょういく
各市立学校に国際理解教育担当者を置き、海外帰国・外国人児童生徒教育について国際教育
けんきゅうかいとう けんしゅう にほんごしどうとうきやうりよくしや けんしゅう おこな なか しんない がいこくじんきょういく すいしん
研究会等の研修や、日本語指導等協力者の研修を行う中で、市内における外国人教育の推進
を図ってきている。

また、ぜんし こくさいりかいたんとうしや こうせいいん こくさいかすいしんちいきれんらくきょうざい せっち
また、全市の国際理解担当者を構成員とする「国際化推進地域連絡協議会」を設置した。

3 1986年に「川崎市外国人教育基本方針—主として在日韓国・朝鮮人教育—」を制定し、1998年に
「川崎市外国人教育基本方針—多文化共生の社会をめざして—」と改訂した。また、「外国人
かわさしががいこくじんきょういくきほんほうしん しゅ ざいにちかんこく ちやうせんじんきょういく せいいてい ねん
「川崎市外国人教育基本方針—多文化共生の社会をめざして—」と改訂した。また、「外国人
ほごしゃむ しゅうがくはんどぶっく げんご さくせい がっこうきょういくせいど せつめい がいこくじん
保護者向け就学ハンドブック」を6言語で作成し、学校教育制度について説明しているほか、外国人
せいと ほごしゃ こうとうがっこうしんがくせつめいかい じっし
生徒・保護者への高等学校進学説明会を実施した。

ちゅうがっこうこくさいきょういくけんきゅうぶかい しゅさい こくさいきょういくぎだんかい がつ た まし みんかん かいさい ぎだんかい
 中学校国際教育研究部会の主催で国際教育座談会を7月に多摩市民館で開催した。座談会には
 じゅうらい きょうしよくいん きこくせいと ほごしや さんか きんねん がいこくじんせいと ほごしや さんか
 従来より教職員、帰国生徒とその保護者が参加しているが、近年は外国人生徒・保護者にも参加
 の呼びかけをしており、参加するようになってきた。また、毎年開催している
 すちゅーでんといんたーなしょなるふえすていぼる こんねんど ぷろぐらむ がいこくじんじどう
 スチューデントインターナショナルフェスティバルでは、今年度はプログラムとして外国人児童の
 ぼご すぴーち と い がいこくじん にほんじん じどうせいと、ほごしや きょういん こうりゅう ば
 母語によるスピーチも取り入れるなど、外国人と日本人の児童生徒、保護者と教員との交流の場と
 なってきている。

きのょういん、 にほんじんほごしや がいこくじんほごしやとう こうりゅう ふか もよお ていちゃく
 このように教員、日本人保護者、外国人保護者等が交流を深める催しも定着してきているが、
 こんご きかい りよう りかい ふか とりくみ つづ
 今後もあらゆる機会を利用し、理解を深める取組を続けていく。

ねんど ていげん
1996年度・提言②

にゆうきよさべつ きんし じょうこう も こ かしょう かわさきしじゅうたくじょうれい せいてい
入居差別を禁止する条項を盛り込んだ「仮称・川崎市住宅条例」を制定する。

1 民間賃貸住宅の入居に関して、外国人等誰に対しても入居差別を禁止する条項を盛り込んだ「仮称・川崎市住宅条例」を制定する。

2 この場合、差別をなくすための努力義務を市に負わせるだけでなく、賃貸人その他関係者に啓発指導を行う等、条例の効果をあげるための様々な方法を検討する。



1、2

ねんど
2002年度 A

1 2000（平成12）年4月に川崎市住宅基本条例を施行し、第14条第1項において、「何人も、正当な理由なく、高齢者、障害者、外国人等であることをもって市内の民間賃貸住宅の入居機会の制約、居住の安定が損なわれることがあってはならない」とした。

同条第2項において、「市長は第1項の規定の趣旨の普及に努め、高齢者等の入居機会の制約、居住の安定が損なわれることがあったときは、関係者から事情を聞き、必要な協力又は改善を求める」よう定めた。

2 川崎市住宅基本条例第14条第3項において、「民間賃貸住宅への入居機会の確保、民間賃貸住宅における居住の安定を図るため、民間賃貸住宅への入居に際して必要な情報の提供、保証制度の整備、入居後の安定的な居住継続制度の整備等」を定めた。

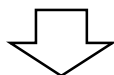
条例制定後は、宅地建物取引業団体に対し、条例の趣旨の周知・徹底を要請し、条例の趣旨に賛同する協力不動産店への登録を推進した。また、入居に際して必要な情報を提供するため、高齢者、障害者、外国人等に対し相談業務を実施した。

今後も、宅地建物取引業団体の積極的な協力を得ながら、協力不動産店数の拡大を図っていく。

ねんど ていげん
1996年度・提言③

がいこくご こうほう じゅうじつ がいこくじんしみんむ じょうほうこーなー せっち
外国語による広報を充実し、外国人市民向けの情報コーナーを設置する。

- かわさきし かわさきしこくさいこうりゅうきょうかいとう さくせい がいこくご しりょう がいこくごやく しりょうとう くやくしよ
1 川崎市や川崎市国際交流協会等が作成した外国語による資料、外国語訳をつけた資料等を区役所
がいこくじんとうろく まどぐち しみんかん あつ がいこくじんしみんむ じょうほうこーなー せっち
の外国人登録の窓口や市民館に集め、外国人市民向けの情報コーナーを設置する。
- がいこくご しりょうとう りすと たげんご さくせい がいこくじんしみん たい せつきよくてき はいふ
2 外国語による資料等のリストを多言語で作成し、外国人市民に対して、積極的に配布する。
- がいこくご しりょう かん あんけーとようし まどぐち ようい しりょう たい がいこくじんしみん いけん ようぼう き
3 外国語の資料に関するアンケート用紙を窓口を用意して、資料に対する外国人市民の意見・要望を聞
く。



1 ねんど 2002年度 A

ねんど かくく くやくしよ しみんかん としょかん がいこくじんしみんじょうほうこーなー せっち がいこくご
1998年度に各区の区役所・市民館・図書館に「外国人市民情報コーナー」を設置し、外国語によ
りょう はいふ けいじ
る資料を配布、掲示している。

2 ねんど 2003年度 A

がいこくじんしみん こうほう かた かん かんが きほんほうしん さくてい ねん がつ にちしこう
「外国人市民への広報のあり方に関する考え方」（基本方針）を策定し（1998年4月1日施行）この
きほんほうしん もと かくきよく く たげんご しりょうとう さくせい
基本方針に基づき、各局・区が多言語の資料等を作成している。
かくきよく く さくせい がいこくごこうほう げんじょうちようさ おこな ちようさけつか にほんご るび りすと か
各局・区が作成する外国語広報の現状調査を行い、調査結果を日本語（ルビつき）でリスト化
し、今年度、配布する予定である。

3 ねんど 2007年度 A

ねんど ひ つづ かわさきし たげんごこうほうしりょういちらん ねんどぼん あんけーとらん ついか
2006年度に引き続き、「川崎市の多言語広報資料一覧」の2007年度版に、アンケート欄を追加し、
がいこくじんしみんじょうほうこーなーとう はいふ ほーむぺーじじょう けいさい がいこくじんしみん たげんご
外国人市民情報コーナー等で配布した。また、ホームページ上にも掲載し、外国人市民が多言語
しりょう いけん ようぼう だ
資料について意見・要望を出しやすようにした。

なお、しせいいっばん といあわ いけん う つ かわさきしそうごうこんたくとせんたー
市政一般についての問合せや意見を受け付ける川崎市総合コンタクトセンター
さんきゅーこーる えいご いけん だ
「サンキューコールかわさき」では、英語でも意見を出すことができる。

こんご がいこくじんしみん つか しりょう さくせい いけんちようしゅ つと
今後も、外国人市民にとって使いやすい資料の作成のため、意見聴取に努めていく。

ねんど ていげん
1997年度・提言①

りゅうがくせい せいかつじつたい そく りゅうがくせいしゅうがくしょうれいきんせいど みなお とう せいかつ
留学生の生活実態に即し、留学生修学奨励金制度を見直す等、生活
しえん ほうほう じゅうじつ
支援の方法を充実する。

かわさきりゅうがくせいしゅうがくしょうれいきんせいど たいしゅうしゃ はんい かくだい た しょうがくきん じゅきゅう うむ
1 川崎市留学生修学奨励金制度については、対象者の範囲を拡大し、他の奨学金の受給の有無や
がくぎょうせいせき ぼらんていあかつどう うむとう しんさきじゅん かみ せんこう せいかつじつたい おう きんがく しきゅう
学業成績、ボランティア活動の有無等を審査基準に加味して選考し、生活実態に応じた金額を支給す
る。

りゅうがくせい じゅうたく かくほ やちんふたん おお もんだい ざいだんほうじんりゅうがくせいしえんきぎょう
2 留学生にとっては、住宅の確保と家賃負担が大きな問題となっているので、財団法人留学生支援企業
きょうりよくすいしんきぎょうかい きょうりよく みんかん きぎょうとう あ しやたく りゅう ていきょう よ あわ こうきょうしせつ
協力推進協会と協力し、民間の企業等の空いている社宅や寮の提供を呼びかける。併せて公共施設
ゆうこうかつよう けんとう
の有効活用を検討する。

りゅうがくせい せいかつそうだん じょうほうていきょう きのう も にほんじん がくせい まな せいかつ
3 留学生の生活相談、情報提供の機能を持ち、あわせて、日本人の学生と「ともに学びあい、生活できる
しせつ きぞん しせつ ゆうこうかつよう はか しょうらいてき がくせいいかん けんせつ けんとう
施設」として、既存の施設の有効活用を図る。将来的には、学生会館の建設を検討する。



1 ねんど
2002年度 A

こくさいこうりゅうきょうかいな いけんとういんかい せっち せいどかいせい けんとう おこな けつか しきゅう
国際交流協会内に検討委員会を設置し、制度改正について検討を行った。その結果、支給
たいしゅうしゃ しな い だいがく ざいせき しないきよじゅう りゅうがくせい くわ へいせい ねんど しな い
対象者を市内にある大学に在籍する市内居住の留学生に加え、2001（平成13）年度から市内にあ
こうとうせんもんがっこうおよ せんしゅうがっこう せんもんかてい ざいせき しないきよじゅう りゅうがくせい かくだい
る高等専門学校及び専修学校の専門課程に在籍する市内居住の留学生にまで拡大した。

2、3 ねんど
2005年度 A

りゅうがくせい じゅうたく かなか しえんさく ぜんねんど しないきぎょう りゅうがくせい じゅうたくたいよ
2 留学生の住宅に関わる支援策については、前年度、市内企業に留学生への住宅貸与について
あんけーと じっし がっこう じょうほう ていきょう こんねんど けいかちようさ おこな がっこう といあわ
アンケートを実施し、学校に情報を提供した。今年度、経過調査を行ったところ、学校から問合
せを受けた企業1件、実際の入居は0件であった。
う きぎょう けん じっさい にゆうきよ けん
3 川崎市国際交流協会において、留学生の生活相談・住宅相談業務を行っているが、今後もよ
り一層の充実を図っていく。

ねんど ていげん
1997年度・提言②

がいこくじんしみん しみん ちいきしやかい さんか こうけん あんてい
外国人市民が市民として地域社会に参加し、貢献できるためには安定し
ざいりゅうしかく ひつよう しゅつにゅうこくかん りぎょうせい かいぜん ほうむ
た在留資格が必要であり、そのために出入国管理行政の改善を法務
だいじん はたら
大臣に働きかける。

たげんご こうほう じゅうじつ
1 多言語による広報の充実

(1) ざいりゅうしかく こうしん ざいりゅうしかく へんこう がいこくじんとうろく さいにゅうこくきょかとう がいこくじん かんけい しょうじつ
在留資格の更新、在留資格の変更、外国人登録、再入国許可等の外国人に関係ある諸手続きにつ
ばん ふれっととう たげんご さくせい ちほうにゅうこくかんりきょくおよ しきょく じちたい はいふ じょうほういきょう
いて、パンフレット等を多言語で作成し、地方入国管理局及び支局や自治体にも配布して、情報提供
せつきよくてき おこな
を積極的にを行う。

きじゆん かんわ
2 基準の緩和

(1) しゅつにゅうこくかんり かん さまざま てつづ しんせい かぞく だいらしんせい きょじゅうちいがい しんせい
出入国管理に関する様々な手続きや申請について、家族による代理申請や居住地以外での申請を
みとめ、あわせて しんさきかん たんしゆく ほか
認め、あわせて、審査期間の短縮を図る。

(2) しゅうろう よてい ざいりゅうしかく とうしう けいえい ほうりつ かいけいぎょうむ ざいりゅうしかく さいちよう ねん
就労を予定する在留資格については、「投資・経営」・「法律・会計業務」の在留資格が最長3年であ
り、他は1年となっているので、これを一律に最長3年とする。

(3) かぞくたいざい ざいりゅうしかく ひと ふよう う ひと げんそくてき しゅうろう よてい
「家族滞在」の在留資格の人は、扶養を受ける人として原則的に就労することが予定されていない
とされているが、家族が安定した生活を送るために、また、就労することによって日本社会を知り、経済
かつどう とお しゃかい こうけん こうりよ しかくがいしゅうろう きよか きじゆん かんわ
活動を通して社会に貢献できることを考慮し、資格外就労の許可の基準を緩和する。

(4) こくれん じんけん かん しよじょうやく とく こ けんりじょうやく だい じょう かぞくさいかい しゅつにゅうこく
国連の人権に関する諸条約、特に、子どもの権利条約の第10条（家族再会のための出入国）の
しゅし そんちよう にほん おやおよ こ とう かぞくさいけつごう けんり ほしやう にゅうこく たいざい じょうけん かんわ
趣旨を尊重し、日本での親及び子ども等の家族再結合の権利を保障し、入国と滞在の条件を緩和す
る。

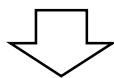
(5) さいにゅうこくきょかせいど はいし ざいりゅうきかんない いつ しゅつこく さいにゅうこく
再入国許可制度を廃止し、在留期間内においては、何時でも出国し、再入国できるようにする。

にゅうかんぎょうせい とうめいか
3 入管行政の透明化

(1) ざいりゅうきかん こうしん ざいりゅうしかく へんこう しかくがいしゅうろうきょかとう ふきよか ばあい りゅう ふそく
在留期間の更新や在留資格の変更、資格外就労許可等について、不許可の場合、その理由、不足
ようけんとう めいじ
の要件等を明示する。

(2) てきほう ちようきかんたいざい がいこくじん ていじゅうしや えいじゅうしや ざいりゅうしかくしゅとく きじゆん めいかく きじゆん
適法に長期間滞在する外国人には、「定住者」、「永住者」の在留資格取得の基準を明確にし、基準
ひと しんせいしやぜんいん ふよ
をみたす人には、申請者全員に付与する。

(3) ていじゅうしや えいじゅうしや ざいりゅうしかくしゅとく きじゆん りゅうがくせい ざいりゅうきかん かさん
また、「定住者」、「永住者」の在留資格取得の基準に、「留学生」としての在留期間を加算する。



1、2、3

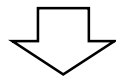
ねんど
2002年度 A

まいとし がいこくじんとうろくせいど かいぜん かん ほうむだいじん せいれいしてい とし しょうほう おこな こんご
毎年、外国人登録制度の改善に関する法務大臣への政令指定都市要望を行ってきた。今後も、
がいこくじんしみん あんしん せいかつ おく しゅつにゅうこくかんりぎょうせい かいぜん ほうむだいじん しょうほう
外国人市民が安心して生活を送れるよう、出入国管理行政の改善を法務大臣に要望していく。

ねんど ていげん
1997年度・提言③

「仮称・川崎市住宅条例」の制定において、条例の効果を上げるための
さまざまな方法を検討する。(1996年度提言の補足意見)

- 1 外国人や高齢者、障害者、母子・多子家庭等にも住居を賃貸する不動産業者や大家さんを奨励・支援する方法を検討し、外国人その他の入居希望者がすみやかに探せるように、住宅ストックを確保する。
- 2 不動産業者の新規登録及び更新の際に、入居差別をなくすための啓発を強化することを県知事に働きかける。
- 3 外国人をはじめ入居差別を受けている人が住宅探しの際に、一番のネックになっている保証人問題を解決するために、自治体、不動産業者、大学、専門学校、市民団体等で構成される公的な保証人機構の設立を検討する。



ねんど
2002年度 A

2000年度に国際交流協会において、入居後の外国人居住継続支援のため、通訳ボランティアの登録制度を開始した。

2001年度に設立された「かながわ外国人すまいサポートセンター」と協力・連携し、相談体制を強化している。

また、(財)自治体国際化協会の「外国人のための住宅マニュアル」の作成協力及び(財)日本賃貸住宅管理協会の「外国人の居住安定のためのガイドライン」の作成協力を行っている。

ねんど
2003年度 A

神奈川県に対し、1996年度、1997年度提言の内容について県の住宅政策に反映するよう、依頼した。

また、外国籍を理由に入居を拒否する事例があり、市内の宅地建物取引業団体に、このようなことがないよう、加盟不動産店に対する指導を依頼した。

併せて、宅地建物取引業団体に対する指導監督権限のある神奈川県に対し、今後このようなことがないよう団体への啓発を強化するよう働きかけた。

ねんど
2002年度 A

2000年4月に「川崎市住宅基本条例」を施行し、第14条第3項において、「高齢者等の民間賃貸住宅への入居機会の確保、民間賃貸住宅における居住の安定を図るため、民間賃貸住宅への入居に際して、必要な情報の提供、保証制度の整備、入居後の安定的な居住継続制度の整備等」を掲げ、条例の施行と同時に、これらを実施するため「川崎市居住支援制度」を創設した。

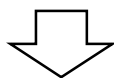
ねんど ていげん 1997年度・提言④

かわさきし こくさいこうりゅうじぎょう すいしん がいこくじんしみん さんかく
川崎市の国際交流事業を推進するために、外国人市民の参画をすすめる。

1 がいこくじんしみん ちいきしゃかい さんか こくさいこうりゅう すいしん こくさいこうりゅうきょうかい きかく うんえい
外国人市民が地域社会に参加し、国際交流をより推進するために、国際交流協会の企画・運営の
しく がいこくじんしみんだいひょうしゃかいぎ ぼらんてい あだんたい めんばー い
仕組みに、外国人市民代表者会議とボランティア団体のメンバーを入れる。

2 こくさいこうりゅうきょうかい とうろく ぼらんてい あせいど ないよう ひろし かつどう はんい ひろ ぼらんてい あ
国際交流協会の登録ボランティア制度と内容を広く知らせ、活動の範囲を広げる。また、ボランティア
ねっとわーく こうちく
のネットワークを構築する。

なお、がいこくじんしみんむ がいど だいじえずどぼん あたら とうろく かたおよ てんにゅう
外国人市民向けガイドのダイジェスト版として、「新しく登録された方及び転入された
がいこくじん みな つうしょう ちえつくりすと さくせい たげんご ほんやく がいこくじんとうろくまどぐち
外国人の皆さんへ」(通称;チェックリスト)を作成、多言語に翻訳しました。外国人登録窓口
はいふ かつよう きぼう
で配付するなど、活用を希望します。
(→※提言④の3として扱う)



1、2、3

ねんど
2002年度 A

1 こくさいこうりゅうきょうかい きかく うんえい しく はい ほうほう こくさいこうりゅうきょうかい りじおよ ひょう
国際交流協会の企画・運営の仕組みに入るための方法としては、国際交流協会の理事及び評
ぎん しゅうにん こくさいこうりゅうきょうかいとうろく みんかんこうりゅうだんたい こうせい みんかんこうりゅうだんたいれんらくきょうぎかい
議員への就任と、国際交流協会登録の民間交流団体で構成する「民間交流団体連絡協議会」の
うんえいいいん
運営委員になることがある。

りじ がいこくじんしみん しゅうにん ひょうぎいいん ねん がつ
理事については、これまでも外国人市民が就任しており、評議委員については、2001年6月から
がいこくじんしみん しゅうにん
外国人市民が就任している。

みんかんこうりゅうだんたいれんらくきょうぎかい きぼう うんえいいいん ねんど きぼうしや
「民間交流団体連絡協議会」については、希望すれば運営委員になれるが、2002年度は、希望者
がいなかった。

2 こくさいこうりゅうきょうかい ほーむぺーじこうしん ともな ぼらんてい あせいど きょうか ほか こくさいこうりゅうきょうかい
国際交流協会のホームページ更新に伴い、ボランティア制度のPR強化を図り、国際交流協会
いべんと のば ぼらんてい あ おこな
のイベントの場においてもボランティアのPRを行っている。

こじんとうろく ぼらんてい あ こくさいこうりゅうきょうかい かく ねっとわーくか ほか みんかんこうりゅう
個人登録ボランティアは、国際交流協会が核となり、ネットワーク化が図られており、民間交流
だんたい みんかんこうりゅうだんたいれんらくきょうぎかい ねっとわーくか
団体は、民間交流団体連絡協議会により、ネットワーク化されている。

3 あたら とうろく かたおよ てんにゅう がいこくじん みな そうだんまどぐち ごあんない げんご
「新しく登録された方及び転入された外国人の皆さんへ」(「相談窓口の御案内」)を11言語で
さくせい げんご いろわ いんさつ かくやくしよ ししよとう まどぐち はいふ
作成し、言語ごとに色分けして印刷し、各区役所・支所等の窓口に配布した。

がいこくじんしみんだいひょうしゃかいぎ だいひょうしゃ かくやくしよ ししよ ほうもん たんとうしや そうだんまどぐち
また、外国人市民代表者会議の代表者とともに、各区役所・支所を訪問し、担当者に「相談窓口
ごあんない ひつようせい せつめい せつきよくてき はいふ いらい
の御案内」の必要性を説明し、積極的な配布を依頼した。

ねんど ていげん
1998年度・提言①

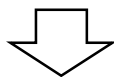
がいこくじん こ ふく こ あんしん ゆた
外国人の子どもたちを含む、すべての子どもたちが、安心して豊かな
ほうかご す ば ほしょう
放課後を過ごせる場を保障する。

1 「アスクル」を、特に外国人に広く知らせるために、多言語でパンフレットを作り広報を充実すること。

2 外国人の親を持つ子どもたちの文化や言語の違いを認めながら、多くの異年齢の子どもたちと共に、
たの あそ あんぜん す ぶんか せん た ーしやくいん こくさいりかいけんしゅう じゅうじつ
楽しく遊び、安全に過ごせるように、こども文化センター職員の、国際理解研修を充実すること。

3 子どもたちにとって、安全でより身近な場所の一つとして学校があります。最近の少子化に伴う余裕
こ あんぜん みちか ぼしよ ひと がっこう さいきん しょうしか ともな よゆう
教室の現状も踏まえながら、今後の課題として、学校施設を活用した事業について検討していくこと。

そのため、私達外国人市民代表者会議のメンバーは、パンフレットの多言語翻訳やこども
ぶんか せん た ー ちいき ぼらん てい あ せつきよくてき きょうりよく
文化センターの地域ボランティアなど、できることは積極的に協力します。



1、2、3

ねんど
2002年度 A

1 2000年度に多言語によるパンフレットを配布し、その後も、各こども文化センターで必要に応じて
ねんど たげんご ばんふれっと はいふ ご かく ぶんか せん た ー ひつよう おう
対応している。

2 2000年度は「子どもの人権」について、2001年度は「子どもの権利に関する条例」についての研修
ねんど こ じんけん ねんど こ けんり かん じょうれい けんしゅう
を実施した。2002年度は「子どもの権利に関する条例」について内容を掘り下げ、具体的な対応事例
じっし ねんど こ けんり かん じょうれい ないよう ほ さ ぐたいてき たいおうじれい
の研修を実施した。

今後、職員の意識の向上を図るとともに、子どもたちの健全な育成のための研修を充実させ
こんご しょくいん いしき こうじょう はか こ けんぜん いくせい けんしゅう じゅうじつ
せていく。

3 2000年10月から、小学校施設を活用した児童の健全育成モデル事業「わくわくプラザ」を各区1校
ねん がつ しょうがっこうせつ かつよう じどう けんぜんいくせいも てる じぎょう ぶらざ かくく こう
実施し、2003年4月から市内の全市立小学校で「わくわくプラザ」事業を開始する。

今後は、外国籍の児童にも利用しやすいよう、印刷物にルビをふるなど、環境整備に努めるとと
こんご がいこくせき じどう りよう いんさつぶつ る び かんきょうせいび つと
もに、外国籍の児童を含め、障害のある児童や私立小学校の児童などが利用できるよう、配慮し、
がいこくせき じどう ふく しょうがい じどう しりつしょうがっこう じどう りよう はいりよ
かんけいきかん ちょうせい はか
関係機関との調整を図っていく。

ねんど ていげん
1998年度・提言②

がいこくじんがっこうそつぎょうせい こくりつだいがくじゅけんしかく みと がいこくじんがっこう
外国人学校卒業生の国立大学受験資格を認めることと、外国人学校へ
じよせい もんぶだいじん はたら
の助成について、文部大臣に働きかける。

がいこくじんがっこうそつぎょうせい たい にほん こくりつだいがく じゅけんしかく みと
1 外国人学校卒業生に対し、日本の国立大学の受験資格を認めること。

がいこくじんがっこう たい にほん しりつがっこう どうとうていど ほじよきん こうふ
2 外国人学校に対し、日本の私立学校と同等程度の補助金を交付すること。

けいかほうこく
(経過報告)

この提言項目については、すでに、市長から総理大臣と文部大臣に宛てて要望書が提出されています。

だいひょうしゃかいぎ では 10月までに論議していた経過があり、緊急の要望として1998年12月、市長に提出することを、正副委員長部長会長会議で決定し文案を確認しました。その後市長に提出しましたが、予算に関わることも含めて加筆修正したものです。

ようぼうしょ ないよう だい かいかいぎ だいひょうしゃかいぎ ついにん え
要望書の内容については、第5回会議の代表者会議で追認を得ました。(1999年1月)

さんこう
[参考]

(1) かわさきみんぞくきょういくすいしんきょうぎかい しぎかい たい ちょうせんこうきゅうがっこうそつぎょうせい こくりつだいがくじゅけん にゅうがく
川崎民族教育推進協議会から、市議会に対し「朝鮮高級学校卒業生の国立大学受験(入学)資格と朝鮮学校への助成金に関する陳情」が提出され、川崎市にも同じ趣旨の要望書が提出されました。(1998年6月)

(2) しぎかい で しんぎ けつか がつぎかい ぜんかいいっち ちんじょう さいたく くに いけんしょ ていしゅつ
市議会で審議の結果、12月議会において全会一致で陳情が採択され、国に意見書が提出されました。同時に、市長から、総理大臣と文部大臣に宛てて、要望書が提出されました。(1998年12月)



1、2

ねんど
2002年度 A

ねん がつ しちよう そうりだいじん もんぶだいじん ようぼうしょ ていしゅつ
1998年12月に市長より、総理大臣と文部大臣へ要望書を提出した。

それと同時に市議会からも国に対し、意見書が出されている。

くに だいがくにゅうがくじゅけんけんていおよ ちゅうがっこうそつぎょうていどにんていしけん じゅけんしかく だんりよくか きてい
国は、大学入学受験検定及び中学校卒業程度認定試験の受験資格の弾力化について、規定を
かいせい しこう ねん がつみつ か
改正し施行した。(1999年9月3日)

ねんど ていげん
1998年度・提言③

がいこくじんこうれいしゃ ねんきんしきゆう くに はたら かわさきしがいこくじんこうれいしゃ
外国人高齢者への年金支給を国に働きかけ、川崎市外国人高齢者
ふくしてあて ぞうがく はか
福祉手当の増額を図る。

がいこくじんこうれいしゃ ろうれい ふくしねんきん おな せいど くに はたら
1 外国人高齢者に老齢福祉年金と同一ような制度をつくることを国に働きかける。

かわさきし くに ほうかいせい あいだ ろうれい ふくしねんきんがく もくひょう がいこくじんこうれいしゃ ふくしてあて しきゆうがく
2 川崎市は、国の法改正までの間、老齢福祉年金額を目標に、外国人高齢者福祉手当の支給額を
ぞうがく
増額すること。



1 ねんど
2020年度 A

ざいにちがいこくじんしみん むねんきんしゃ たい きゆうさい かいぜん そち そうきじつげん れいねん どうよう せいれいしてい
在日外国人市民の無年金者に対する救済・改善措置の早期実現について、例年と同様、政令指定
としこくほ ねんきんしゅかん ぶ かちょうかいぎ つう こうせいろうどうしよう こくみんねんきん かん ようぼうしよ ていしゅつ
都市国保・年金主管部課長会議を通じて、厚生労働省に「国民年金に関する要望書」を提出して
いる。こんごよてい ねんきんせいどかいせい くに どうこう ちゅうし ひ つづ ようぼうじつげん む
今後予定されている年金制度改正について、国の動向を注視しつつ、引き続き、要望実現に向
こうせいろうどうしよう はたら おこな
けて厚生労働省に働きかけを行う。

2 ねんど
2002年度 A

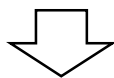
かわさきしがいこくじんこうれいしゃふくしてあて がいこくじんこうれいしゃ ふくし こうじょう はか もくてき ねん がつ そうせつ
川崎市外国人高齢者福祉手当は、外国人高齢者の福祉の向上を図る目的で、1994年10月に創設
した。せいどかいしじ しきゆうがく げつがく えん じゅんじ ひ あ おこな ねんど げつがく
制度開始時の支給額は、月額10,000円であったが、順次、引き上げを行い、2002年度は月額
えん
21,500円となっている。

こんご たとし じっしじょうきょう かんあん どりよく
今後とも、他都市の実施状況などを勘案しながら、努力していく。

ねんど ていげん
1998年度・提言④

がいこくじんしみん しえん ちいき こくさいこうりゆう じゅうじつ うち こくさいか
外国人市民の支援と地域における国際交流を充実し、「内なる国際化」
すいしん ねんどていげん ほそくいけん
を推進する。(1997年度提言の補足意見)

- 1 協会は、地域社会における国際交流、外国人市民などに対する相談や支援のための活動の中心的な役割を果たすため、ボランティアや市民団体をつなぎ合わせた「ボランティアネットワーク」をいち早く構築する。
- 2 上記の目的を達成するため、ボランティアや市民団体のデータベース化をしたり、協会のスタッフと関係機関やボランティアの共同研修を実施するなど、情報や知識の共有化を図る。
- 3 協会の企画・運営に外国人市民や市民団体の意見を反映するため、「仮称：企画運営委員会」を発足させる、または、今ある「評議員会」に外国人市民を入れる仕組みをつくる。



1、2、3

ねんど
2002年度 A

1 個人登録ボランティアは、国際交流協会を核としてネットワーク化が図られており、民間交流団体は、「民間交流団体連絡協議会」により、ネットワーク化されている。

2001年3月には、国際交流協会のホームページを更新し、民間交流団体の紹介を行うとともに、各団体のホームページへリンクできるようにした。

また、「川崎市関係ボランティア・市民活動推進機関ネットワーク会議」が2000年2月に発足し、国際交流協会も構成員となり、市内のボランティア活動や市民活動団体の育成、支援及び関係機関との情報交換を行っている。

2 国際交流協会では、ボランティアは個人登録、市民団体は民間交流団体として登録されており、データベース化が図られている。

また、ボランティアについては、各種の研修を実施し、情報や知識の共有及び資質の向上を図っている。

国際交流協会職員については、知識の向上を図り、複雑・専門化する相談業務に対応するため、定期的な研修を行っている。

3 国際交流協会の事業運営は、理事会で決議し、重要事項は評議員会で調査・審議することになっている。理事については、これまでも外国人市民が就任しているが、評議員についても、2001年6月から外国人市民が就任している。

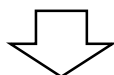
ねんど ていげん
1999年度・提言①

がっこう ほごしゃ ちいきじゅうみん なら しみん たぶんかりかい すいしん
学校や保護者、地域住民、並びに市民の多文化理解を推進する。

かわさきしがいこくじんきょういくきほんほうしん たぶんかきょうせい しゃかい がっこうない ひろ しぜんたい
1 「川崎市外国人教育基本方針—多文化共生の社会をめざして—」を学校内のみならず広く市全体で
すいしん ほごしゃ ちいき にほんじんしみんなら がいこくじんしみん とも きょうぎ ば もう
推進していくため、保護者や地域の日本人市民並びに外国人市民が共に協議する場を設けること。

かく だんたい たぶんかきょうせいしゃかい じつげん してん と い かつどう きたい
2 各PTA団体が、多文化共生社会の実現をめざす視点を取り入れて活動することを期待する。

かくがっこう おこな こくさいりかいきょういく ほごしゃ ちいきじゅうみん さんか よ ちいき しみんかん
3 各学校が行う国際理解教育に、保護者や地域住民の参加を呼びかけていくとともに、地域の市民館
とう がいこくじんしみん にほんじんしみん そうごりかい ほか がくしゅうじぎょう いっそうじゅうじつ
等でも外国人市民と日本人市民の相互理解を図るような学習事業を、より一層充実していくこと。



1 ねんど
2005年度 A

かわさきしがいこくじんきょういくきほんほうしん ぐたいてき てんかい ほか がいこくじんきょういく たずさ しみん しょくいん
「川崎市外国人教育基本方針」の具体的な展開を図るために、外国人教育に携わる市民と職員
による「外国人教育推進連絡協議会」を2000年度に設置した。協議会では、学校教育、社会教育
がいこくじんきょういくすいしんれんらくきょうぎかい ねんど せっち きょうぎかい がっこうきょういく しゃかいきょういく
等の幅広い分野で多文化共生の社会をめざして継続的な取組を行っており、就学事務手続きに関
とう はぼひろ ぶんや たぶんかきょうせい しゃかい けいぞくてき とりくみ おこな しゅうがくじお てつづ かん
する内容の見直しや外国人児童生徒の学習支援についても協議を行っている。なお、「外国人教育
ないよう みなお がいこくじんじどうせいと がくしゅうしえん きょうぎ おこな がいこくじんきょういく
基本方針」に関しては、教員研修や全校の国際理解教育担当者を構成員とする「国際化推進
きほんほうしん かん きょういんけんしゅう ぜんこう こくさいりかいきょういくたんとしや こうせいいん こくさいかすいしん
連絡協議会」などで周知に努めている。
れんらくきょうぎかい しゅうち つと

2 ねんど
2003年度 A

きょういくいんかい いたく じっし かていきょういくがつきゅう たぶんかきょうせい こくさいりかい
教育委員会がPTAに委託して実施しているPTA家庭教育学級において、多文化共生や国際理解
にか がくしゅう じっし ねんど いぶんかこみゆにけーしょん がいこくじん まね しょく とお
に関する学習を実施している。2002年度は「異文化コミュニケーション・外国人を招いて食を通し
こうりゅう がくしゅうかい おこな
た交流」などの学習会を行った。

3 ねんど
2002年度 A

きょういくぶんかかいかん しみんかんぜんかん へいわ じんけんそんちやうがつきゅう じっし たぶんかふえすた さまざまくにくに
教育文化会館・市民館全館で「平和・人権尊重学級」を実施し、「多文化フェスタ」や様々な国々
おやこ こうりゅうかつどうとう おこな
の親子の交流活動等も行われている。

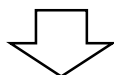
しきじがつきゅう がいこくじん にほんじんほらんでいあ こうりゅう にほんごおよ せいかつ かん がくしゅう
「識字学級」では、外国人と日本人ボランティアによる交流と日本語及び生活に関する学習を
じっし
実施した。

また、ふれあい館においても「人権尊重学級」「ふれあい成人学級」などを実施している。
かん じんけんそんちやうがつきゅう せいじんがつきゅう じっし

ねんど ていげん
1999年度・提言②

ちいき す がいこくじん ふく おお ひと がいこくじん かん そうだんまどぐち
地域に住む外国人を含む多くの人に、外国人に関する相談窓口がある
ひろ こうほう
ことを広く広報する。

たげんご がいこくじん かん しみんせいかつ きょういく そうだんまどぐち しょうかい ぼすたー さくせい ひろ さまざま ばしょ
1 多言語で、外国人に関する、市民生活と教育の相談窓口を紹介するポスターを作成し広く様々な場所
がいこくじんしみんじょうほうこーなーせっちかしよ はじ がっこう こうきょうしせつ し ちやうない こうほうけいじばん とう けいじ
(外国人市民情報コーナー設置箇所を始め、学校や公共施設、市や町内の広報掲示板、等) に掲示し、
おお ひと こうほう
多くの人に広報すること。



1

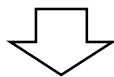
ねんど
2002年度 A

しみんせいかつかんけい こくさいこうりゅうきょうかい きょういくかんけい きょういくいいんかい がいこくじん かん
市民生活関係については国際交流協会に、教育関係については教育委員会に外国人に関する
そうだんまどぐち こうほう げんご にほんご かんこく ちやうせんご ちゆうごくご えいご ほるとがるご
相談窓口があることを広報するために、6言語(日本語、韓国・朝鮮語、中国語、英語、ポルトガル語、
すぺいんご ひやうじ ぼすたー さくせい こうきょうしせつ こうほうけいじばん けいじ
スペイン語) で表示したポスターを作成し、公共施設や広報掲示板などに掲示している。

ねんど ていげん
1999年度・提言③

こくせき しゅうしょくもんだい ちゅうしん さべつ かいしやう はか
国籍による就職問題を中心とした差別の解消を図る。

- かわききし しよくいんにんやう かか こくせきじやうこう かんぜんてつぱい む きぎやう ちやくゆ
1 川崎市の職員任用に係わる国籍条項の完全撤廃に向けた作業に着手すること。
- みんかんきぎやう しゅうろう さべつかいしやう ろうどうじやうけんとう てきせい か けいはつ すいしん
2 民間企業の就労における差別解消や労働条件等の適正化について、啓発を推進すること。



1 ねんど 2025年度 B

たとし こくせきやうけん にんやう かん うんやうじやうきやう ひ つづ かくにんきぎやう じっし がいこくせき
他都市の国籍要件や任用に関する運用状況について、引き続き確認作業を実施した。「外国籍
しよくいん にんやう かん うんやうきてい だい しやうべつびやう こんごひつやう おう しよやう かいせい おこな よてい
職員の任用に関する運用規程」第2章 別表については、今後必要に応じて所要の改正を行う予定
であり、その際は さい ちやうない しよくむないやう かか ちやうさ おこな ひ つづ たとし こくせきやうけんとう
内務局でその職務内容に係る調査を行うとともに、引き続き他都市の国籍要件等を
かくにん
確認していく。

2 ねんど 2002年度 A

がいこくじん さいやうせんこう あ にゅうかんほうとう ていしよく ほんい こくせき さべつ
外国人の採用選考に当たっては、入管法等に抵触しない範囲で、国籍などにより差別されること
なく、本人の てきせい のうりよく おう さいやうせんこう おこな けいはつ つと
適性と能力に応じて採用選考が行われるよう、啓発に努めている。
また、ちんざん ろうどうじかんとう ろうどうじやうけん きんとうたいぐら じゆんしゆ しなひ じぎやうしよ じやうほうし
賃金・労働時間等の労働条件の均等待遇が遵守されるよう、市内の事業所に情報誌や
ばんふれつと はいふ ほーむぺーじ けいはつ つと
パンフレットを配布するとともに、ホームページにより啓発に努めている。
けいはつ いっかん がいとらうどうそうだんかいとう きかい がいこくじんきゆうしよくしや しゅうろうしや さべつかいしやう
啓発の一環として、街頭労働相談会等の機会をとらえ、外国人求職者や就労者への差別解消に
む ちやうどうてちやう ばんふれつと はいふ
向けて、労働手帳やパンフレットを配布した。

ねんど ていげん
1999年度・提言④

がいこくじんしみん あんしん せいかつ おく しゅつにゆうこくかんりぎょうせい かいぜん
外国人市民が安心して生活を送れるよう、出入国管理行政の改善を
ほうむだいじん はたら ねんどていげん ほそくいけん
法務大臣に働きかける。(1997年度提言の補足意見)

ねんどていげん う かわさきしちょう ほうむだいじん しゅつにゆうこくかんりぎょうせい かいぜん ようぼうしょ ていしゅつ
1997年度提言を受けて、川崎市長は法務大臣に出入国管理行政の改善について要望書を提出
しました。

ねん がつ しゅつにゆうこくかんりおよ なんみんにんていほう がいこくじんとろくほう かいていあん かけつ ざいりゅうきかん ざいりゅう
1999年8月に出入国管理及び難民認定法と外国人登録法の改定案が可決され、在留期間、在留
しかく とうろく だいいりしんせいなら しもんおう ぜんばいとう かいぜん み ふじゅうぶん てん
資格、登録の代理申請並びに指紋押なつ全廃等の改善が見られました。しかし、なお不十分な点
あることから、1997年度提言の補足意見として次のことを再度、法務大臣に働きかけるよう市長に
ていげん
提言します。

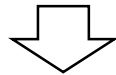
とうろく ざいりゅうとうがいこくじん かんけい してつづき たげんご こうほう じょうほうていきょう せつきよくてき おこな
1 登録や在留等外国人に関係ある諸手続について、多言語の広報・情報提供を積極的に行うとともに
に、窓口において外国人市民に接する担当者等の国際理解教育・人権尊重意識の浸透に努めること。

こくさいじんけんきやくなら こ けんりじょうやく もと かぞくさいけつごう けんり ほしょう にゆうこく たいざい じょうけん
2 国際人権規約並びに子どもの権利条約に基づき、家族再結合の権利を保障し、入国と滞在の条件を
かんわ
緩和すること。

さいにゆうこく きよかせいど はいし ざいりゅうきかんない しゅつこくおよ さいにゆうこく ほしょう
3 再入国許可制度を廃止し、在留期間内の出国及び再入国を保障すること。

がいこくじんしみん にほんじんしみん じんけん どうとう たちば がいこくじんとろくほう ぼっそく じゅうみんきほんだいちょうほう
4 外国人市民も日本人市民も人権において同等の立場から、外国人登録法の罰則を、住民基本台帳法
なみ
並とすること。

がいこくじんとろくしょう じょうじけいたいぎ む はいし
5 外国人登録証の常時携帯義務を廃止すること。



1、2、3、4、5

ねんど
2009年度 A

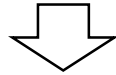
がいこくじんとろくまどぐち がいこくじんしみんむ りーふれつと かつよう てつづきあんない るび つ
外国人登録窓口において、外国人市民向けのリーフレットを活用したり、手続案内にルビを付ける
などの配慮をしている。また、自動交付機の画面表示にも英語表示を取り入れている。

これまで、外国人登録制度の改善について法務大臣に政令指定都市連名で要望を行ってきたが、
じゅうみんきほんだいちょうほう にゆうかんほう おおはば かいせい がいこくじんとろくせいど はいし がいこくじんじゅうみん じゅうみん
住民基本台帳法、入管法が大幅に改正された。外国人登録制度が廃止となり、外国人住民も住民
きほんだいちょう とうろくたいしょう がいこくじんじゅうみん かか とどけどう かんそか きろく とういつか はか
基本台帳の登録対象となるなど、外国人住民に係わる届出等の簡素化、記録の統一化が図られ、
りべんせい ま ざいりゅうきかん じょうげん えんちょう さいにゆうこくきよかせいど かんわ
利便性が増した。また、在留期間の上限が延長されたり、再入国許可制度が緩和されている。さ
らに特別永住者に関しては、外国人登録証明書に変わる発行され、常時携帯が不要となるなどの
かいぜん こんご しんせいど まどぐちたいせいとう せいび ひ つづ がいこくじんしみん
改善がされることとなった。今後は新制度のもとでの窓口体制等を整備し、引き続き外国人市民の
じんけんそんちょう ふたん けいげんおよ じゅうみん さーびす じゅうじつ はか
人権尊重、負担の軽減及び住民サービスの充実を図っていく。

ねんど ていげん 2000年度・提言①

がいこくじん ほごしゃ も こ ぼご まな きかい ほししょう
外国人の保護者を持つ子どもなどが母語を学ぶ機会を保障する。

- 1 ぼご じゅうようせい にんしき ふか こくさいりかいきょういく すいしん
母語の重要性の認識を深めることを、国際理解教育のなかで推進していくこと。
- 2 がいこくじん ほごしゃ も こ ぼご おし ぼらん てい あかつどう しえん
外国人の保護者を持つ子どもなどに母語を教えるボランティア活動を支援すること。
- 3 ぼご まな きかい ほししょう かた ぼらん てい あかつどう どうじしゃ いこう そんちよう こうてき
母語を学ぶ機会の保障のあり方については、ボランティア活動をする当事者の意向を尊重し、公的
しせつ かつよう しえんたいせい せいび つと
施設の活用など、支援体制の整備に努めること。



1、2、3

ねんど
2005年度 A

1 「川崎市外国人教育基本方針—多文化共生の社会をめざして—」についての教職員の研修の
なかで、ぼご ぼぶん か じゅうようせい にんしき たか がつきゅうしどう そうごうてき がくしゅう じかん とりくみ とお
母語・母文化の重要性の認識を高めており、学級指導や総合的な学習の時間の取組を通し
て、がいこくじん じどうせいと ぼご ぼぶん か しょうかい そうごりかい こうりゅう はか がっこう
外国人の児童生徒の母語・母文化を紹介しながら、相互理解や交流を図った学校もある。
また、にほん ごしどうとうきょうりよくしやれんらくかい けんしゅう ぜんこう こくさいりかいきょういくたんとどうしや こうせいいん こくさい
日本語指導等協力者連絡会の研修や、全校の国際理解教育担当者を構成員とする「国際
かすいしんれんらくきょうぎかい ぼご じゅうようせい しゅうち はか
化推進連絡協議会」でも母語の重要性についての周知を図った。

2, 3 ぼるとがる ごがくしゅうぐるーぶ ねんど たかつしみんかん ねんど こ ゆめ
ポルトガル語学習グループについて、2001年度より高津市民館で、2004年度からは子ども夢
ぼーく かつどう ぼ ていきょうどう しえん おこな
パークで活動の場の提供等の支援を行っている。

また、ふれあい館へのいたくじぎょう ねんど ぼごがくしゅうじぎょう じっし ねんど
委託事業として2001年度から母語学習事業を実施しているほか、2004年度
きょういくぶんかいかん しみんじしゅきかくじぎょう こ たいしゅう ぼごきょうしつ ちゅうごくご かんこく ちょうせんご
からは教育文化会館の市民自主企画事業で子どもを対象とした母語教室（中国語、韓国・朝鮮語）
が実施されているが、じっし こんねんど やく めい さんか じぎょう かく ほごしゃどうし ねっとわーく
今年度は約120名の参加があった。この事業を核に保護者同士のネットワーク
も広がってきている。

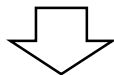
ねんど ていげん
2000年度・提言②

かいごほけんせいど がいこくじんこうれいしゃふくし じゅうじつ はか
介護保険制度と外国人高齢者福祉の充実を図る。

1 外国人のホームヘルパーを養成しやすい環境を整える。また、一般のヘルパー養成時にも、多文化理解の教育を実施する。

2 介護保険制度の広報及び通知を多言語で行うことをさらに充実する。

3 介護保険制度実施による外国人高齢者の生活に配慮し、川崎市外国人高齢者福祉手当の増額を図る。



1、2、3

ねんど
2002年度 A

1 1999年から川崎市在宅福祉公社を通じて、社会福祉法人青丘社に3級ホームヘルパー養成研修を委託し、外国人高齢者に対する介護サービスの担い手として、60人近い方を養成した。2001年には、2級ホームヘルパー研修を開催し、40人の方を養成した。

今後も、外国人の高齢化が進む中で、外国人への対応ができる介護人材を引き続き養成していく。

2 介護保険の制度を外国人市民に理解してもらえるよう、2001年3月に5言語（中国語、韓国・朝鮮語、英語、ポルトガル語、スペイン語）によるパンフレットを作成し、2002年3月に改訂版を作成した。

3 川崎市外国人高齢者福祉手当は、外国人高齢者の福祉の向上を図る目的で1994年10月に創設したものである。

制度開始の支給額は、月額10,000円であったが、順次、引き上げを行っており、2001年度に月額1,500円の引き上げを実施し、現在の支給額は月額21,500円となっている。

ねんど ていげん
2001年度・提言①

がっこう がいこくじん ほごしゃ じどうせいと たい しえん じゅうじつ
学校における外国人保護者と児童生徒に対する支援を充実させる。

1 保護者への支援

IT等を活用した多言語による情報発信、入学・進路相談の充実等、外国人保護者の状況に配慮したきめ細かなコミュニケーションや交流が図れるよう支援する。

2 児童生徒への支援

日本語指導等協力者派遣事業の拡充や集中的に日本語指導を実施する等、日本語能力が不十分な児童生徒に、学習言語としての日本語能力を高める支援をする。

言葉や文化等一人一人の背景に違いがあることを尊重した教育を推進するために外国人教職員等の積極的な活用や、直接児童生徒の指導に携わる教職員の研修の充実を図る。



ねんど
2006年度 A

1 従来より外国人の子どものいる家庭用に就学案内・就学時健康診断の案内・外国人保護者用就学ハンドブックを6言語で作成し、配布している。これまで中学校の就学案内は市立小学校に通っている外国籍児童へ配布していたが、対象年齢の外国籍児童のいる全家庭へ配布するようにした。また入学の際に、必要な場合は総合教育センターで教育相談を行っている。そのときには、就学に関するものだけでなく、各種の生活支援ガイドや識字学級の案内など、外国人保護者に必要な情報をできる限り配布している。

進路に関する情報としては、「日本語を母語としない中学生への公立高等学校進学説明会」を、10月に開催し、外国人保護者が進学について理解する機会を作っている。この中で外国人高校生の話を聞く機会を設定するなど、進学についての理解が深まるよう配慮している。また、海外で中学を卒業した人への進学説明会の情報も個別に配布した。

一方で学校に対しては、連絡対訳集の活用やお知らせへのルビふりを行うよう働きかけており、保護者に対して、一定の情報提供は行われるようにはなってきたが、保護者の状況に配慮したコミュニケーション・交流の機会の設定については、2003年度に改めてより具体的な提言が出ているので(提言②)、それに対する取組として、継続的に進めていく。

ねんど
2005年度 A

2 日本語指導等協力者への研修を充実させ、また、巡回相談員を学校に派遣して、協力者によるきめ細やかな相談活動の実施と、効果的な指導のための支援を行った。

2002年度より、外国人児童生徒の学力保障のための巡回非常勤講師配置事業を実施しているが、今年度よりNPO法人教育活動総合サポートセンターに委託して、日本語指導を含む学習活動支援等を行う「教育活動サポーター配置事業」を開始した。今後も、学習言語の獲得支援に向け、教員と市民ボランティアの連携づくりを図っていく。

1997年から「民族文化講師ふれあい事業」を実施し、また、外国語指導助手(Assistant Language Teacher)を市立中学校・高等学校及び小学校に派遣しているほか、人権や国際理解教育に関する教職員向け研修をさらに充実させ、総合的な学習の時間を活用した国際理解教育の推進を図っている。

ねんど ていげん
2001年度・提言②

がいこくじん ひつよう とき ひつよう じょうほう え たいせい すいしん ほか
外国人が必要な時に必要な情報を得られるような体制づくりの推進を図る。

1 かわさきし てんにゆう ま ひとつ ひとつ こうてききかん ばしょ ほうてきぎ むとう さいていげんひつよう じょうほう え
川崎市に転入して間もない人等が、公的機関の場所や法的義務等、最低限必要な情報を得られるよ
かなきよう
うな環境をつくる。

2 がいこくじん ちいき せいかつ とき ひつよう じょうほう え がいこくじん そうだん たげんご たいおう
外国人が地域で生活する時に、必要な情報が得られ、外国人の相談に多言語で対応できるような
じょうほうし すてむ こうちく
情報システムを構築する。



1、2

ねんど
2005年度 A

1 がいこくじんしみんだいひょうしゃかいぎ へんしゅう ほんやく まどぐち といあわ さき りすと かわさきし す がいこくじん みな
外国人市民代表者会議が編集・翻訳した、窓口や問合せ先のリスト「川崎市に住む外国人の皆さんへ」について、
たげんごそうだん まどぐち ほーむぺーじ あどれすと じょうほう ついか かいいていばん さくせい
多言語相談の窓口やホームページアドレス等の情報を追加した改訂版を作成し、
かくくやくしよ ししよ がいこくじんとろくまどぐち かくじつ はいふ
各区役所・支所の外国人登録窓口で確実に配布することとした。

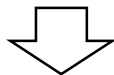
2 こくさいこうりゅうせんたー たげんご じょうほうしゅうしゅう ていきょうおよ がいこくじん そうだん たげんご たいおう
国際交流センターにおいて、多言語の情報収集・提供及び外国人の相談に多言語で対応でき
たいせい がつ ぎょうむ かいし そうごうこんたくとせんたー えいご といあ
る体制をとっている。また、11月から業務を開始する総合コンタクトセンターでは、英語での問合せ
う つ ほーむぺーじ しつもん えいやくじょうほう ていきょう
も受け付けるほか、ホームページの「よくある質問」でも英訳情報を提供する。

がいこくじんしみんしさくたんとう ほーむぺーじ かわさきし たげんごこうほうしりょういちらん かわさきし す がいこくじん
外国人市民施策担当のホームページに、「川崎市の多言語広報資料一覧」や「川崎市に住む外国人
みな けいさい がいこくじんしみんむ たげんごじょうほうぺーじ がいぜん おこな
の皆さんへ」を掲載するなど、外国人市民向けの多言語情報ページの改善を行った。

ねんど ていげん
2003年度・提言①

しりつしょうがっこう ちゅうがっこう こうこうとう こ きょうしよくいん こくさいりかい ふか
市立小学校・中学校・高校等で、子どもと教職員の国際理解を深めると
こと ぶんか みと あ かんきょうせいび はか
ともに異なる文化を認め合える環境整備を図る。

- 1 各校に国際理解教育の担当者を置き、多文化共生を目指す国際理解教育を継続的・定期的・全学的に推進する。
- 2 子どもたちや教職員が異なる文化とふれあい、学ぶ場として、多文化理解教室や多文化理解コーナーなどの設置に努める。



ねんど
2008年度 A

2004年度から市立学校全校に国際理解教育の担当者を置いて、研修などを行っている。今後も、全校で取り組む国際理解教育の在り方を、各校の国際理解教育担当を通して、各学校に発信していく。

2007年度、文部科学省「帰国・外国人児童生徒受入促進事業」の委嘱研究を受け、今井小学校、京町小学校、富士見中学校を研究モデル校にして、外国人児童生徒への教育支援と多文化共生を軸にした国際理解教育を推進している。

また、稗原小学校が市の国際理解教育委嘱研究校として実践を進めている。さらに、10年研修、人権尊重教育研修に加え、夏の希望研修に多文化共生を目指した国際理解教育研修等を行った。

ねんど
2006年度 A

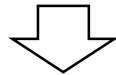
在籍している児童生徒の出身国等の文化紹介、姉妹都市交流コーナーの設置、職員室、保健室などの特別教室の多言語表示など、各学校の状況に応じた取組がひろがってきている。また、図書館に多文化コーナーを設置したり、世界の国々についての本を充実させる学校が多くなった。引き続き、多文化理解のための環境整備を進めていく。

ねんど ていげん
2003年度・提言②

がいこくじん ほごしゃ にほん きょういく りかい ふか ほごしゃ じりつ
外国人保護者が日本の教育について理解を深め、保護者として自立で
きるよう支援する。

1 外国人保護者が日本の教育制度や学校生活について理解できるよう、定期的に情報提供や相談を行う機会を設ける。

2 各学校に外国人保護者の相談窓口になる担当者を置き、外国人保護者が「外国人保護者の会」を作る際には、PTAなどと協力して支援する。



1、2

ねんど
2018年度 A

1 総合教育センターでの編入相談では、日本の学校生活についての説明をできる限り丁寧に実施した。中学校へ編入する保護者・本人には「多文化共生ネットワークかながわ」が作成している「公立高校入学のためのガイドブック(10言語)」にそって特別枠受験、費用などについて説明を行っている。毎年11月実施の「日本語を母語としない中学生への公立高等学校進学説明会」では、個別相談に時間をかけられるように母語通訳を昨年度同様充実させた。また、学習支援員の研修も開催し、進路担当による説明や質疑応答を行った。今後も、引き続き取組の継続と充実を図っていく。

2 小・中・特別支援学校の帰国・外国人児童生徒教育担当者に対する研修会を開催した。川崎市かわさきしの現状や受入れ・適応について研修するとともに、大学から講師を招き、帰国・外国人児童生徒の日本語指導や学習支援、受入れで配慮することなどについて研修を行った。

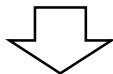
今後も、引き続き取組の継続と充実を図っていく。

外国人保護者が「外国人保護者の会」を作る際には、支援する。

ねんど ていげん
2003年度・提言③

がいこくじんしみん ちいきしゃかい こうせいいん しせいさんか かわさきし
外国人市民が地域社会の構成員として市政参加できるよう、川崎市が
じゅうみんとうひょうせいど そうせつ さい がいこくじんしみん さんか
住民投票制度を創設する際に外国人市民も参加できるようにする。

- 1 じゅうみんとうひょうせいど どうひょうしかくしゃ なんいじょうしない がいこくじんとろく がいこくじんしみん い
住民投票制度の投票資格者に、1年以上市内に外国人登録をしている外国人市民を入れる。
- 2 どうひょうしかく じぜん しんせい どうひょう
投票資格は事前に申請しなくても投票できるようにする。



1、2

ねんど
2008年度 A

せいどそあん たい ぼぶりっくこめんとてつぎけつか ふ じょうれいあん さくせい へいせい ねん がつ
制度素案に対するパブリックコメント手続結果を踏まえて条例案を作成し、2008(平成20)年6月、
しぎかい ねんだい かいていれいかい じゅうみんとうひょうじょうれい かけつ せりつ
市議会(2008年第2回定例会)において住民投票条例が可決・成立した。

どうじょうれい がいこくじん どうひょうしかく まん さいいじょう えいじゅうしゃおよ とくべつえいじゅうしゃなら にほん
同条例では、外国人の投票資格について、満18歳以上の永住者及び特別永住者並びに日本に
ざいりゅうしかく ねん こ ざいりゅう ひ つづ ほんし げつじょうざいりゅう もの
在留資格をもって3年を超えて在留し、引き続き本市に3か月以上在留としている者としている。

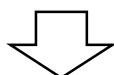
また、がいこくじん どうひょうしかくしゃめいぼ さくせい あ がいこくじんとろくげんびょう じょうほう りょう じどうてき
外国人の投票資格者名簿の作成に当たっては、外国人登録原票の情報を利用し、自動的
に投票資格者名簿へ登録する方法としている。

げんざい しこうきそく さくせい どうひょうしかくしゃめいぼ かん しすてむかいほうとう さぎょう すず ねん がつ
現在、施行規則の作成や投票資格者名簿に関するシステム開発等の作業を進めており、2009年4月
にち どうじょうれい しこう
1日に同条例を施行する。

ねんど ていげん
2003年度・提言④

がいこくじんしみん りょうしつ じゅうたく きょうきゅう きょじゅう あんてい はか
外国人市民にとって、良質な住宅の供給がなされ、居住の安定が図ら
れるよう、公共住宅に入居しやすい環境を整備する。

- 1 市営住宅の入居や募集の情報を外国人市民に積極的に広報するとともに、募集の案内にルビをつ
け、外国人市民にも内容が理解しやすいようにする。
- 2 県営住宅についても市営住宅と同様の対応を図るよう、県に働きかける。
- 3 市営住宅の応募方法について、外国人市民が気軽に相談できるよう、窓口の充実を図る。



1 2008年度 A

ねんど しえいじゅうたく ぼしゅうあんない ぼすたー るび がいこくじんしみん ないよう りかい
2005年度から、市営住宅の募集案内ポスターにルビをつけ、外国人市民にも内容が理解しやすい
ものに改めた。区役所・行政サービスコーナーだけでなく、国際交流センターにも募集案内
ポスターを掲示し、外国人市民への広報に努めた。また「募集のしおり」の理解できない部分につ
ては窓口等で説明し、十分に理解できるよう対応した。これらの取組の結果、2006年度から 2008
年度までの3年間で、外国人市民の入居者数は20か国604人から23か国635人に増加した。

2 2005年度 A

ぜんこくこうえいじゅうたくかんりきょうぎかいかんとう ぶろっく かいぎとう けん しゅつせき かいぎ ていげんないよう せつめい
全国公営住宅管理協議会関東ブロック会議等、県が出席する会議で提言内容についての説明を
行った。

3 2008年度 A

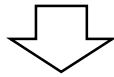
ねんど ぼしゅう まどぐち じゅうたくぎょうむ せいづう かわさきしじゅうたくきょうきゅうこうしゃ いちげんか
2006年度から、募集の窓口が住宅業務に精通した川崎市住宅供給公社に一元化されたため、
外国人市民に対して的確かつ迅速な対応が可能となり、特に適切な相談業務を実施したことが、
外国人市民の入居者数の増加につながっている。これからも相談窓口の指導を継続し、公社相談
業務のより一層の向上を図っていく。

ねんど ていげん
2003年度・提言⑤

ねんきん だったいいちじきん せいど かいげん くに はたら
年金の脱退一時金の制度の改善を国に働きかける。

だったいいちじきん しきゅうがく のうふきかん み あ がく かいげん
1 脱退一時金の支給額を納付期間に見合った額に改善する。

だったいいちじきん しきゅうりつ
2 脱退一時金の支給率をあげる。



1、2

ねんど
2018年度 A

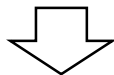
たんきざいりゆうがいこくじん だったいいちじきん しきゅうかにゆうきかん せつていおよ しきゅうがく みなお せいらいしていと
短期在留外国人の脱退一時金の支給加入期間の設定及び支給額の見直しについて、政令指定都市
こうせいろうどうしょう ようぼう ねんど かいとう くに だったいいちじきん とくれい
から厚生労働省に要望してきたが、2017年度の回答によると、国としては脱退一時金は特例であり、
ほんらいしゃかいほしょうきょうてい ていけつ かいけつ かんが しょうらいはいし ほうこう しゅくしょう けんとう
本来社会保障協定の締結によって解決すべきと考えられており、将来廃止の方向で縮小を検討して
かくじゅう こんなん ひ つづ だったいいちじきん たい くに かんが かつ ちゅうし
いるため拡充は困難であるということであった。引き続き脱退一時金に対する国の考え方を注視
していく。

ねんど ていげん
2005年度・提言①

にほんご ぼご こ はいけい ねんれい のうりよく おう がくしゅうしえん
日本語を母語としない子どもが、その背景、年齢、能力に応じ学習支援
う しすてむ じゅうじつ
を受けることができるよう、システムをさらに充実させる。

せいかつげんご にちじょうせいかつ ひつよう にほんご がくしゅうげんご がくしゅう ひつよう にほんご まな たいせい
1 生活言語(日常生活に必要な日本語)だけでなく、学習言語(学習に必要な日本語)が学べる体制づく
りや教材開発を行う。

がくしゅうしえん こ かよ がっこう みちか ちいき おこな
2 学習支援は、その子どもが通う学校や身近な地域で行うことができるようにする。



1、2

ねんど
2020年度 A

1 にほんごしじょう たいせいみなお おこな ねんど こくさいきょうしつ せっちきじゅん み にほんごしじょう
日本語指導の体制見直しを行い、2020年度から、国際教室の設置基準を満たす、日本語指導が
ひつよう じどうせいと めいじょう すべ がっこう こう こくさいきょうしつ せっち めい み
必要な児童生徒が5名以上いる全ての学校(37校)に国際教室を設置している。また、5名に満たな
がっこう きょういんめんきよ ゆう ひじょうきんこうし じゅんかいしじょう じっし じどうせいと
い学校においても、教員免許を有する非常勤講師による巡回指導を実施し、すべての児童生徒が、
ざいせき がっこう とくべつ きょういんめんきよ もと しじょう う たいせい せいび あら てんにゆう
在籍する学校で特別な教育課程に基づく指導が受けられる体制も整備した。さらに、新たな転入
とう にほんご がっこうせいかつ ふあん じどうせいと たい ぼごしえん しゅ にほんごしよきしえんいん
等で、日本語での学校生活に不安のある児童生徒に対しては、母語支援を主とした日本語初期支援員
を、ぎょうむいたく じんそく かくじつ じっし ちゅうがっこう だんかい しえん せいと
業務委託により迅速かつ確実に配置している。

こくさいきょうしつたんどうしや ひじょうきんこうし たい にほんごしじょうじっし けんしゅうかい かいさい せんもんせい
国際教室担当者や非常勤講師に対しては、日本語指導実施にあたっての研修会を開催し、専門性
こうじょう ほか しじょうりよく のさらなる こうじょう ほか
の向上を図りながら、指導力のさらなる向上を図っている。

2 にほんごしじょうたいせい みなお おこな ねんど こくさいきょうしつ せっちきじゅん み にほんごしじょう
日本語指導体制の見直しを行い、2020年度から、国際教室の設置基準を満たす、日本語指導が
ひつよう じどうせいと めいじょう こうすべ こくさいきょうしつ せっち めい み がっこう
必要な児童生徒が5名以上いる37校全てに国際教室を設置している。また、5名に満たない学校に
おいても、きょういんめんきよ ゆう ひじょうきんこうし じゅんかいしじょう おこな じどうせいと ざいせき
教員免許を有する非常勤講師による巡回指導を行うことで、すべての児童生徒が、在籍
がっこう とくべつ きょういんめんきよ しじょう けいぞくてき う たいせい せいび
する学校で特別な教育課程にもとづく指導が継続的に受けられる体制を整備した。

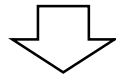
また、これらの教員による指導とともに、ぼご しえん しゅ にほんごしじょうしよきしえんいん はいち
を、ぎょうむいたく じんそく かくじつ じっし ちゅうがっこう だんかい しえん せいと
業務委託により迅速かつ確実に実施している。中学校の段階で支援をはじめた生徒については、
じったい おう じかんすう えんちょうたいおう おこな
実態に応じて時間数の延長対応も行っている。

さらに、たんとうか がいく じどうせいと ぼごしや しえんじぎょういちらん さくせい
担当課では「外国につながるの児童生徒・保護者のための支援事業一覧」を作成して
きょういん じょうほうていきょう おこな ちいき がくしゅうしえんだんたい れんけい すず
教員に情報提供を行い、地域の学習支援団体との連携も進めている。

ねんど ていげん
2005年度・提言②

がいこくじんしみん にほんじんしみん す かわさきし
外国人市民と日本人市民がともに住みやすい川崎市をつくっていくため
がいこくじんしみん しせいさんか いっそうすいしん
に、外国人市民の市政参加をより一層推進する。

- がいこくじんしみん はばひろ ぶんや いけん ひょうめい こうけん し かくしゅしんぎかいとう さんか
1 外国人市民が幅広い分野で意見を表明・貢献することができるよう、市の各種審議会等に参加しやす
くするなど、環境整備に努める。
がいこくじんしみん ちほうさんせいけんじつげん む くに はたら っと
2 外国人市民の地方参政権実現に向けて、国に働きかけるよう努める。



1、2

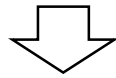
ねんど
2025年度 B

- いらい もと し こくさいこうりゅうきょうかい しんぎかいとう いいん がいこくじんしみんだいひょうしゃかいぎ だいひょうしゃ すいせん
1 依頼に基づき、市や国際交流協会の審議会等の委員に外国人市民代表者会議の代表者を推薦
した。引き続き外国人市民委員の参加促進のため、全庁会議等を通して庁内に呼びかけていく。
がいこくじんしみん ちほうさんせいけん もつぱ くに りつぼうせいさく かか ことがら さまざま かんが
2 外国人市民の地方参政権については、専ら国の立法政策に関わる事柄であり、様々な考えや
いけん ふ しんちょう ぎろん こんご くに どうこうとう ちゅうし
意見があることを踏まえ、慎重に議論されるべきものであることから、今後も国の動向等を注視し
ていく。

2005年度・提言③

外国人市民にとって必要な情報がより広く周知されるよう、情報の提供方法について見直しを行う。

- 各区の区役所、市民館、図書館等に設置された外国人市民情報コーナーを改善する。
- 外国人登録窓口に来たすべての外国人に、多言語情報資料『川崎市に住む外国人の皆さんへ』を渡すようにする。
- 国際交流センター以外に、区役所など身近な場所にも外国人市民のための多言語相談窓口を設けるよう検討する。



1 2025年度 B

各施設における外国人市民情報コーナーの状況に関する調査を行った。その結果、配架されている情報については、所管課において都度更新していることを確認した。また、外国人市民情報コーナーの表示については、多くの施設でわかりやすい形で表示されているところであるが、すべての施設でわかりやすい形での表示がされるよう引き続き働きかけていく。

2 2015年度 A

「川崎市に住む外国人の皆さんへ」の内容を改訂し、各区役所と市民館や図書館等に2015年度版として配布する。
また、各区役所転入窓口において、外国人市民に必要で基本的な情報（ウェルカムセット）を、統一的に配布を開始した。

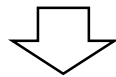
3 2007年度 A

2006年10月から川崎区役所と麻生区役所において、3言語（英語・中国語・タガログ語）による外国人相談窓口を開設している（一月に2回・1回当たり半日）。
市民への広報としては、市政だよりでお知らせしたり、多言語の相談窓口案内ポスターを作成し、市の施設や市全域にある広報掲示板（545か所）などで掲示した。利用者は少しずつ増えているが、まだ相談窓口が増えたことを知らない市民もいるので、今後も、より多くの外国人市民に利用されるように、広報していく。

ねんど ていげん
2007年度・提言①

にほんご ぼご こ にほん しゃかい じりつ せいかつ
**日本語を母語としない子どもが日本の社会で自立して生活していけるよ
うに、義務教育修了後に進学を希望する子どもへの支援体制を整える。**

- 1 中学校卒業までに高等学校進学に必要な基礎的学力が身につくようサポートする。
 - (1) 日本語指導等協力者派遣制度を充実させ、子どもの日本語習得状況に応じて、派遣期間や派遣回数を工夫する。
 - (2) 学習支援における母語の活用について検討する。
- 2 日本語を母語としない子どもと保護者のための高等学校進学説明会の充実や、ハンドブックの作成など、進学に関する情報の周知に努める。
- 3 高等学校入学後も、日本語支援や精神的なサポートなど、安定して学校生活を送っていくための様々な支援を行う。



ねんど
2020年度 A

1 日本語指導体制を見直し、2020年度から日本語指導等協力者の派遣を廃止し、国際教室の設置基準に満たない、日本語指導が必要な児童生徒在籍数1～4名の学校においても、教員免許を有する非常勤講師が巡回することで、すべての児童生徒が、年間を通じて特別な教育課程に位置づいた指導が受けられる体制を整えた。

また、これらの教員とともに、母語での支援を主とした日本語初期支援を行う支援員を、業務委託により配置した。支援員は、中学生に対しては支援の時間を延長できる仕組みとしている。さらに、希望する学校に通訳機器を配置し、日常のコミュニケーションや学習支援に役立てている。

ねんど
2018年度 A

2、3 総合教育センターでの編入相談では、すべての中学校へ編入する保護者・本人に「多文化共生教育ネットワークかながわ」で作成している多言語の「公立高校入学のためのガイドブック」にそって特別枠受験、費用などについて時間をかけて説明の充実を図っている。11月実施の「日本語を母語としない中学生への公立高等学校進学説明会」は母語通訳の派遣を行った。こうした取組を継続して実施するとともに、一層の周知にも努めていきたい。

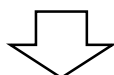
3 定時制高校3校で非常勤講師派遣を行い、日本語指導、学校生活のサポートを行っている。高等学校定時制に入学する外国につながる生徒は年々増加傾向にあり、日本語指導及び学校適応などに対する支援ニーズは強くなっている。現在は各高等学校が独自に情報を集め、支援を各関係機関に依頼している形であるが、その方法を検討していく必要がある。

ねんど ていげん
2007年度・提言②

にほんご にほん しゅうかんとく ふな がいこくじんしみん きんきゅうじ こま
日本語や日本の習慣等に不慣れな外国人市民が緊急時に困らないよ
うな体制づくりをすすめる。

1 地震などの経験のない外国人市民も災害への心構えができるように、危険から身を守る方法、事前に準備しておくこと、避難の方法などが書いてある防災啓発資料を作成し、広く配布する。

2 災害がおこったとき、どの避難所でも災害用多言語ツールを使えるようにしたり、「やさしい日本語」やイラスト・絵文字(ピクトグラム)を使った表示をするなど、外国人市民にも十分に情報を伝えられる体制を整える。



1、2

ねんど
2008年度 A

1 「地震に自信を(緊急時の対応ガイド)」(英語、韓国・朝鮮語、中国語、ポルトガル語、スペイン語、タガログ語、タイ語、ラオス語、カンボジア語版)を各区役所やイベント時に配布している。また、これまでも多言語版防災マップ作成を対象としたパワーアップモデル事業補助金による支援、「ぼうさい出前講座」の開催、職員による防災講話等を実施している。

さらに2008(平成20)年度作成の「備える。かわさき」の防災マップを英訳した。日本語版の裏面に英語版を印刷し、外国人転入者や日本語学級などで配布した。

今後は、多言語の防災マップを作成するに当たって、外国人市民がどのような情報を必要としているのかを調査し、可能なかぎり反映させていくことを検討している。

2 現在の情報提供体制として、避難所標識に英語併記を行っており、マークを緑十字からピクトグラムへ変更している。また、今年度は、災害時に避難所等で必要な案内、注意、呼びかけなどを多言語で表示できるよう、災害時多言語ツールを各区防災担当者に紹介し操作方法を説明することで、普及を図った。

今後は、避難所運営会議などで、より一層の周知を図るとともに、災害時、速やかに各避難所地域の特性にあった言語の表示ができるよう、掲示物を常備していくことの重要性を啓発していく。

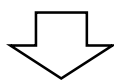
ねんど ていげん
2007年度・提言③

しみん もつと みちか ぎょうせいまどぐち くやくしょ にほんご じゅうぶん
市民にとって最も身近な行政窓口である区役所で、日本語が十分でな
がいこくじんしみん たい じょうほうていきょう てきせつ おこな
い外国人市民に対する情報提供が適切に行われるようにする。

ちいき す さいていげんひつよう せいかつじょうほう て い かかくやくしょ がい
1 どの地域に住むことになっても、最低限必要な生活情報を手に入れることができるよう、各区役所で外
こくじんしみんむ ていきょう じょうほう どういつてき きじゆん すたんだーど せつてい
国人市民向けに提供する情報についての統一的な基準(スタンダード)を設定する。

ちやうしゃない あんないひょうじ たげんご るびふ がいこくじんしみん りよう くやくしょ
2 庁舎内の案内表示を多言語にしたリルビを振るなど、外国人市民にも利用しやすい区役所となるよう
はいりよ
配慮する。

たげんごいがい いらすと えもじ びくとぐらむ とう かつよう だれ じょうほう さくせい
3 多言語以外にもイラストや絵文字(ピクトグラム)等を活用して、誰にでもわかりやすい情報を作成、
ていきょう
提供する。



1 ねんど
2015年度 A

かかくやくしよてんにゆうまどぐち がいこくじん みな ぶんべつ ぼうさい かん たげんごぼん
各区役所転入窓口において、「外国人の皆さんへ」をはじめ、ごみの分別や防災に関する多言語版
しりょう がいこくじんしみん ひつよう きほんてき じょうほう どういつ うえるかむせつと はいふ かいし
の資料などを、外国人市民に必要な基本的な情報を統一し、「ウェルカムセット」として配布を開始
した。

2、3 ねんど
2008年度 A

げんご ようご で たしゅうおよ あんないぶんしゅう がいこくじんしみんじょうほうこーなー げんごひょうき およ
6言語による用語データ集及び案内文集、「外国人市民情報コーナー(6言語表記+「i」)及び
そうごうあんない うけつけ げんごひょうき あんないひょうじばん ばん さくせい かかくやくしよ ししよ はいふ
「総合案内・受付(6言語表記+「?」)の案内表示板(A3判)を作成し、各区役所・支所に配布した。
ひ つづ だれ ひょうじ しょう はたら
引き続き、誰にでもわかりやすい表示の使用を働きかけていく。

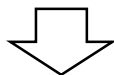
ねんど ていげん
2009年度・提言①

がいこく こ こうとうがっこうしんがく しえん じゅうじつ
外国につながる子どもたち[※]に高等学校進学のための支援を充実させる。

がいこく こ がっこう じゅぎょう こうとうがっこうにゆうし てきおう がくしゅうしえん う
1 外国につながる子どもたちが学校の授業や高等学校入試に適応するため、学習支援を受けられる
し く せいび
仕組みを整備する。

こうとうがっこうにゆうし しりつこうとうがっこう がいこく こ はいりよ とくべつ にゆうし
2 高等学校入試について、市立高等学校において外国につながる子どもたちに配慮した特別な入試
せいど どうにゆう けんとう かながわけん たい ざいけんがいくじんとうとくべつほしゅう かわさきしない けんりつこうとうがっこう
制度の導入を検討する。そして、神奈川県に対し、在県外国人等特別募集を川崎市内の県立高等学校
において実施することと、募集定員を拡大することを働きかける。

[※]がいこくせき こ およ くにこくけいこんかてい こ がいこく せいちよう こ とう がいこく はいけい も こ
外国籍の子ども及び国際結婚家庭の子どもや外国で成長した子ども等、外国に背景を持つ子どもたちのこと。



1 ねんど
2016年度 A

こんねんど じどうせいと しょき にほんごしどう かい じかん しゅう かいけい かい げつ おこな
今年度も、児童生徒に初期の日本語指導を1回2時間、週2回計72回(9か月)行った。
ちゅうがく ねんせい がくしゅうしえん ていきしけん ぼ ごつうやく ていきてき がくしゅうしえん しんろこじんめんだん ぼ ご
また、中学3年生の学習支援(定期試験での母語通訳、定期的な学習支援、進路個人面談での母語
つうやく にほんごしどうとうきょうりよくしゃはけんじぎょう なか じっし こう ちゅうがっこう がくしゅうしえんいん はけん
通訳など)を日本語指導等協力者派遣事業の中で実施し、21校の中学校へ学習支援員を派遣した。
にほんごしどうとうきょうりよくしゃはけんじぎょう がくしゅうしえんいん けんしゅう ふく たいせい せいび おこな
日本語指導等協力者派遣事業について、学習支援員の研修を含めて、体制の整備を行うこと
こんご こんご せいび たいせい かっせいか がくしゅうしえん がくしゅうしえんいん けんしゅう
ができた。今後は、整備した体制を活性化させ、よりよい学習支援をめざして学習支援員の研修
じゅうじつ
を充実させていく。

2 ねんど
2022年度 A

かわさきしりつこうこう ざいけんがいくじんとうとくべつほしゅうせいど どうにゆう けつてい きそくかいせいとう おこな
川崎市立高校への在県外国人等特別募集制度の導入を決定し、あわせて規則改正等を行った。
きょうしよくいん はいち きょういくかていへんせい けんとう おこな かわさきしいき けんりつこうこう
教職員の配置や教育課程編成についても検討を行っている。川崎市域における県立高校におけ
ざいけんがいくじんとうとくべつほしゅう ていいんぞう ひ つづ けんきょういくいんかい きょうぎ おこな
る在県外国人等特別募集の定員増についても、引き続き県教育委員会と協議を行っている。

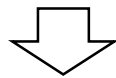
ねんど ていげん
2009年度・提言②

しょう ちゅうがっこう たぶんかりかいきょういく じゅうじつ
小・中学校における多文化理解教育の充実

しょう ちゅうがっこう たぶんかりかいきょういく ちゅうしん みんぞくぶんかこうし じぎょう こんご さんこう
1 小・中学校での多文化理解教育の中心である民族文化講師ふれあい事業[※]の今後の参考となる
じっせんしゅう さくせい たぶんかりかいきょういく すいしん
実践集を作成し、多文化理解教育を推進する。

たぶんかりかいきょういく こ あいでんていていけいせい じこうてい じゅうよう きかい がいこく
2 多文化理解教育は、子どもたちのアイデンティティ形成や自己肯定の重要な機会になる。外国につな
がる子どもたちの文化や言葉を多文化理解教育に取り入れる。

[※] がいこくじんしんみん がっこう じゅぎょうとう みずか ぶんか くにとう こうぎ じつえん ほんじん
外国人市民に、学校の授業等において自らの文化や国等のことについて講義や実演をしてもらうことで、日本人
児童生徒と外国人児童生徒の双方に、互いの文化を尊重し合い、共に生きる豊かな社会を築いていこうとする意識と態度
を育てていくことをねらいとする。1997年度から講師派遣を行っている。



1、2

ねんど
2014年度 A

こんねんど じんけんそんちようきょういくじっせんしゅうろく けいさい みんぞくぶんかこうし じぎょう とりくみ
1 今年度は、これまで「人権尊重教育実践集録」に掲載してきた民族文化講師ふれあい事業の取組
や、2月に開催している交流会の内容などをまとめ、今後の民族文化講師ふれあい事業の参考となる
「民族文化講師ふれあい事業実践集」を作成し、年度末に各学校に配布する予定である。

こんねんど みんぞくぶんかこうし じぎょう けいぞく じっし とりくみ なか がいこく
2 今年度も、民族文化講師ふれあい事業を継続して実施している。これまでの取組の中で、外国につ
ながる子どもたちの文化や言葉、遊び等を取り入れて実践している学校も多くあり、子どもたちの
アイデンティティ形成や自己肯定の向上及び多文化理解の推進につながっている。多文化共生に
向けた取組がより充実した内容で行われた実践例が数多く報告されていることから、一定の成果
を得たものと考える。

こんご こうしはけんだんたい れんけい ほか みんぞくぶんかこうし じぎょう けいぞく じゅうじつ たぶんかきょうせいきょういく
今後も、講師派遣団体と連携を図り、民族文化講師ふれあい事業の継続と充実、多文化共生教育
の理解、周知を進めていく。

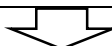
ねん ど ていげん
2009年度・提言③

がいこくじんしみん あんしん ちいき いりょう う たいせい つく
外国人市民が安心して地域で医療が受けられる体制を作る。

1 国際交流協会や市民活動団体など関係機関が連携を図り、医療についての相談や病院への付き添い者派遣などの支援ができるようにする。

2 外国語で対応できる病院や、多言語医療問診票などの医療情報をまとめたリンク集を市のホームページ上に作る。

3 市内の医療機関で多言語医療問診票の利用や院内表示の多言語化をすすめるとともに、医療通訳者や付き添い者の利用ができるようにするなど、医療機関において外国人が受診しやすい環境整備を働きかける。



ねん ど
1 2020年度 A

2020年度の上半期（4月から9月）の川崎市国際交流センターの外国人窓口相談における医療相談の件数は76件で、今年度は上半期だけですでに昨年度1年間（87件）とほぼ同数の相談を受けた。専門性の高い医療についての相談や、特別なスキルが求められる病院への付き添い者の派遣については、AMDA国際医療情報センターやMIC かながわ等の専門機関と連携し、相談者を紹介することが定着している。

ねん ど
2 2011年度 A

医療情報をまとめたリンク集を市の外国人市民施策担当のページに作成している。今後も情報が古くならないよう注意し、新しい情報を随時収集し、更新していく。

ねん ど
3 2011、2012年度 A

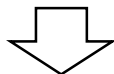
【健康福祉局において担当】2011年度 A
神奈川県が主体となった医療通訳派遣システム事業に協調し、市町村負担金を支出するとともに、かながわ医療通訳派遣システム自治体推進協議会に参加し、医療通訳派遣システムの充実・強化を図り、今年度からは市立多摩病院、市立井田病院、川崎協同病院の3病院を協定医療機関に追加することができた。
今後も、神奈川県や県内他市町村と連携しながら、医療関連団体等への働きかけを行っていくことにより、引き続き外国人市民が受診しやすい環境の整備に努めていく。

【病院局において担当】2012年度 A
市立病院においては、受付窓口で神奈川県作成のガイドブックを設置する等、病院ごとに工夫し、外国人市民への円滑な対応に努めた。また、神奈川県医療通訳派遣システム事業に、市立3病院全て参加し、外国人市民が受診しやすい環境を整備した。
さらに、市立井田病院の再編整備に伴い、部分的に院内表記に英語を併記した。

ねんど ていげん 2009年度・提言④

がいこくじんしみん たようか そうだんに一ず たいおう せんもんてき ちしき も
外国人市民の多様化する相談ニーズに対応できる専門的な知識を持つ
じんざい ようせい もんだいかいけつ しえん
た人材を養成し、問題解決の支援ができるようにする。

- 1 こくさいこうりゆうきょうかい しみん かつどうだんたいとう しょくいん く やくしよしゃいじん たいしやう せんもんてき けんしゅう じっし がいこくじん
国際交流協会や市民活動団体等の職員と区役所職員などを対象に専門的な研修を実施し、外国人
しみん ふくざつ たようか もんだい れんけい たいおう
市民の複雑で多様化した問題に連携して対応できるようにする。
- 2 せんもんてき ちしき も じんざい く やくしよ がいこくじんそうだんまどぐち かつよう
専門的な知識を持った人材を区役所や外国人相談窓口などで活用できるようにする。



1

ねんど
2025年度 B

そうむきかくきよく たんとう 【総務企画局において担当】

かくかいそうべつけんしゅう おお かいそう たいしやう らーにんぐしすてむ しよう じんけん かか こうぎ
各階層別研修において、多くの階層を対象にeラーニングシステムを使用した人権に係る講義を
じっし なか がいこくじんしみん かん だいがい あつか こんご かんけいぶしよ じゅうぶん きょうぎ ひ つづ
実施し、その中で外国人市民に関する題材も扱った。今後も、関係部署と十分に協議し、引き続き
かくかいそうべつけんしゅうどう がいこくじんしみん たい いしき ふく じんけん たぶんかきょうせい かか かもく じっし
各階層別研修等において外国人市民に対する意識を含めた人権や多文化共生に係る科目を実施
し、しょくいん いしきこうじやう はか
し、職員の意識向上を図る。

しみんぶんかきよく たんとう ねんど 【市民文化局において担当】2021年度 A

たぶんかきょうせいそうごうそうだんわんす とつぶせんたー ねん がつ そうだんうけつけじかん かくじゅう がつ
「多文化共生総合相談ワンストップセンター」では、2021年4月に相談受付時間を拡充し、7月に
てれびかいぎしすてむ かつよう おんらいん そうだん かいし そうだんしえんたいせい
はテレビ会議システム(ZOOM)を活用したオンライン相談を開始するなど、相談支援体制のさらなる
かくじゅう はか そうだんいん けんしゅう ないぶけんしゅう べんきやうかい じっし がいぶきかん じっし けんしゅう
拡充を図った。相談員の研修については、内部研修・勉強会の実施、外部機関が実施する研修
せつきよくてき さんか さくねんど ひ つづ とりくみ じっし ないぶけんしゅう がいこくじんしみん そうだん
への積極的な参加など、昨年度に引き続き取組を実施している。内部研修では、外国人市民の相談
に一ず そく けんしゅう ないよう くふう かんけいきかん ぎやうせい まどぐち れんけい
ニーズに即した研修となるように、内容も工夫している。また、関係機関や行政の窓口と連携した
そうだん ひ つづ とりくみ じっし
相談についても、引き続き取組を実施している。

2

ねんど
2020年度 A

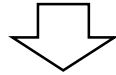
ねん がつ たぶんかきょうせいそうごうそうだんわんす とつぶせんたー どうせんたーない せつち ともな
2019年7月に多文化共生総合相談ワンストップセンターが同センター内に設置されたことに伴
い、げんご べとなむご たいご いんどねしあご ねばーるご ついか げんご そうだんいん
4言語(ベトナム語、タイ語、インドネシア語、ネパール語)を追加し、11言語の相談員による
まどぐちそうだんじぎやう かいし がつ かくくやくしよ ちいきしんこうさうだんじやうほうたんとう わんす とつぶせんたー
窓口相談事業が開始された。また、10月に各区役所の地域振興課相談情報担当にワンストップセンター
とつながる たぶれっと はいふ そうだんいん そうだん
とつながるタブレットを配布し、相談員への相談ができるようになった。
たとし とりくみじれいとらう さんこう わんす とつぶせんたー かんけいぶしよ れんけい けんとう
他都市の取組事例等を参考にしつつ、ワンストップセンターと関係部署との連携について検討し
ていく。

2011年度・提言①

外国人市民に関する調査を、5年に1度実施する。

1 外国人市民が困っていることや生活に必要な情報が届いているか等の外国人市民の実態を把握するために、5年に1度調査を行う。

2 調査結果は、市民に公表するとともに、外国人市民代表者会議に報告する。また、市の施策で活用するものとする。



1

2020年度 A

提言を受けて2014年度に外国人市民意識実態調査（アンケート調査）を、2015年度に外国人市民意識実態調査（インタビュー調査）を実施した。2019年度にも外国人市民意識実態調査（アンケート調査）を実施したことから、5年に1度の調査が実施できている。引き続き、定期的な調査が実施できるよう努めていく。

2

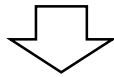
2015年度 A

外国人市民意識実態調査（アンケート調査）の調査結果を外国人市民代表者会議に報告し、調査審議の検討材料として活用した。また、作成した報告書については、庁内全局（区）及び関係団体等へ配布するとともに、市ホームページで公開し、市の様々な施策に活用した。

ねんど ていげん 2011年度・提言②

だれ はい ねんきんせいど くに はたら
誰にでも入りやすい年金制度を国に働きかける。

- 1 しゃかいほしやうきやうてい ていけつこく ふ 社会保障協定の締結国を増やし、できるだけ早く締結するよう国に働きかける。
- 2 ねんきん だつたいいちじきん せいど かいげん くに はたら ねんどていげん さいていげん 年金の脱退一時金の制度の改善を国に働きかける。(2003年度提言の再提言)
- 3 ねんきんせいど かん わ しりやう さくせい くに はたら 年金制度に関する分かりやすい資料の作成を国に働きかける。



ねんど
2020年度 A

1 れいねん どうやう せいれいしていと しこくほ ねんきんしゆかんぶ かちやうかいぎ つう こうせいろうどうしやう こくみんねんきん かん
例年と同様、政令指定都市国保・年金主管部課長会議を通じて、厚生労働省に「国民年金に関する要望書」を提出した。

なお、2020年10月1日現在における社会保障協定発効国は20か国となっている。(ドイツ、英国、韓国、米国、ベルギー、フランス、カナダ、オーストラリア、オランダ、チェコ、スペイン、アイルランド、ブラジル、スイス、ハンガリー、インド、ルクセンブルグ、フィリピン、スロバキア、中国)

ひ つづ 引き続き、社会保障協定締結国の拡充について、厚生労働省に働きかけていく。

ねんど
2018年度 A

2 たんきざいりゆうがいくじん だつたいいちじきん しきゆうかにゆうきかん せつていおよ しきゆうがく みなお せいれいしていと し
短期在留外国人の脱退一時金の支給加入期間の設定及び支給額の見直しについて、政令指定都市から厚生労働省に要望してきたが、2017年度の回答によると、国としては脱退一時金は特例であり、本来社会保障協定の締結によって解決すべきと考えており、将来廃止の方向で縮小を検討しているため拡充は困難であるとのことであった。この回答を踏まえ、政令指定都市国保・年金主管部課長会議を通じて、社会保障協定締結国の拡充について厚生労働省に「国民年金に関する要望書」を提出している。今後予定されている年金制度改正について、国の動向を注視し、市民サービスの向上を図っていく。

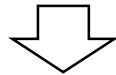
ねんど
2020年度 A

3 たげんご じやうほうていきやう じゆうじつ ようぼう も こ せいれいしていと しこくほ ねんきんしゆかんぶ かちやう
多言語による情報提供の充実についての要望を盛り込み、政令指定都市国保・年金主管部課長会議を通じて、厚生労働省に要望書を提出した。また、2020年10月1日から、各区役所・支所の窓口で年金機構が契約している電話による多言語通訳サービスの利用が開始された。引き続き、分かりやすい資料の作成や年金事務所への外国語相談員配置や多言語電話通訳の導入について、厚生労働省や日本年金機構に働きかけていく。

ねんど ていげん
2011年度・提言③

たぶんかりかいきょういく う きかい かくじゅう ないよう じゅうじつ はか
多文化理解教育を受ける機会を拡充し、内容の充実を図る。
ねん ど ていげん ほそくいけん
(2009年度提言の補足意見)

- 1 しょう ちゅうがっこう じどうせいと たい すく ねん かいじょう たぶんかりかいきょういく おこな
小・中学校において、すべての児童生徒に対し、少なくとも1年に1回以上、多文化理解教育を行える
よう推進する。
- 2 たぶんかりかいきょういく たよう くに ぶんか と い すいしん
多文化理解教育において、より多様な国や文化を取り入れることを推進する。



ねんど
2022年度 A

1 かくがっこう 各学校においては、たぶん かきょうせいきょういく ふく こくさいりかい かん とりくみ がくしゅうしどうようりょう
多文化共生教育を含む国際理解に関する取組を、学習指導要領のねらいに
そく おこな 則して行っている。どうとく じぎょう ねん ど しょうがっこう ねん ど ちゅうがっこう こくさいりかい
道徳の授業では、2018年度から小学校で、2019年度から中学校で、国際理解・
こくさいしんぜん こくさいこうけん ないようこうもく く こ かくきょうか がくしゅう かんれん たぶんかりかい
国際親善・国際貢献が内容項目に組み込まれており、各教科の学習と関連しながら多文化理解の
きょういく おこな 教育を行うようになり、いつてい ねんすう けいか とりくみ ていちゃく きょういくいんかい たぶんか
一定の年数が経過し、取組が定着した。また、教育委員会では「多文化
きょうせい 共生ふれあい事業」や じぎょう こうえんかい こんねん ど こう じっし よてい じぎょう じっし がっこう
講演会を今年度は 92校で実施する予定である。この事業を実施した学校の
じどう いぶん かたいけん がくしゅう きまざま くに ぶんか し にほん み 児童は「異文化体験の学習で様々な国の文化を知ることができ、日本とのちがいも見つけられた。」
という感想や担当教員からは、かんそう たんとうきょういん いぶんか こ りかい ふか といった声が多く
よ 寄せられている。

こんご がくしゅうしどうようりょう 今後、学習指導要領のねらいに則し、各教科等の関係を図りながら、たぶん かきょうせいきょういく
多文化共生教育がめざ
すしじつ のうりよく はぐく むために たぶん かきょうせい じぎょう とりくみ けいぞく
資質・能力を育むために多文化共生ふれあい事業をはじめとする取組を継続していきたい。

ねんど
2020年度 A

2 かくがっこう 各学校において、たぶん かきょうせいきょういく ふく こくさいりかい かん とりくみ がくしゅうしどうようりょう
多文化共生教育を含む国際理解に関する取組を学習指導要領のねらいに則
おこな して行っている。今年度の こんねん ど 民族文化講師ふれあい事業においては、78 校で とうよう くに ぐに と あ
多様な国々を取り上げ
て実施する予定である。また、学校独自の じっし よてい がっこうどくじ よさん かつよう 民族文化体験の実施を じんぞくぶんかたいけん じっし よてい がっこう
予定している学校
もある。

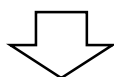
民族講師ふれあい事業も含めた じんぞくこうし じぎょう ふく たぶんかりかいきょういく 多文化理解教育においては、じどうせいと こくせき たようか ふ
児童生徒の国籍の多様化なども踏ま
え、ごうどうこうちょうかいぎ じんけんそんちょうきょういくすいしんたんとうしやけんしゅう つう たよう くに ぶんか ふ きかい
合同校長会議や人権尊重教育推進担当者研修などを通じて多様な国や文化に触れる機会を
せつきよくてき と い しゅうち 積極的に取り入れるよう周知している。

ねんど ていげん
2011年度・提言④

がっこう もんだいかいけつ とりくみ すいしん ほごしゃ
学校におけるいじめ問題解決のための取組を推進し、保護者への
さぽーと じゅうじつ
サポートを充実させる。

1 **対応事例を含めたいじめ問題に関する総合的な手引きを作成し、教育関係者等に配布して、いじめの未然防止や早期解決ができるようにする。**

2 **保護者・児童生徒が学校でのいじめや悩みを母語で相談できる環境を整備し、多言語相談の広報に努める。**



ねんど
1 2018年度 A

2018年3月に「川崎市いじめ防止基本方針」を改訂し、改訂した内容について全市立学校へ周知した。学校では、改訂した基本方針に基づき「学校いじめ防止基本方針」を作成し、保護者や地域に周知するとともに、いじめ問題の未然防止や早期発見・早期対応、組織的な対応について取組を進めている。また、2018年2月に教職員向けの冊子「一人ひとりの子どもを大切にする学校をめざして〔10〕～いじめ問題の理解と対応～」を作成し、全教職員に配布して校内研修等を行った。さらに、2018年度も引き続き、教育委員会では、管理職の研修、児童生徒指導担当者及び初任者研修等において、いじめ問題に関する研修や研究協議を実施した。いじめ問題への対応力の向上に向けた取組を今後も続けていく。

ねんど
2 2020年度 A

「国際教室担当者連絡協議会」等で担当教員に対し、帰国・外国人児童生徒受入れに当たっての心構えや留意点について研修を行い、理解を深めた。また、母語支援を主とした日本語初期支援を行う支援員を業務委託により配置し、児童生徒の学校生活及び日常生活への適応支援を行っている。さらに、コミュニケーションの支援として、希望する学校には通訳機器の配置を行っている。併せて、日本語に不慣れた児童生徒及び保護者等との相談等の際に、業務委託により通訳者を派遣できるようにした。

今後も、帰国、外国人児童生徒受入れに当たっての心構えや留意点について、研修を通じて国際教室の担当者や児童支援コーディネーター等の理解を深めていくとともに、多様な支援ツールや団体等との連携について周知することで、児童生徒および保護者に寄り添った支援ができるよう努めていく。

ねんど ていげん
2013年度・提言①

くやくしょ がいこくじんしみん たいしょう さーびす じゅうじつ
区役所における外国人市民を対象としたサービスを充実させる。

じょうほうていきょう
1 情報提供について(2001年度、2005年度、2007年度提言の再提言)

(1) 転入者に対して住民登録窓口で渡す情報について市内で共通の内容を定めた「ウェルカムセット(仮称)」を作成し、各区の窓口で最低限必要な情報が得られるようにする。

(2) 外国人市民に対しては、外国人市民に必要な基本的な情報(特に、生活・防災・医療など)の英語版を「ウェルカムセット(仮称)」に加えると同時に、外国人市民情報コーナーがあることを多言語資料で案内する。

また、すでに多言語で作成されている資料を有効に活用するために各担当窓口だけではなく、外国人市民情報コーナーにもそれらの資料を揃えるなど情報の集約と充実を図る。

(3) 外国人市民にとって重要と思われる情報については、中長期的に多言語化を推進し情報提供の充実を図る。

まどぐち さーびす
2 窓口サービスについて

(1) 区役所を訪れた外国人市民が目的に即した窓口にとどりつくことができるよう、担当窓口へ案内を行える体制を整備し窓口を明示する。

また、各窓口においては、外国人市民への対応に必要な業務知識の共有や説明能力の向上等のための人材育成を行うとともに組織的に対応できるようにする。

(2) 市が英語(ローマ字)で発行することができる証明書が一部あることを広く周知し、利用を促進する。



1(1)

ねんど
2015年度 A

【各区役所において担当】

各区役所にて、区民課で転入者に対し、生活に必要な最低限の情報を「ウェルカムセット」として、市内共通の資料を窓口で配布している。今後も配布を継続していくとともに、各区で情報交換しながら、内容の充実や更新等、継続的にサービスの向上に取り組んでいく。

1(2)

ねんど
2016年度 A

【各区役所、市民文化局において担当】

外国人市民向けの多言語資料(「川崎市に住む外国人の皆さんへ」「川崎市資源物とごみの分け方・出し方」等)について、各区役所で転入者向け資料のセットと合わせて統一的に配布を行っている。

外国人市民情報コーナーについて、初めて区役所を訪れた外国人市民にも情報収集しやすいようにレイアウトを工夫をした上で、生活の中で必要と考えられる情報が得られるよう資料を揃えて配布している。また、外国人市民情報コーナーを案内する多言語資料を継続して配布している。

今後も、外国人情報コーナーの配布物の定期的なチェックを行って、最新の情報を提供していくとともに、外国人市民が窓口を訪れた際には外国人情報コーナーに情報が集約されていることを積極的に案内していく。

1(3)

ねんど
2020年度 A

【市民文化局において担当】

例年、「広報広聴主管会議」等で「外国人市民への広報のあり方に関する考え方」の説明を行い、市HPの多言語サイトへのコンテンツ掲載を含めた多言語での広報の推進について依頼している。

毎年10月1日現在の市内の多言語広報資料の情報をとりまとめた「多言語広報資料一覧」によると、2020年度の多言語資料は昨年より増加し118点であり、対応言語数は18言語に達した。

「外国人市民への広報のあり方に関する考え方」の表1「多言語広報の優先順位の基準」に掲げられている情報については一通り多言語化が実施されており、情報提供における多言語化の推進は着実に進んだ。引き続き、多言語化を推進するよう働きかけていく。

2(1)

ねんど
2024年度 A

【各区役所において担当】

各区において、多言語を併記したフロア案内表示を行っている。また、窓口においてタブレット端末を用いた翻訳・通訳対応を行うとともに、区独自の取組として、外国人市民用窓口ガイドの作成、多言語に対応した総合案内掲示や案内サインの設置、英語版対応マニュアルの作成、〈やさしい日本語〉を用いた窓口業務に関する職員向け研修等の取組を行っている。

今後も、外国人市民が来庁した際の対応の充実に向けて、引き続き取り組んでいく。

2(2)

ねんど
2025年度 B

【市民文化局において担当】

区役所において英語で発行することができる証明書は、2024年度から窓口にて英語で発行することができる旨を表示されるようになったが、広く周知する方法については引き続き発行所管課と調整を進めていく必要があるため。

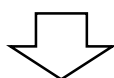
2013年度・提言②

外国人保護者が安心して日本で子どもの家庭教育を行えるよう、日本の学校や教育の仕組み・制度についての理解を深めるための取組を積極的に推進する。

(1996年度、2001年度、2003年度、2011年度提言の補足意見)

1 日本の学校や教育の仕組み・制度について知るための多言語資料の提供や説明のための機会を設ける。

2 子育て中の外国人保護者が地域の保護者や子育て経験者と交流できる場所や機会を提供する。



1 2015年度 A

日本の学校や教育の仕組み・教育制度等について、多言語で記載されている文部科学省作成の就学ガイドブックを帰国・外国人児童生徒の受け入れ懇談の際に手渡して説明している。また、各小・中学校に1名ずつ設置している帰国・外国人児童生徒教育担当者を集める研修の中でもこの冊子を紹介し、各学校においても外国人保護者に説明してもらえるよう担当者に周知した。

さらに、市立小学校へ入学する外国籍の各家庭、市立学校、市民館、区役所(区民課・児童家庭課)、国際交流センター、ふれあい館に就学に関わる手続きや準備などの説明を掲載した「外国人保護者用就学ハンドブック」(7言語)を送付しているが、今年度から冊子の中身を改訂し、日本語学校や教育の仕組み・教育制度等を説明するページを加えて配布した。

2 2015年度 A

教育文化会館・市民館で実施する社会教育振興事業において、「子育てひろば」や「フリースペース」等の名称で、地域の保護者同士や子育て経験者と交流できる機会の提供を行っている。多摩市民館においては外国人保護者に対象を絞った子育てひろばも開設している。(4月～3月、全11回予定)

通常の場合提供に加え、より参加しやすい機会としての「外国人子育てひろば」も定着し、一定の参加者があった。今後も、多言語広報、通訳補助など、外国人保護者が安心して参加できる体制の整備に努める。

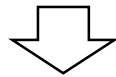
ねんど ていげん
2013年度・提言③

がいこくじんしみん あんてい かていせいかつ のうりよく ろうどうりよく はつき
外国人市民が安定した家庭生活のもと、その能力や労働力を発揮し
にほん しゃかい けいざい こうけん しゅつにゆうこくかん りぎょうせい かいぜん ほうむ
日本の社会・経済に貢献できるよう、出入国管理行政の改善を法務
だいじん はたら
大臣に働きかける。

ざいりゆうしかく かぞくたいざい かぞく はんい ざいりゆうがいこくじんおよ はいぐうしゃ おや ふく くに はたら
1 在留資格「家族滞在」の「家族」の範囲に在留外国人及びその配偶者の親を含めることを国に働きか
ける。

ざいりゆうしかく えいじゆうしゃ にほんじん はいぐうしゃ えいじゆうしゃ はいぐうしゃ ていじゆうしゃ も ざいりゆうがいこくじん どうがいしかく
2 在留資格「永住者」「日本人の配偶者」「永住者の配偶者」「定住者」を持つ在留外国人が当該資格を
ゆう きかん かぎ おや にほん たいざい くに はたら
有する期間に限り、その親が日本に滞在できるようにすることを国に働きかける。

ばあい おや ざいりゆうきかんこうしんてつづ ひつよう とき にほんこくない おこな くに
3 1、2 の場合において、親の在留期間更新手続きが必要な時は、日本国内で行えるようにすることを国
に働きかける。



1、2、3

ねんど
2025年度 B

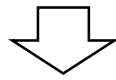
しゅつにゆうこくかん りぎょうせい くに どうこうとう じょうほうしゅうしゅう つと ひ つづ じょうほうしゅうしゅう おこな
出入国管理行政について、国の動向等の情報収集に努めた。引き続き情報収集を行って
いく。

ねんど ていげん
2015年度・提言①

がいこくじんしえん じょうほうていきょう じょうほうはっしん そうだんまどぐち たぶんかきょうせい すいしん
外国人支援（情報提供・情報発信、相談窓口）と多文化共生の推進
いぶんかこうりゅう こくさいりかい そくしん いばしょ ネットわーく もくてき
（異文化交流、国際理解の促進、居場所やネットワークづくり）を目的と
しみん ぎょうせい しみんどうし ちゅうかんしえんそしき やくわり
し、市民と行政、また市民同士をつなぐ中間支援組織の役割をはたす
ちいき きよてん すいしん
地域の拠点づくりを推進する。

1 たぶんかきょうせいらうんじかり しな い ふくさう しょ せっち
「多文化共生ラウンジ(仮)」を市内の複数か所に設置する。

2 かわさきこくさいこうりゅうきょうかい ぎょうせい きょうりよく かくきよてんどうし そうごれんけい ネットわーく
川崎市国際交流協会は、行政とも協力しながら各拠点同士の相互連携やネットワークづくりにおいて
しゅどうてき やくわり にな つと
主導的な役割を担うよう努める。



1

ねんど
2025年度 B

がいこくじんそうだんしえんたいせい じゅうじつ む あら きよてん たぶんかきょうせいぶらざ かわさきし
外国人相談支援体制の充実に向けた新たな拠点として、「かわさき多文化共生プラザ」を川崎市
やくしよだい ちようしゃ せいび ねん がつ ほんかくおーぶん しなんぶちいき そうだんきのう
役所第3庁舎に整備し、2024年7月に本格オープンした。これにより、市南部地域における相談機能
きょうか ふく がいこくじんそうだんしえんたいせい じゅうじつ む とりくみ すす ほか ちいき
の強化を含めた外国人相談支援体制の充実に向けた取組を進めることができた。他の地域における
たいおう ひ つづ けんどう
対応については、引き続き検討していく。

2

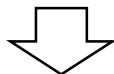
ねんど
2025年度 B

こうえきざいだんほうじんかわさきこくさいこうりゅうきょうかい たぶんかきょうせいしやかいすいしんじぎょう がいこくじんしみん きょうせい
公益財団法人川崎市国際交流協会では、多文化共生社会推進事業として「外国人市民と共生す
るまちづくりセミナー」を開催し、市民の参加を通じて多文化共生の推進に向けた取組を行った。
また、かんこうぼらんていあつうやくせみなー ねん がつ じっし えいご ちゅうごくご かんこくご
「観光ボランティア通訳セミナー」を2025年9月に実施したほか、英語、中国語、韓国語によ
こくさいりかいこうざ がつ がつ じっし
る国際理解講座を6月から2月にかけて実施している。
「かわさき多文化共生プラザ」とは研修などの人材育成の面で連携を行った。

ねんど ていげん
2015年度・提言②

がいこくじんしみん あんしん にほん こそだ しゅっさん こそだ かん
外国人市民が安心して日本で子育てができるよう、出産・子育てに関する
たげん ごじょうほう ていきょう そくしん
多言語情報の提供を促進する。

- 1 がいこくごばん ぼ しけんこうてちょう まどぐち ていきょう こうほう しゅうち そくしん
外国人版母子健康手帳の窓口での提供および広報・周知を促進する。
- 2 かくく さくせい こそだ がいどぶっく たげんごか すいしん ゆうこう かつよう
各区分が作成している子育てガイドブックの多言語化を推進するとともに、それが有効に活用されるよう
がいこくじんしみん ていきょう つと
外国人市民への提供に努める。



ねんど
2018年度 A

1 げんご がいこくごばん ぼ しけんこうてちょう まどぐち ていきょう こんご ひつよう ひと ひつよう とど
9言語の外国語版母子健康手帳を窓口で提供している。今後も必要な人に必要なものを届けるよ
う事業を継続して実施する。

ねんど
2023年度 A

2 かわさきく たんどう ねんど
【川崎区にて担当】2016年度 A
げんご ぼんこそだ がいどぶっく たげんごしりょう まどぐち じょうほう こーなー ちいきこそだ しえん
6言語版子育てガイドブックや多言語資料を窓口や情報コーナーだけでなく、地域子育て支援
せんたー や こども文化センター、保育園等の区内子育て支援機関でも配架している。また、区役所内
だけでなく、こそだ しえんかんけいきかん はいか がいこくごばん けいぞく ぞうさつ
子育て支援関係機関に配架するために、外国語版を継続して増刷している。

さいわいく たんどう ねんど
【幸区にて担当】2016年度 A
がいこくじん かの ペーじ もう かわさきし かながわけん ほーむペーじ たげんごばん こーど
「外国人の方へ」のページを設け、川崎市と神奈川県ホームページ（多言語版）のQRコードを
けいさい みちか じょうほう かんじすべ るび つ けいさい にんぶ かの そうだんじ
掲載するとともに、身近な情報について漢字全てにルビを付けて掲載している。妊婦の方へ相談時
にがいこくごばん ぼ しけんこうてちょう いっしょ あんない かつよう
外国語版母子健康手帳と一緒に案内し、活用している。

なかはらく たんどう ねんど
【中原区にて担当】2023年度 A
こそだ がいどぶっく ない がいこくじん かの ペーじ えいご へいき にほんご るび つ
子育てガイドブック内の外国人の方向けのページで、英語を併記し、日本語にはルビを付けた。ま
た、たげんご まどぐちあんない こくさいこうりゅうざいだん さくせい がいこくじんじゅうみんむ べんふれつと かつよう
多言語の窓口案内、かながわ国際交流財団が作成した外国人住民向けの子育て支援
パンフレットを活用して、そうだんまどぐち てきかく たげんごじょうほう ていきょう すす
相談窓口に的確につながるよう多言語情報の提供を進めた。

たかつく たんどう ねんど
【高津区にて担当】2020年度 A
こそだ じょうほう がいど ほつ がいこくじん かの いくじしえん にほんごきょうしつ
子育て情報ガイド「ホッとこそだて・たかつ」に、外国人の方への育児支援として、日本語教室、
がいこくご そうだんまどぐち にんしん しゅっさん かん てつづ けんこうしんさ わくちんせつしゅ じょせいきん いりようきかん
外国語による相談窓口、妊娠・出産に関する手続き、健康診査とワクチン接種、助成金、医療機関
および保育の申し込み方法などの、がいこくじんしみん がいこくじんしみん じゅうよう おも じょうほう えいご にほんご
及び保育の申し込み方法などの、外国人市民にとってもっとも重要と思われる情報を英語と日本語
るびつきにて記載した。どうがいど にんしんとどけていしゅつじ ぼ しけんこうてちょう どうじ こうふ
ルビ付きにて記載した。同ガイドは、妊娠届提出時に、母子健康手帳と同時に交付しているほか、
ほけんねんきんか じどうかていか はいふ ねん しけんてき くやくしよ かいりぐちふきん
保険年金課、児童家庭課でも配布している。また、2020年から試験的に区役所1階入口付近にて
らいちようしや たいしやう さつし こうふ いっそうおお がいこくじんしみん こうふ
来庁者を対象に冊子を交付することにした。このことにより、より一層多くの外国人市民に交付す
ることが可能になった。

【宮前区にて担当】2017年度 A

「みやまえ子育てガイドブックとことこ」の改訂に当たり、「外国人の方への支援」のページを追加し、生活に必要な情報を掲載するホームページや、相談窓口の連絡先等を掲載した。

【多摩区にて担当】2016年度 A

関係部署と連携を図り、「多摩区地域子育て情報ブック」に『外国籍の親子のページ(全6ページ)』を設け、日本語と英語の併記又は日本語にはルビを付ける等の工夫をした。出生から就学前までにおける手続き等の情報を中心に掲載している。

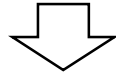
【麻生区にて担当】2020年度 A

子育てガイドブック内の「外国人の方に向けて」ページにて、必要と思われる手続き、案内等を英語表記で掲載している。子育てガイドブック改訂に際して、QRコードでのリンク貼り付けを増やした。川崎市ホームページ内の外国人向けページへのリンクや、その他団体へのページリンクを掲載することで、紙面で提供できる限られた情報だけでなく、他の情報収集を行うツールにつながるよう配慮を行った。

ねんど ていげん
2015年度・提言③

がいこく こ げんご かべ こうとうがっこう しんがく
外国につながる子どもたちが、言語の壁によって高等学校への進学を
あきら にくいしせいど にゆうがくご しえん じゅうじつ
諦めることがないよう、入試制度および入学後の支援を充実させる。
ねんどていげん さいていげん
(2009年度提言の再提言)

- 1 かわさきしりつ こうとうがっこう がいこく こ はいりよ とくべつ にゆうしせいど どうにゆう
川崎市立の高等学校において、外国につながる子どもたちに配慮した特別な入試制度を導入する。
- 2 かながわけんりつ こうとうがっこう げんざいじしし ざいげんがいこくじんとうとくべつぼしゆうわく ざいげんわく
神奈川県立の高等学校において現在実施されている在県外国人等特別募集枠(在県枠)について、
がっこうすう ていいんすう ふ ねんい ない じょうけん かんわ はたら かわさきし ない
学校数と定員数を増やすとともに、3年以内という条件を緩和するよう働きかける。また、とくに川崎市
の県立高校において在県枠が設置されるよう働きかける。
- 3 じゆけんじ はいりよ がっこうせいかつ すむーず てきおう にほんごしどう
受験時における配慮だけではなく、学校生活にスムーズに適応できるよう日本語指導をはじめとする
にゆうがくご う い たいせい せいび じゅうじつ
入学後の受け入れ体制についても整備、充実させる。



ねんど
2022年度 A

1 かわさきしりつこうこう ざいげんがいこくじんとうとくべつぼしゆうせいど どうにゆう けつてい きそくかいせいとう おこな
川崎市立高校への在県外国人等特別募集制度の導入を決定し、あわせて規則改正等を行った。
きょうしよくいん はいち きょういくかていへんせい けんどう おこな
教職員の配置や教育課程編成についても検討を行っている。

ねんど
2021年度 A

2 かながわけんこうりつこうとうがっこうにゆうがくしゃせんぼつ かながわけんこうしりつこうとうがっこうきょうぎかい にゆうがく
神奈川県公立高等学校入学者選抜については、神奈川県公立高等学校協議会において、入学
ていいんけいかく せんぼつについて きょうぎ ねんどうにゆうがくしゃせんぼつ ざいげんがいこくじんとうとくべつぼしゆう
定員計画、選抜日程等を協議している。2021年度入学者選抜においては、在県外国人等特別募集と
けんないこうりつこうこう じしし ぼしゆうていいんごうけい めい じゆけんしゃ ねんど
して県内公立高校で実施され、募集定員合計145名のところ103名の受検者であった。また、2022年度
にゆうがくしゃせんぼつ にゆうこくご ざいりゆうきかん つうさん ねんい ない ねんい ない じょうけん かんわ
入学者選抜においては、入国後の在留期間が通算で3年以内から6年以内となり条件が緩和され
た。
こんご けんりつこうこう ざいげんがいこくじんとうとくべつぼしゆうわく こんご けんないおよ ほんしいき はいちじょうきょう
今後、県立高校における在県外国人特別募集枠について、今後の県内及び本市域での配置状況
はあく かくこう しがんじょうきょう ふ ぼしゆうわく けんきょういくいんかい ひ つづ きょうぎ
を把握するとともに、各校の志願状況を踏まえて、募集枠について県教育委員会と引き続き協議
していく。

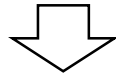
ねんど
2023年度 A

3 こんねんど かわさきこうこうていじせい たかつこうこうていじせい にほんご せんもんてき しどう おこな ひじょうきんこうし
今年度は川崎高校定時制および高津高校定時制に、日本語の専門的な指導を行える非常勤講師を
はいち にほんごしどう ひつよう せいとおお ざいせき かわさきこうこうていじせい ざいげん
配置した。とくに日本語指導が必要な生徒が多く在籍している川崎高校定時制については在県
がいこくじんとうとくべつぼしゆうせいど どうにゆう めい にほんごひじょうきんこうし はいち がっこう しえんしゃ せいと
外国人等特別募集制度が導入され、4名の日本語非常勤講師を配置するとともに、学校、支援者、生徒
れんけい ぼさ にほんごこーでいねーたー はいち こんねんど がつこうせい
との連携を補佐できるよう日本語コーディネーターを配置している。また、今年度からは学校設定
かもく ひつよう せいと たい こじんしどう おこな と だ じゆぎょう ふくすう きょういん きょうしつとう はい
科目、必要な生徒に対して個人指導を行う「取り出し授業」および複数の教員が教室等に入り、
ひつよう せいと さぽーと はい こ じゆぎょう じしし じゅうじつ しえん おこな
必要な生徒をサポートする「入り込み授業」を実施し、充実した支援を行っている。
ひ つづ と く たい けんしょう しえん かた けんどう じゅうじつ
引き続き、取り組みに対する検証をとおして支援のあり方を検討し充実させていきたい。

ねんど ていげん
2015年度・提言④

にゆうきよさべつ かいしやう とりくみ すいしん ねんどていげん
**入居差別を解消するための取組を推進する。(1996、1997年度提言の
さいていげん
再提言)**

- 1 にゆうきよさべつかいしやう む とりくみ すす そうだんまどぐち せっち
入居差別解消に向けた取組を進めるための相談窓口を設置する。
- 2 かわさきしじゆうたくきほんじやうれい ふどうさんがいしゃ やぬし がいこくじんしみん しゆうち
川崎市住宅基本条例を不動産会社や家主だけでなく、外国人市民へも周知する。
- 3 かわさきしきよじゆうしえんせいど りやうそくしん とりくみ おこな
川崎市居住支援制度の利用促進のための取組を行う。



ねんど
2019年度 A

1
がいこくじん ふく じゆうたくかくほやうはいりよしや す さが そうだん たいおやう そうだんまどぐち
外国人を含めた住宅確保要配慮者からの住まい探しの相談に対応する「すまいの相談窓口」につ
いて『しゆうちちらし』と『たげんご げんご たいおやう ほーむペーじ さくせい なか さべつかいしやう そうだん
まどぐち あんない おこな ひ つづ どうちらしとう しゆうち おこな
窓口に ついても案内を行った。引き続き、同ちらし等による周知を行っていく。

ねんど
2019年度 A

2
がいこくじん ふく じゆうたくかくほやうはいりよしや す さが そうだん たいおやう そうだんまどぐち
外国人を含めた住宅確保要配慮者からの住まい探しの相談に対応する「すまいの相談窓口」につ
いて『しゆうちちらし』と『たげんご げんご たいおやう ほーむペーじ さくせい なか じゆうたくきほんじやうれい
まどぐち あんない おこな ひ つづ どうちらしとう しゆうち おこな
についても案内を行った。引き続き、同ちらし等による周知を行っていく。

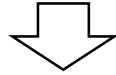
ねんど
2019年度 A

3
しゆうちやうばんふれっと げんご かかくやくしよ がいこくじんしみんじやうほうこーなーはいか
周知用パンフレット(6言語)を各区役所の外国人市民情報コーナーへ配架した。

ねんど ていげん
2015年度・提言⑤

にほんご じょうほうていきょう じゅうじつ
「やさしい日本語」による情報提供を充実させる。

- 1 「やさしい日本語」に関するガイドラインを作成する。
- 2 市ホームページにおける「やさしい日本語」による情報を増やすとともに、それらを集約し、外国人市民が利用しやすいものとなるようホームページを改善する。



1 2021年度 A

かわさきし 「やさしい日本語」ガイドライン を 2021年3月に策定し、市ホームページやSNS等を通して広報を行った。また、ガイドラインの周知・活用を推進するための研修を実施した。

2 2024年度 A

ねん がつ しほーむぺーじ りにゆーある ともな にほんご きかいほんやく
2024年3月に市ホームページがリニューアルされたことに伴い、〈やさしい日本語〉の機械翻訳機能が導入された。これにより、市ホームページ内のすべてのページについて、〈やさしい日本語〉で見ることができるようになった。また、各所管が独自で作成した、〈やさしい日本語〉や多言語で書かれた外国人向けの情報は「がいこくじんのかたへ」のページに集約している。引き続き、外国人市民にとってホームページが利用しやすいものとなるよう、情報提供に努めていく。

ねんど ていげん
2017年度・提言①

がいこくじんしみん じりつ しみん あんしん せいかつ おく しえん
外国人市民が自立した市民として、安心して生活が送れるよう支援する。

あら てんにゆう がいこくじんしみん おも たいしやう ぎやうせい せいど じやうほう せいかつ おく うえ るーる
1 新たに転入してきた外国人市民を主な対象に、行政の制度や情報、生活を送る上でのルールや
まな ー かわさきし みりよく せつめい おりえんてーしょん かいさい
マナー、川崎市の魅力などを説明するオリエンテーションを開催する。

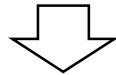


1 ねんど
2025年度 B
こうえきざいだんほうじんかわさきしこくさいこうりゆうきやうかい さいわいくそうごうぼうさいくれんおよ にほんごこうざ せいかつおりえんてーし
公益財団法人川崎市国際交流協会では、幸区総合防災訓練及び日本語講座で生活オリエンテーシ
よん じっし よてい ひ つづ し ほか ちいき ふく けいぞくてき じっし おりえんてーしょん
ョンを実施する予定である。引き続き、市の他の地域も含めた継続的な実施やオリエンテーションで
ていきやう ないやう こうほうしゆだん けんとう つと
提供 する 内容 ・ 広報手段の検討に努めていく。

ねんど ていげん 2017年度・提言②

さいがいじ ひなんじょ たぶんかきょうせい がいこくじんしえん し く
災害時における避難所での多文化共生と外国人支援のための仕組み
づくりを推進する。

- 1 外国人市民が日本人市民と協力して避難所の運営に関わることができるように、代表者会議が作成した多言語版の「受付シート」を活用する。
- 2 避難所に来た外国人市民の情報や状況・状態などを正確に把握するために、一般財団法人自治体国際化協会（以下CLAIRという）が作成した「多言語避難者登録カード」を活用する。
- 3 災害時の外国人支援のための様々なツールが確実に活用されるよう、CLAIR が作成したツールの存在を各区の避難所運営マニュアルに記載する。（2007年度提言の補足意見）
- 4 日本語が不自由な外国人市民のために、代表者会議が作成した多言語版の「り災証明書交付願 ≪記入ガイド≫」を活用する。



1、2、3、4

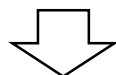
ねんど
2018年度 A

- 1 外国人市民代表者会議が作成した「受付シート」7言語（英語、中国語、韓国・朝鮮語、ポルトガル語、スペイン語、タガログ語、ロシア語）を、2018年8月に改定した「避難所運営マニュアル」の様式集に掲載した。今後も、避難所運営訓練等を通じて、活用等の周知を図る。
- 2 自治体国際化協会（CLAIR）が作成した「避難者登録カード」7言語（英語、中国語、韓国・朝鮮語、ポルトガル語、スペイン語、タガログ語、ロシア語）を、2018年8月に改定した「避難所運営マニュアル」の様式集に掲載した。
- 3 自治体国際化協会（CLAIR）のホームページ上に掲載された「災害時多言語表示シート」を参考に、2018年8月に改定した「避難所運営マニュアル」上に掲載した。
- 4 区担当者会議で説明した上で、罹災証明の申請・発行を担当する各区に対し、多言語版の「り災証明書交付願 ≪記入ガイド≫」を送付し、災害時の活用を促した。

ねんど ていげん 2017年度・提言③

がいこくじんしみん こそだ しゅうろうしえん ほいく りようしんせい さぼーと
外国人市民の子育ておよび就労支援として、保育の利用申請をサポート
するのための多言語による支援の充実を図る。

- 1 だいいょうしゃかいぎ さくせい たげんごぼん ほいくあんない がいよう ほいくしんせいちえっくりすと かつよう
代表者会議が作成した多言語版の「保育案内【概要】」と「保育申請チェックリスト」を活用する。
- 2 にほんご にがて がいこくじんしみん たげんご たいおう そうだん きかい もう
日本語が苦手な外国人市民のために、多言語に対応した相談の機会を設ける。



ねんど 1 2018年度 A

かくくやくしよじどうかていか かくちくけんこうふくしすてーしょん だいいょうしゃかいぎ さくせい たげんごぼん えいご
各区役所児童家庭課・各地区健康福祉ステーションにて、代表者会議が作成した多言語版（英語、
ちゅうごくご かんこく ちょうせんご たがろぐご ほいくあんない がいよう ほいくしんせいちえっくりすと しゅうち
中国語、韓国・朝鮮語、タガログ語）の「保育案内【概要】」と「保育申請チェックリスト」を周知・
はいふ がいこくじんしみん まどぐちそうだんじ かつよう
配布し、外国人市民の窓口相談時に活用した。
また、ろしあご すべいんご ほるとがるご こんごたいおうよてい
また、ロシア語・スペイン語・ポルトガル語については、今後対応予定。

ねんど 2 2019年度 A

かわさきく たんとう ねんど
【川崎区にて担当】2018年度 A
たいしょうしゃ きぼう おう ほいく りようそうだん ひつよう でんわ つうやくさーびす がいこくご
対象者それぞれの希望に応じた保育の利用相談が必要であるため、電話の通訳サービスや外国語
か がいようしりょう ちず ほいくさーびす はやみひょう だいいょうしゃかいぎ さくせい たげんごぼん ほいく
で書かれた概要資料、地図、保育サービスの早見表、また、代表者会議が作成した多言語版の「保育
あんない がいよう ほいくしんせいちえっくりすと かつよう こべつそうだん たいおう
案内【概要】」と「保育申請チェックリスト」を活用し、個別相談に対応している。

さいわいく たんとう ねんど
【幸区にて担当】2019年度 A
たげんごぼん ほいくあんない がいよう ほいくしんせいちえっくりすと しめ こべつ にゅうしよしんせい ひつよう
多言語版の「保育案内【概要】」と「保育申請チェックリスト」を示しながら個別に入所申請の必要
しよるい あんない じどうかていか せっち たぶれつと くやくしよつうやくさーびす りよう
書類を案内したり、児童家庭課に設置しているタブレットの区役所通訳サービスを利用した。

なかはらく たんとう ねんど
【中原区にて担当】2019年度 A
ねん がつついたち げんご たいおう たぶれつと しきたんまつ かつよう たげんごつうやくさーびす どうにゅう
2019年4月1日に13言語に対応したタブレット式端末を活用した多言語通訳サービスを導入し
た。にほんご にがて がいこくじんしみん らいちよう さい ほいくじよ りようしんせい そうだんじ たぶれつと しきたんまつ
た。日本語が苦手な外国人市民が来庁した際に、保育所の利用申請や相談時に、タブレット式端末
もち てれびつうわ でんわつうやく かつよう たげんご しえん じゅうじつ はか
を用いたテレビ通話や電話通訳を活用し、多言語による支援の充実を図った。

たかつく たんとう ねんど
【高津区にて担当】2019年度 A
たぶれつと たんまつ つうやくおよ でんわつうやく ねん がつ どうにゅう かつよう
タブレット端末によるTV通訳及び電話通訳を2019年4月から導入した。それらを活用すること
で、がいこくじんしみん こみゆにけーしょんが じょうじょう ほいくじよあんないぎょうむ ほいくじよにゅうしよとう かくてつづ じ
外国人市民とのコミュニケーションが向上し、保育所案内業務や保育所入所等の各手続き時に
おいて、たげんご たいおう しえん そうだんぎょうむ おこな
おいて、多言語に対応した支援・相談業務を行うことができた。

みやまえく たんとう ねんど
【宮前区にて担当】2019年度 A

えいご しょくいん たいおうまた かたこと えいご たいおう ほいくあんない がいよう しょう かんいてき あんない
英語のできる職員が対応又は片言の英語で対応するか、「保育案内【概要】」を使用し簡易的な案内
をすることに加え、今年度からは児童家庭課に設置しているテレビ通訳タブレット端末を用いて、
たげんご ほいくりようしんせいとう そうだん たいおう
多言語による保育利用申請等の相談に対応している。

たまく たんとう ねんど
【多摩区にて担当】2019年度 A

がいこくじんしんみん そうだん う さい しょくいん まどぐちそな つ たぶれっと もち たげんごつうやく
外国人市民から相談を受ける際に、職員が窓口備え付けのタブレットを用いた多言語通訳
サービスツールを活用し、ほいくりようしんせいとう たげんご せつめい おこな
保育利用申請等について多言語で説明を行った。

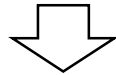
あさおく たんとう ねんど
【麻生区にて担当】2018年度 A

にほんご にがて がいこくじんしんみん そうだん たぶしよ しょゆう たぶれっとたんまつ かつよう
日本語が苦手な外国人市民からの相談について、他部署が所有するタブレット端末を活用し、TV
つうやく とお そうだんないよう はあく かいとう たいおう
通訳を通し相談内容を把握し、回答することで対応した。

2019年度・提言①

外国人市民の子育て支援として、乳幼児健康診査のための多言語による支援の充実を図る。

- 1 代表者会議が作成した問診票の「多言語記入ガイド」を活用する。
- 2 乳幼児健康診査やその他の母子保健事業に関わる情報の多言語化を推進する。



1 2020年度 A

市ホームページ内「子どもの健診」にて多言語記入ガイドPDF版を掲載し、問診票として自由にダウンロードできるようにした。また、毎月発送する乳幼児健診の対象者宛て案内通知の封筒に多言語記入ガイドの紹介及びホームページのQRコードを印刷して全対象者へ周知をした。今後、多言語記入ガイドをより一層活用してもらえよう、掲載先のホームページの構成を工夫する。

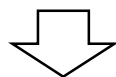
2 2021年度 A

乳幼児健康診査の帳票類について多言語版（11言語）を作成し、市ホームページ内「子どもの健診」に掲載し市民が活用できるようにした。職員向けのものは庁内に公開し、各区の必要に応じて加工して使用できるようにした。また、その他の母子保健事業に関わる情報や各区で実施している事業の帳票類も多言語化し、各区で活用している。

ねんど ていげん
2019年度・提言②

にほんごしどう ひつよう じどうせいと あんしん がっこうせいかつ おく にほんご
日本語指導が必要な児童生徒が安心して学校生活を送れるよう日本語
しえん じゆうじつ はか
支援の充実を図る。

1 にほんごしどう ひつよう こ たい そうごうてき しえん たいせい せいび
日本語指導が必要な子どもに対して総合的に支援ができるような体制を整備する。



1 2020年度 A

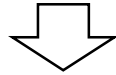
これまで教育委員会において、多文化共生教育の推進全般に関しては総務部が、日本語指導が必要な児童生徒に対する支援については総合教育センターカリキュラムセンターがそれぞれ所管していたが、今年度の組織改編により、すべて教育政策室人権・多文化共生教育担当の所管となった。これにより、日本語指導が必要な子どもに対し総合的に支援ができるようになった。併せて、予算の拡充などにより、日本語指導の体制を抜本的に見直したことで、日本語指導が必要なすべての児童生徒に対し支援の手が行き届くようになった。

今後も、日本語指導が必要な児童生徒への支援について、研修等を通じて職員や学校の支援力の向上に努めていく。また、今年度から実施した新たな施策を検証するとともに、児童生徒への適切な支援のあり方について、社会情勢や他都市の状況等を踏まえながら、引き続き検討を続けていく。

ねんど ていげん
2019年度・提言③

がいこくじんろうどうしゃ てきせい しゅうろう む とりくみ すいしん
外国人労働者の適正な就労に向けた取組を推進する。

- 1 ろうどうかんれんほう じゆんしゆ こうせい たいぐう かくほ じぎょうぬしとう けいはつ てきせつ かんとくしどう てつてい
労働関連法が遵守され、公正な待遇が確保されるよう事業主等への啓発と適切な監督指導を徹底す
るとともに、がいこくじんろうどうしゃ けいはつ じょうほうていきょう じゅうじつ ほか くに はたら
外国人労働者への啓発と情報提供の充実を図るよう国に働きかける。
- 2 がいこくじん こよう じぎょうぬしとう たい がいこくじん こよう ろー かん けいはつ じょうほうていきょう じゅうじつ
外国人を雇用する事業主等に対して、外国人の雇用ルールに関する啓発と情報提供を充実させる。
- 3 がいこくじんろうどうしゃ たい てきせい ろうどうじょうけん そうだんまどぐち かん けいはつ じょうほうていきょう じゅうじつ ほか
外国人労働者に対して、適正な労働条件や相談窓口に関する啓発と情報提供の充実を図る。



1 ねんど
2025年度 B
じぎょうぬしとう けいはつ じゅうらい どうよう こうほうし がいどぶっく ほーむぺーじとう つう じっし
事業主等への啓発について、従来と同様に、広報誌やガイドブック、ホームページ等を通じて実施
した。らいねんどういこう ひ つづ しゅうち けいはつ ほか
来年度以降も引き続き、周知・啓発を図っていく。

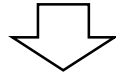
2 ねんど
2025年度 B
がいこくじん こよう じぎょうぬしとう たい じゅうらい どうよう ほーむぺーじ こうほうし がいどぶっく
外国人を雇用する事業主等に対して、従来と同様に、ホームページや広報誌、ガイドブックでの
じょうほうていきょう おこな らいねんどういこう ひ つづ とりくみ すす
情報提供を行った。来年度以降も引き続き取組を進める。

3 ねんど
2025年度 B
がいこくじん ふく ろうどうしゃ たい ろうどうじょうけん そうだんまどぐちとう じゅうらい どうよう ほーむぺーじ
外国人を含む労働者に対して、労働条件や相談窓口等について、従来と同様に、ホームページや
こうほうし がいどぶっく じょうほうていきょう おこな がいこくじんろうどうしゃ そうだん ぜんたい わり み
広報誌、ガイドブックでの情報提供を行った。外国人労働者からの相談は、全体の1割にも満た
ないため、よりしゅうち ほか ひつよう
周知を図る必要がある。

ねんど ていげん
2021年度・提言①

にほんご ぼご がいこくじんしみん ほいく かん てつづ さぽーと
日本語を母語としない外国人市民の保育に関する手続きをサポートする
ために、たげんご しえん じゅうじつ はか
ために、多言語による支援の充実を図る。

だいひょうしゃかいぎ さくせい きょういく ほいくきゅうふにんてい へんこう しんせいしよ ほいくしよとりよう へんこう もうしこみしよけんじどう
1 代表者会議が作成した「教育・保育給付認定(変更)申請書」と「保育所等利用(変更)申込書兼児童
だいちょう たげんごきにゅうがいど かつよう
台帳」の多言語記入ガイドを活用する。



1

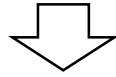
ねんど
2022年度 A

かくく ほいくしよとう しんせいまどぐち いんさつ うえ はいふ かつよう
各区の保育所等の申請窓口において印刷の上、配布し、活用した。

ねんど ていげん
2021年度・提言②

がいこくじんしみん じりつ しみん あんしん せいかつ おく しえん
外国人市民が自立した市民として、安心して生活が送れるよう支援す
る。(2017年度提言の再提言)
ねんどていげん さいていげん

あら てんにゆう がいこくじんしみん おも たいしやう ぎやうせい せいど じやうほう せいかつ おく うえ る ー る
1 新たに転入してきた外国人市民を主な対象に、行政の制度や情報、生活を送る上でのルールや
まな ー し やくだ じやうほう かわさきし みりよく せつめい おりえんてーしょん かいさい
マナー、知っておくとよい役立つ情報、川崎市の魅力などを説明するオリエンテーションを開催する。



1

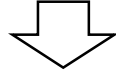
ねんど
2025年度 B

こうえきざいだんほうじんかわさきしこくさいこうりゆうきやうかい さいわいくさうごうほうさいくねんおよ にほんごこうざ せいかつおりえんてーし
公益財団法人川崎市国際交流協会では、幸区総合防災訓練及び日本語講座で生活オリエンテーシ
ョンを実施する予定である。引き続き、市の他の地域も含めた継続的な実施やオリエンテーションで
ていきやう ないやう こうほうしゆだん けんとう つと
提供 する内容・広報手段の検討に努めていく。

ねんど ていげん
2021年度・提言③

がいこくじんしえん たぶんかきょうせい すいしん もくてき ちゅうかんしえん やくわり
外国人支援と多文化共生の推進を目的とし、中間支援の役割をはたす
ちいき きよてん すいしん ねんどていげん さいていげん
地域の拠点づくりを推進する。(2015年度提言の再提言)

1 たぶんかきょうせいらうんじかり せっち
1 「多文化共生ラウンジ(仮)」を設置する。



1

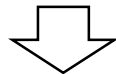
ねんど
2024年度 A

がいこくじんそうだんしえんたいせい じゅうじつ む あら きよてん たぶんかきょうせいぶらざ かわさきし
外国人相談支援体制の充実に向けた新たな拠点として、「かわさき多文化共生プラザ」を川崎市
やくしょだい ちょうしゃ せいび ねん がつ ほんかくおーぶん こんご そうだんしえんないよう じゅうじつ ぶらざ
役所第3庁舎に整備し、2024年7月に本格オープンした。今後は、相談支援内容の充実やプラザを
かつよう こみゆにてい とりくみ すす
活用したコミュニティづくりのための取組などを進めていく。

2023年度・提言①

外国人市民が安心して産前・産後の期間を過ごせるよう、多言語や
〈やさしい日本語〉による支援の充実を図る

- 1 代表者会議が川崎市に住む外国人市民のために多言語で作成した、産前・産後支援に関するリーフレットを活用する。
- 2 産前・産後支援に関する情報の〈やさしい日本語〉化を推進する。
- 3 各区が作成している子育てガイドブックの外国人向けページに、産前・産後支援に関する情報を掲載する。
- 4 多文化医療サービス研究会が作成した「ママと赤ちゃんサポートシリーズ」を広報・周知する。



1 2025年度 B
市ホームページ「妊娠届と母子健康手帳の交付」において、代表者会議が川崎市に住む外国人市民のために多言語で作成した産前・産後支援に関するリーフレットを掲載した。また、各区の窓口に来所した外国人市民に対して情報提供をするとともに周知を行った。引き続き啓発内容や媒体手段の見直しを行っていく。

2 2025年度 B
産前・産後支援に関する情報については、ルビを振っているものも一部あるが、多言語化を中心に対応しており、〈やさしい日本語〉化の着手は今後の検討課題としている。

3 2025年度 A
【川崎区にて担当】2025年度 A
2025年度発行の子育てガイドブックに外国人市民代表者会議がまとめた多言語（14言語）の産前・産後支援に関する情報を掲載した川崎市ホームページへのリンク（二次元コード）を掲載した。

【幸区にて担当】2025年度 A
2025年度版幸区子育て情報誌「おこさまっぷさいわい」の中の「がいきくじんのかたへ」の掲載ページに、外国人市民代表者会議がまとめた多言語（14言語）の産前・産後支援に関する情報を掲載した川崎市ホームページへのリンク（二次元コード）についても掲載した。

【中原区にて担当】2024年度 A
2024年度版中原区子育て情報ガイドブック「このゆびと〜まれ!」に、外国人市民代表者会議がまとめた多言語（14言語）の産前・産後支援に関する情報を掲載した川崎市ホームページへのリンク（二次元コード）を掲載した。

【高津区にて担当】2024年度 A

子育てガイドブック内に、「外国籍の方の育児支援」というページを設け、妊娠～出産までに必要な手続きや医療機関、保育所に関わる情報を英語と日本語ルビ付きにて掲載するほか、多言語に
対応可能な相談窓口の案内を掲載するとともに、2024年度版から新たに、外国人市民代表者会議が
まとめた多言語(14言語)の産前・産後支援に関する情報を掲載した川崎市ホームページへのリンク
(二次元コード)を掲載した。より多くの外国人市民に交付できるよう、妊娠届提出時に母子健康
手帳と同時に交付しているほか、区役所内関係課で配布を行っている。

【宮前区にて担当】2025年度 A

みやまえ子育てガイドブック「とことこ」の内容更新の際に外国人市民代表者会議がまとめた
多言語(14言語)の産前・産後支援に関する情報を掲載した川崎市ホームページへのリンク(二次元
コード)を掲載した。

【多摩区にて担当】2025年度 A

多摩区で発行している「地域子育て情報BOOK」について、外国人向けページに、外国人市民代表者
会議がまとめた多言語(14言語)の産前・産後支援に関する情報を掲載した川崎市ホームページへの
リンク(二次元コード)を掲載した。

【麻生区にて担当】2025年度 A

麻生区子育てガイドブック「きゅっとハグあさお」について、外国人市民代表者会議がまとめた
多言語(14言語)の産前・産後支援に関する情報を掲載した川崎市ホームページへのリンク(二次元
コード)を掲載した。

4

2025年度 B

市ホームページ「妊娠届と母子健康手帳の交付」において、代表者会議が川崎市に住む外国人
市民のために多言語(14言語)で作成した産前・産後支援に関するリーフレットを掲載し、また、各区
の窓口に来所した外国人市民に対して情報提供をするとともに周知を行った。市ホームページ
「妊娠届と母子健康手帳の交付」は情報量が多いため、今後は、分かりやすく案内ができるよう
ホームページ等の整理、見直しを行っていく。

2023年度・提言②

外国人市民が安心して介護保険制度を利用し、サービスを受けることができるよう、事業者への啓発と制度の周知を図る

- 1 介護・福祉従業者向けに多文化理解に関する研修を実施する。
- 2 介護・福祉従業者向けに〈やさしい日本語〉に関する研修を実施する。
- 3 「こんにちは介護保険です」の〈やさしい日本語〉版を作成する。
- 4 「こんにちは介護保険です」の多言語版および〈やさしい日本語〉版の活用が進むよう、広報・周知を推進する。



1、2

2025年度 A

総合研修センターが、介護・福祉事業者向けに「外国人の利用者支援に役立つ、多文化理解と伝わりやすい日本語」というテーマで研修を実施している。研修の参加者からの意見を踏まえ、研修の実施方法を改善していく。

3

2025年度 A

2024年度に「こんにちは介護保険です」の〈やさしい日本語版〉を作成し、市ホームページに掲載した。

4

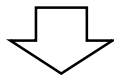
2025年度 B

「こんにちは介護保険です」の外国語版（英語、韓国・朝鮮語、ポルトガル語、スペイン語、フィリピン語）を市ホームページに掲載している。〈やさしい日本語版〉についても、ホームページに掲載し、印刷物を川崎市国際交流センターに配架した。今後は、さらに、広報媒体を活用し、多言語版および〈やさしい日本語〉版の周知を行っていく予定である。

2023年度・提言③

外国人市民の多様な日本語学習のニーズに対応するための体制および環境の整備を推進する

- 1 「川崎市地域日本語教育推進方針」に基づき、日本語学習のための体制および環境の整備を推進する。
- 2 学習機会の充実のため ICT (Information and Communication Technology) の活用を推進する。
- 3 外国人市民の日本語学習に関するニーズを把握するための調査を実施する。



1 2025年度 B

総合調整会議（地域日本語教育の推進に関する部会）を設置・運営しているほか、総括コーディネーター及び地域日本語教育コーディネーターを配置するなど体制整備に努めた。今後は、「川崎市地域日本語教育推進方針」に基づき学習環境の整備のための取組を推進していく。

2 2025年度 B

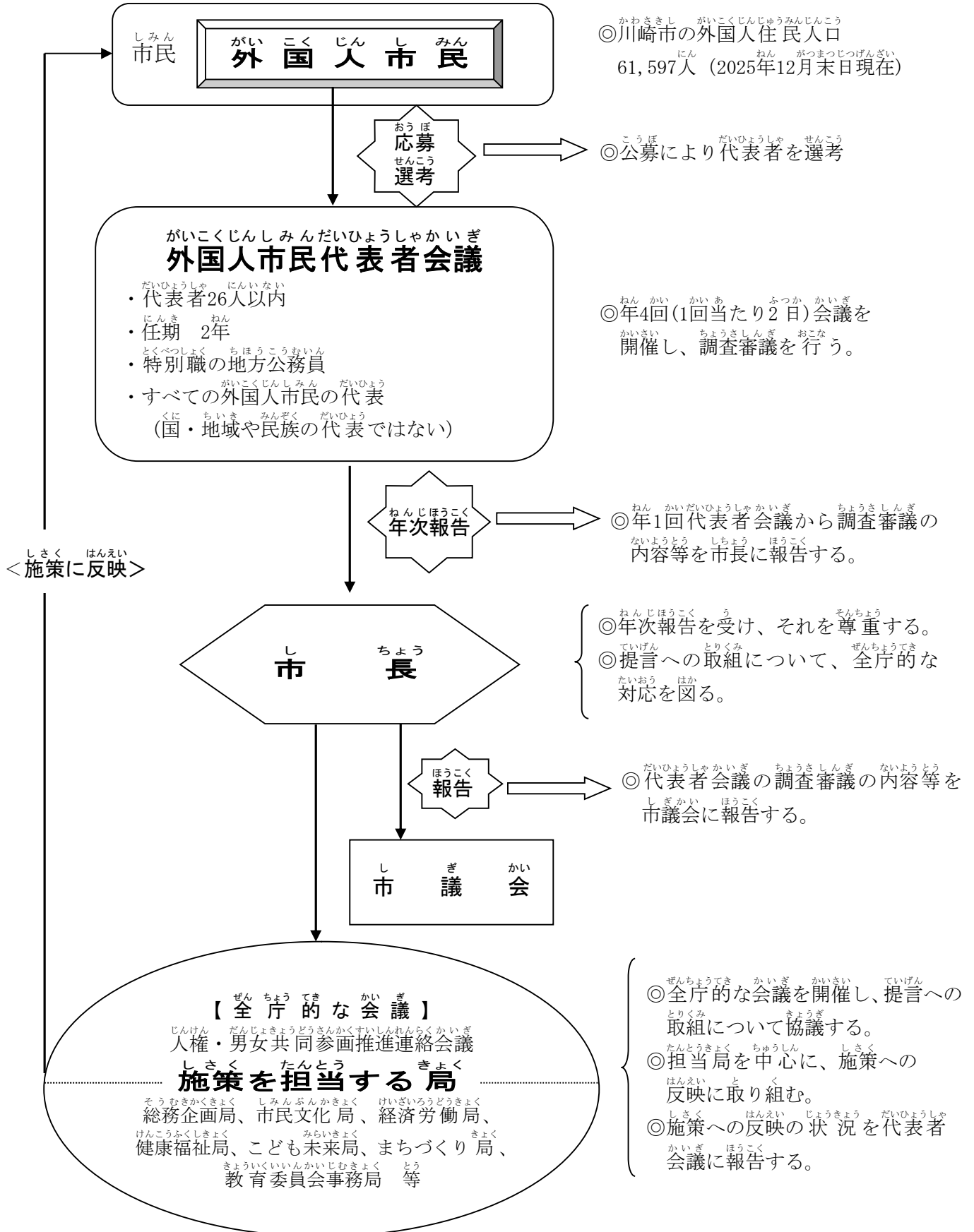
「かわさき日本語学習ポータルサイト」を立ち上げ、学習者向けに、市民館等の識字日本語学級や国際交流センターの日本語講座の募集情報を掲載するとともに、支援者向けには、ボランティア養成講座の情報を掲載した。今後は、外国人市民に対するニーズ調査を行った上で、オンラインで学習する場の検討を進めていく。

3 2025年度 B

総合調整会議（地域日本語教育の推進に関する部会）において、外国人市民の日本語学習に関するニーズを把握するための調査準備について協議した。調査の内容や実施方法について引き続き検討していく。

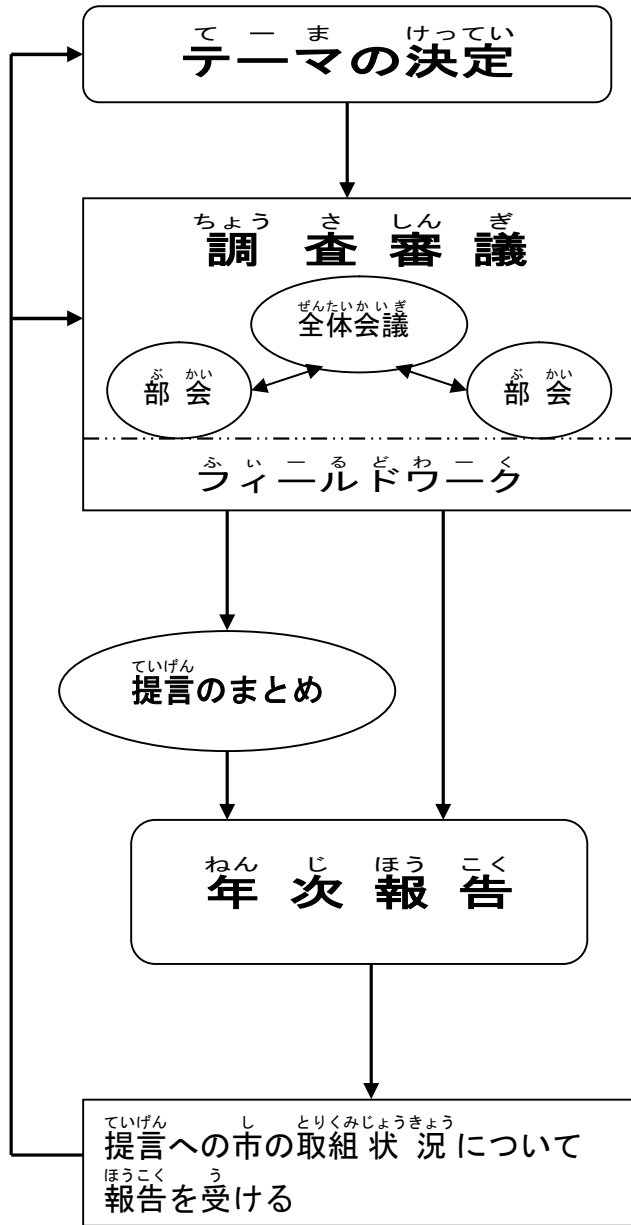
4 外国人市民代表者会議のしくみ

1 外国人市民代表者会議からの報告が施策に反映されるしくみ



2 外国人市民代表者会議の運営

会議の運営方法は、条例・運営要綱に基づき、代表者自身が決定する。



◎何を調査審議するかは会議で審議し、代表者が合意の上決定する。

◎テーマに基づき、部会を設置して調査審議することができる。

◎部会での審議結果を全体会議で報告し、代表者会議全体で確認する。

◎会議外でフィニルドワーク等を実施し、調査審議に活かす。

◎調査審議された内容のうち、提言として報告できるものをまとめる。

◎市長に調査審議の内容や活動状況等を報告するとともに、意見（提言）を申し出る。

◎市長は、提言への取組について、全庁的な対応を図る。

◎市は、提言への取組状況を代表者会議に報告する。

◎取組状況を踏まえて、調査審議を進める。

[事務局] 市民文化局 市民生活部 多文化共生推進課

- * 会議運営のサポート、調査審議資料及び議事録作成
- * 関係局等との調整及び連携
- * 他都市等の情報収集及び情報提供

5 条例・要綱・要領

川崎市外国人市民代表者会議条例

平成8年10月3日
条例第25号

(目的及び設置)

第1条 本市の地域社会の構成員である外国人市民に自らに係る諸問題を調査審議する機会を保障することにより、外国人市民の市政参加を推進し、もって相互に理解しあい、ともに生きる地域社会の形成に寄与することを目的として、川崎市外国人市民代表者会議(以下「代表者会議」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 代表者会議は、外国人市民に係る施策その他の外国人市民に関し前条の目的を達成するために必要と認められる事項について調査審議し、市長に対し、その結果を報告し、又は意見を申し出ることができる。ただし、外国に関する事項は、調査審議の対象としない。

(市長等の責務)

第3条 市長その他の執行機関は、代表者会議の運営に関し協力及び援助に努め、並びに代表者会議から前条に規定する報告又は意見の申出があったときは、これを尊重するものとする。

(組織等)

第4条 代表者会議は、代表者(第3項の規定により委嘱を受けた者をいう。以下同じ。)

26人以内をもって組織する。

2 代表者は、日本の国籍を有しない者であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。

(1) 年齢満18年以上であること。

(2) 住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)の規定により引き続き1年以上本市の住民基本台帳に記録されていること。

(3) その他市長が定める事項

3 代表者は、前項に定める者のうちから市長が委嘱する。

4 代表者は、任期为2年とし、1期に限り再任されることができる。

5 補欠の代表者の任期は、前任者の残任期間とする。

(代表者の責務)

第5条 代表者は、自らの国籍の属する国の代表としてではなく、本市のすべての外国人市民の代表として、職務を遂行しなければならない。

2 代表者は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

(委員長及び副委員長)

第6条 代表者会議に委員長及び副委員長各1人を置き、代表者の互選により定める。

2 委員長は、代表者会議を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(部会)

第7条 代表者会議は、必要に応じ部会を置くことができる。

(会議)

第8条 代表者会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 会議は、代表者会議の自主的な運営により、行われるものとする。

3 会議は、代表者の半数以上が出席しなければ開くことができない。

4 議事は、出席した代表者の過半数をもって決し、可決同数のときは、議長の決するところによる。

5 議長は、会議が終了したときは、会議の経過等をまとめ、市長に提出しなければならない。

(会議の開催)

第9条 会議の開催は、1年に4回とし、1回当たり2日とする。

2 前項の規定にかかわらず、委員長が必要と認めるときは、臨時の会議を開催することができる。

(資料の提出等)

第10条 代表者会議は、その調査審議に必要と認めるときは、関係者に資料の提出を求め、又は関係者の出席を求め、その説明若しくは意見を聴くことができる。

(報告等)

第11条 委員長は、毎年、代表者会議の調査審議の結果をまとめ、市長に報告しなければならない。

2 市長は、前項の規定による報告を受けたときは、議会に報告するとともに、これを公表するものとする。

(庶務)

第12条 代表者会議の庶務は、市民文化局において処理する。

(委任)

第13条 この条例に定めるもののほか、代表者会議の運営について必要な事項は委員長が代表者会議に諮って定め、その他この条例の施行について必要な事項は市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例の施行期日は、市長が定める。

(任期等の特例)

2 この条例の施行の日以後、最初に委嘱される代表者は、第4条第4項の規定にかかわらず、任期は平成10年3月31日までとし、1期に限り再任されることができる。

(会議の開催の特例)

3 平成8年度の会議の開催については、第9条第1項中「4回」とあるのは、「2回」とする。

附 則

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成24年7月9日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において本市の外国人登録原票に登録されていた者であって施行日から引き続き本市の住民基本台帳に登録されているものに対する改正後の第4条第2項第2号の規定の適用については、施行日の前日まで引き続き本市の外国人登録原票に登録されていた期間を本市の住民記録台帳に登録されている期間に通算する。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

かわさきしがいこくじんしみんだいひょうしゃかいぎょうえいようこう
川崎市外国人市民代表者会議運営要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、川崎市外国人市民代表者会議条例（平成8年川崎市条例第25号。以下「条例」という。）第13条の規定に基づき設置される川崎市外国人市民代表者会議（以下「会議」という。）の運営について必要な事項を定めるものとする。

（会議の開閉）

第2条 会議の開会、散会、延会、中止または休憩は、議長が宣言する。

（会議の公開）

第3条 会議は原則として公開とする。ただし、出席代表者の3分の2以上の多数で決定したときは、非公開とすることができる。

（会議の傍聴）

第4条 会議を傍聴する者（以下「傍聴人」という。）の定員は、会議の都度定める。

2 傍聴を希望する者が前項の定員を越えるときは、先着順により傍聴人を決するものとする。

3 傍聴人が会議を妨害するときは、議長は、これを制止し、その命令に従わないときは、これを退場させることができる。

（会議の使用言語）

第5条 会議は日本語を用いる。ただし、代表者が必要とするときは、通訳を同行することができる。

（正副議長会議）

第6条 会議の運営については、必要に応じて正副議長会議を開催し協議する。

ぶかい せっち
(部会の設置)

だい じょう じょうれいだい じょう きてい ぶかい ぎちよう かいぎ はか せっち
第7条 条例第7条に規定する部会は、議長が会議に諮って設置する。

ぶかい ぶかいちよう お ぶかいちよう とうがいぶかい ぞく だいひようしゃ ごせん さだ ぶかい
2 部会には部会長を置く。部会長は、当該部会に属する代表者の互選により定め、その部会
の事務を統括し、部会の審議経過及び結果を議長に報告する。

ぶかいちよう ひつよう おう せいふくぎちようかいぎ しゅつせき
3 部会長は、必要に応じて正副議長会議に出席することができる。

りんじ かいぎ
(臨時の会議)

だい じょう じょうれいだい じょう きてい りんじ かいぎ つぎ かくごう がいとう ばあい かいさい
第8条 条例第9条に規定する臨時の会議は、次の各号のいずれかに該当する場合に、開催
することができる。

きんきゆう かいぎ しょうしゅう ひつよう ばあい
(1) 緊急に会議の招集が必要な場合

だいひようしゃ ぶん いじよう もの かいぎ ふぎ あんけん しめ かいぎ せいきゆう
(2) 代表者の4分の1以上の者から会議に付議する案件を示して会議の請求があるとき

かいぎ ほうこく
(会議の報告)

だい じょう じょうれいだい じょうだい こう きてい しちよう ていしゆつ かいぎ けいかとう がいよう する できるく
第9条 条例第8条第5項の規定により、市長に提出する会議の経過等は概要を記した摘録
とする。

じょうれいだい じょう きてい しちよう ほうこく かいぎ がいよう ちょうさしんぎ けっかおよ いけんとう
2 条例第11条の規定による市長への報告は、会議の概要、調査審議の結果及び意見等を
内容とする書面により行う。

かいしよく もうしで
(解囑の申出)

だい じょう じょうれいだい じょう きてい だひひようしゃ つぎ かくごう がいとう しちよう もう で
第10条 委員長は、代表者が、次の各号のいずれかに該当するときは、市長にこれを申し出
ることができる。

じ こ つごう じしよく い し ひようめい
(1) 自己の都合により辞職の意思を表明したとき。

しんしん こしよう た じゆう しよくむ すいこう た おも
(2) 心身の故障その他の事由により職務の遂行に堪えないと思われるとき。

しよくむじよう き むいはん
(3) 職務上の義務違反があるとき。

ほじゆう もうしで
(補充の申出)

だい じょう だいひようしゃ けつじん しょう ばあい いいんちよう かいぎ はか ほじゆう しちよう もう で
第11条 代表者に欠員が生じた場合、委員長は会議に諮って、その補充を市長に申し出
ることができる。

いにん
(委任)

だい じょう じょう じょうれいだい じょう きてい ぶかい ぎちよう かいぎ はか せい
第12条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、会議の委員長が会議に諮って定める。

ふ そく
(附則)

じょうこう へいせい ねん がついつたち しこう
この要綱は、平成8年12月1日から施行する。

ふ そく
(附則)

じょうこう へいせい ねん がつ か しこう
この要綱は、平成11年10月14日から施行する。

ふ そく
(附則)

じょうこう へいせい ねん がついつたち しこう
この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

かわさきしがいこくじんしみんだいひょうしゃかいぎだいひょうしゃせんになようこう
川崎市外国人市民代表者会議代表者選任要綱

しゆし
(趣旨)

だい じょう ようこう かわさきしがいこくじんしみんだいひょうしゃかいぎじょうれいへいせいねんかわさきしじょうれいだいごういか
第1条 この要綱は、川崎市外国人市民代表者会議条例(平成8年川崎市条例第25号。以下
じょうれい だい じょう きてい もと しちょう いしよく がいこくじんしみんだいひょうしゃかいぎ だいひょうしゃ
「条例」という。)第4条の規定に基づき、市長が委嘱する外国人市民代表者会議の代表者
いか だいひょうしゃ せんになん ひつよう じこう さだ
(以下「代表者」という。)の選任について必要な事項を定めるものとする。
だいひょうしゃせんこう いいん かい せっち
(代表者選考委員会の設置)

だい じょう しちょう だいひょうしゃ せんになん かわさきしがいこくじんしみんだいひょうしゃかいぎ だいひょうしゃせんこう いいん かい
第2条 市長は、代表者を選任するときは、川崎市外国人市民代表者会議代表者選考委員会
いか だいひょうしゃせんこう いいん かい せっち せんこう いいん かい もと いしよく
(以下「代表者選考委員会」という。)を設置し、その選考の結果に基づき委嘱するものと
する。
だいひょうしゃ こうせい
(代表者の構成)

だい じょう じょうれいだい じょう もと だいひょうしゃ こうせい こくさいれんごうじんけんりじかい いいんせんしゆつ ちいきくぶん
第3条 条例第4条に基づく代表者の構成は、国際連合人権理事会の委員選出の地域区分
もと ちいき すく かくひとりじょう どういつ こくせき ちいき いいん になん こ
に基づく5地域から少なくとも各1人以上とし、同一の国籍・地域の委員は、4人を超えな
いものとする。

2 前項に規定する代表者の構成に対して、応募数が満たないとき又は応募者が選考基準を
ぜんこう きてい だいひょうしゃ こうせい たい おうぼ すう み また おうぼしゃ せんこうきじゆん
満たさないときは、その都度協議するものとする。
み つど きようぎ
(代表者の募集)

だい じょう だいひょうしゃ ぼしゆう こうぼ おこな
第4条 代表者の募集は、公募により行う。

2 募集に応募しようとする者は、外国人市民代表者会議代表者応募申請書(第1号様式)
ぼしゆう おうぼ もの がいこくじんしみんだいひょうしゃかいぎだいひょうしゃおうぼしんせいしよ だい ごうようしき
を提出し、又は川崎市簡易版電子申請サービス(川崎市の機関等に係る申請書の受付を行う
ていしゆつし また かわさきしかんいぼんでんしんせいさーびす かわさきし きかんとく かか しんせいしよ うけつけ おこな
ための電子情報処理組織で総務企画局デジタル化施策推進室が所管する汎用受付サービス
でんじじょうほうしりぞしき そうむきかきよくで じたる かしきくすいしんしつ しょかん はんよううけつけさーびす
をいう。)を使用する方法により申請するものとする。
しじょう ほうほう しんせい
(代表者の選考基準)

だい じょう だいひょうしゃせんこう いいん かい だいひょうしゃ せんこう あ おうぼしゃ にほんご かいわのうりよく
第5条 代表者選考委員会は、代表者の選考に当たっては、応募者の日本語会話能力のほか、
しせい かんしん ちいき がいこくじん そうご こうりゆうじょうきょう きようせい せつきよくせいとう
市政への関心、地域や外国人相互の交流状況、共生のまちづくりについての積極性等を
こうりよ せんこう
考慮して選考する。

2 前項に定めるもののほか、代表者選考委員会は、男女の均衡、地域、年齢等について適切
ぜんこう さだ だいひょうしゃせんこう いいん かい だんじょ きんこう ちいき ねんれいとう てきせつ
な配慮をするものとする。
はいりよ
(基準日)

だい じょう だい じょうだい こうだい ごうおよ だい ごう きてい まん ねんおよ しない ざいじゅう ねんいじょう ようけん
第6条 第4条第2項第1号及び第2号に規定する満18年及び市内在住1年以上の要件
きじゆんび だいひょうしゃ にんき はじ とし がつついたち
の基準日は、代表者の任期の始まる年の4月1日とする。
いになん
(委任)

だい じょう ようこう さだ ひつよう じこう だいひょうしゃせんこう いいん かい はか しみん ぶんか
第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、代表者選考委員会に諮って、市民文化
きやくちょう さだ
局長が定める。

ふ そく
附則
しこうきじつ
(施行期日)

1 この要綱は、平成8年10月7日から施行する。

(基準日の特例)

2 この要綱の施行の日以後、最初に委嘱される代表者の配分の基準となる外国人登録者数は、第6条第1項の規定にかかわらず、平成8年4月1日の外国人登録者数を用い、満18歳及び市内在住1年の要件の基準日は、同条第2項の規定にかかわらず、平成8年11月1日とする。

(代表者選考委員会の任期)

3 この要綱の施行の日以後、最初に委嘱される代表者選考委員会は、第3条第2項の規定にかかわらず、任期は平成10年3月31日までとする。

附 則

この要綱は、平成12年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成12年2月25日から施行する。

附 則

この要綱は、平成14年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年7月9日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年9月30日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年8月13日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年7月27日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年7月22日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年7月3日から施行する。

川崎市外国人市民代表者会議代表者選考委員会設置要領

(目的及び設置)

第1条 川崎市外国人市民代表者会議代表者選任要綱(以下「要綱」という。)第2条に基づき、川崎市外国人市民代表者会議(以下「代表者会議」という。)の代表者を選考するため、川崎市外国人市民代表者会議代表者選考委員会(以下「選考委員会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 選考委員会は、要綱に基づく代表者会議の代表者の選考を所掌する。

(組織)

第3条 選考委員会の委員は、次に掲げる者をもって充てる。

- 市民文化局長
- 市民文化局市民生活部長
- 市民文化局人権・男女共同参画室長
- 市民文化局コミュニティ推進部長
- 総務企画局都市政策部長
- 教育委員会事務局教育政策室長

(委員長)

第4条 選考委員会に委員長を置き、市民文化局長をもって充てる。

- 委員長は、選考委員会を代表し、会務を総理する。
- 委員長に事故があるときは、委員長が指名する者が、その職務を代理する。

(会議)

第5条 選考委員会は、委員長が招集し、会議の議長となる。

- 選考委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 選考委員会は、代表者の選考にあたっては、必要に応じて外国人市民施策に関して見識を有する者の意見を聴くことができるものとする。

(事務局)

第6条 選考委員会の事務局は、市民文化局に置く。

(委任)

第7条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、市民文化局長が定める。

附 則

この要領は、平成27年11月20日から施行する。

附則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

附則

この要領は、平成29年11月21日から施行する。

附則

この要領は、令和元年7月22日から施行する。

附則

この要領は、令和2年4月1日から施行する。

附則

この要領は、令和5年8月1日から施行する。

かわさきしがいこくじんしみんだいひょうしゃかいぎ ねんじほうこく ねんど
川崎市外国人市民代表者会議 年次報告<2025年度>
2026 (令和8) 年 3月

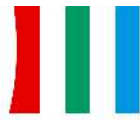
へん しゅう かわさきしがいこくじんしみんだいひょうしゃかいぎ
編 集 川崎市外国人市民代表者会議

はっ こう かわさきししみんぶんかきょくしみんせいかつぶたぶんかきょうせいすいしんか
発 行 川崎市市民文化局 市民生活部多文化共生推進課
〒210-8577 かわさきしかわさきくみやもとちょう ばんち
川崎市川崎区宮本町1番地

TEL 044-200-2846 FAX 044-200-3707

がいこくじんしみんだいひょうしゃかいぎ ほーむぺーじ
外国人市民代表者会議のホームページはこちら⇒





Colors, Future!

いろいろって、未来。

川崎市